

新・新潟市総合計画 (素案)

- ・ 時代の潮流

- ・ 基本構想

- ・ 基本計画

(重点プラン・区ビジョン基本方針を除く)



平成18年7月12日

新・新潟市総合計画（素案） 目次

時代の潮流	3
-------	---

基本構想	9
------	---

基本計画

1 総論

(1) 総合計画の枠組み	21
--------------	----

(2) 将来人口推計	25
------------	----

(3) 土地利用方針	31
------------	----

2 施策別プラン

地域と共に育つ，分権型協働都市	51
-----------------	----

大地と共に育つ，田園型拠点都市	69
-----------------	----

世界と共に育つ，日本海交流都市	93
-----------------	----

安心と共に育つ，くらし快適都市	125
-----------------	-----

市民と共に育つ，教育文化都市	167
----------------	-----

時代の潮流

新潟市を取り巻く時代の潮流

本市は、平成17年の大同合併を経て、19年4月に本州日本海側初の政令指定都市として新たなスタートを切りました。

今日のわが国を取り巻く状況は大きく変化しており、地方分権の一層の進展や、様々な分野での国際化の進展、人びとの価値観の多様化など、新たな可能性を予感させる流れがある一方で、かつての急成長が期待できない国内経済、少子高齢化の急速な進展による将来的な人口減少など、迅速かつ確実に対応すべき課題が生じています。

このような状況に加え、本市では、合併による市域の拡大や多様な地域文化の共存などの大きな変化が訪れました。

そして、広範な権限を持ち、自立的なまちづくりを進めることができる政令指定都市への移行という、さらなる変化に向けて、平成17年3月には「新・新潟市合併マニフェスト」を策定し、

「日本海政令市」

「田園型政令市」

「分権型政令市」

という3つの方向を市民にお示ししました。

本市は、合併に際しての協議と合併マニフェストの精神を受け継ぎ、地域分権や市民協働を推し進めることで、市民が市民であることを実感でき、愛着が持てるまちを築くとともに、日本海側の拠点という優位性や、豊かな自然・田園と高次都市機能が共存する都市形態などの特性を活かし、近年成長著しい、中国をはじめとする東アジア諸国との多面的な交流や国内諸都市とのパートナーシップの構築などを進め、「かつてない大都市・新潟」を育てて行くことにより、持続的な発展を目指す必要があります。

1 . 地方分権の一層の推進

地方分権一括法の施行など地方分権改革の進展により，現在国と地方は対等なパートナーとして，国民一人ひとりが生活の豊かさを実感できる地域づくりに向けた取り組みを進めています。

地方のうち，住民生活に最も身近な存在である市町村は，数多くの市町村合併がなされる中，分権型社会にふさわしい自発性と自主性，自律性，さらには独自性を持って，豊かな暮らしづくりを進めていく役割を担っています。

こうした状況の中で，経済の低成長化や少子高齢化による生産年齢人口の減少など，今後は従来のような高度成長が望めないことから，行財政運営の面では，財政投入の効果や成果をしっかりと見極めるなど，経営的視点や持続可能性を重視した取り組みが求められています。

一方，国と地方自治体との中間に位置する広域自治体として，道州制の検討が進められており，本州日本海側初の政令指定都市である本市としても，これらの議論の経過を注視するとともに，さらなる拠点性の強化を図っていくことが必要です。

2 . 自立と協働の時代へ

都市化社会が進み，人々の価値観やライフスタイルが多様化する中，従来の地縁を中心とする助け合いの機能が弱まる一方で，信頼を基盤とする人と人との関係や社会的ネットワークの重要性が見直されており，身近な課題に対応するためにボランティアやNPOなどによる活動が広がりを見せています。

定年を迎える人たちが増加する時期が到来し，地域でのこうした活動に参画する市民が増えることが予想され，地域の課題は地域で解決し，自ら暮らす地域を自らの力でより良いものにしようとする活動が活発になると考えられます。

本市は平成17年に14の市町村が一つになって誕生した都市であり，それぞれの地域が独自の歴史と文化を持っていることから，安心して暮らせる自立した社会を築くためには，それぞれの特性を活かしながら，市民・地域（団体）・行政などが手を携えて協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

3. 人口減少・少子高齢化

我が国では、出生率の低下などを背景に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年に総人口が減少に転じました。また、15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口も、今後減少していくと見込まれています。

加えて、いわゆる「団塊世代」と言われる人々の定年を迎える時期が到来し、急激な社会構造の変化をもたらすこととなります。

こうした状況下では、生産力の低下や納税者層の縮小に加え、高齢者層の医療や福祉需要の増大とそれをまかなう現役世代の負担の増加による、社会経済成長への影響が懸念されます。

こうした変化のなかで、今まで進めてきた市民生活を支える社会資本の整備・充実や行政サービス提供のあり方について、根本的な見直しが求められています。

それと同時に、高齢者や女性など幅広い人材が活躍できるまちづくりを進めるとともに、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを進めていかななくてはなりません。

本市においても、現状からの推計の中では平成22年をピークに人口減少が見込まれており、少子高齢化に対応するための様々な分野での取り組みが必要になっています。

4. 国際化と都市間競争の進行

交通や情報、物流機能などの発達により、今日、ヒト・モノ・カネ・情報が世界的な広がりをもって活発に行き交っており、国内外との多様な交流が必要不可欠な時代となっています。

また、少子高齢化の進行や経済の低成長化などにより社会経済環境が変化する中で、これまでの産業振興策などに加え、交流人口拡大に向けた取り組みの重要性が高まっています。

こうした中、東アジアでは、中国などが高度成長を続けており、巨大なマーケットとしての存在感を高めている一方、国内では、様々な面で都市間の競争が激しさを増しています。

本市は、これらの状況を踏まえ、対岸諸国や首都圏との経済・文化交流の実績、国際空港・国際港湾や新幹線等の充実した交通基盤、さらには日本海側に位置する地理的優位性を活かした拠点性のさらなる強化が求められています。

また、様々な取り組みにより都市の魅力を高めるとともに、それらを国内外に積極的に発信して他都市との差別化を図るなど、都市の活性化と豊かな市民生活の創出に向けた取り組みが必要になっています。

5. 自分らしく豊かな生活を送れる社会へ

これまで高度経済成長を支え、働き続けてきたいわゆる「団塊世代」の人たちを中心に、「物質的な豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視し、地球環境にやさしい暮らしやゆとりや潤いのある生活など、新しいライフスタイルや価値観が生まれています。

また、さまざまな分野での余暇活動、ボランティア、スポーツ活動など、ゆとりある豊かな生活を望む市民意識の高まりが見られます。

とりわけ、都会に住む人たちが田舎の生活に対して強いあこがれを持つ現象がみられ、自然とのふれあいや農業体験などを組み込んだ都市と農村の交流が盛んになっています。

また、こうした田舎暮らしに対する注目だけでなく、都会での日常生活においても、スピードや効率ばかりを重視するあわただしい毎日や働き方を見直そうという考え方が注目されるようになってきています。

こうした中、田園や水辺に代表される豊かな自然環境と都市が共存するという本市の利点を活かし、田園・自然によりもたらされるゆとりや潤いと、都市としての利便性の双方を、市内外の人々に提供することのできるまちづくりが必要です。

基 本 構 想

1 . 策 定 の 趣 旨

平成 17 年 3 月及び 10 月に 4 市 5 町 5 村が合併し , 多様な歴史と文化を持った地域が一つとなって , 新しい新潟市が誕生しました。

そして日本海側初の政令指定都市として大きく羽ばたこうとしています。

今日のわが国を取り巻く状況は , 地方分権化や少子高齢化 , 国際化の進展 , かつての急成長が望めない経済状況への移行 , さらに , ものから心への価値観の動きなど , 大きな変化を見せています。

本市においても , これらの潮流に的確に対応しながら , 地方分権や市民協働を推進するとともに , 日本海側の拠点都市として発展してきた優位性や , 恵まれた自然・田園と高次都市機能の共存といった本市の特性を活かして , 国内外との交流の輪を拡げ , かつてない新しいタイプの大都市を築いて行かなければなりません。

本基本構想は , このような将来を展望しながら , 概ね平成 26 年度を目標とする取組みの方向性を示すと同時に , 市民・地域・行政が共通の認識に立って , 共に考え , 共にまちづくりを進めていくために策定するものです。



2. まちづくりの基本的な考え方

まちづくりの理念

新潟市は、広域合併によりさらに多様な魅力と都市機能を有する都市となり、本州日本海側初の政令指定都市として大きく飛躍する可能性を持っています。

本市は広大で美しい田園と、信濃川など多くの河川や白鳥をはじめとする水鳥が舞う水辺など、豊かな自然環境の中に高次都市機能と拠点性を持つ、今までの大都市に類を見ない都市の形態となっています。

また、開港5港にも指定されるなど、古くから「みなとまち」として国内外と交流しながら発展してきた歴史や、それぞれの地域で育んできた固有の文化、産業など多くの優れた財産を持っています。

そして何よりも、各地域においてそれぞれの分野で活躍する人材こそが素晴らしい財産と言えます。

このような優れた財産を活かし、安心していきいきとした暮らしの実現を基本に、一人ひとりを大切に、支えあい、学びあい、共に育つまちづくりを進めます。

本市のまちづくりにあたっては、都市と田園との互惠・共生を特徴とする一方、日本海に面し北東アジアに向き合う優位性や拠点性を活かし、世界や国内の各地域と様々な交流を図り、平和共生をはじめ国内外に貢献するまちを目指します。

また、市民や地域が主導的役割を果たし、市民と行政が協働する自立度の高いまちを目指し、全体との調和に配慮しながら区を単位とした特徴あるまちづくりを推進することにより、市全体として魅力と活力を高めます。

本市は、本州日本海側初の政令指定都市としてスタートしますが、「みなとまち」「開港都市」としての発展を支えた進取の精神と、「大地と水」を慈しむ心を大切に、

田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち

人びとの英知が集う、日本海開港交流都市

を基本理念に

「協働」「互惠」「交流」「安心」「教育」の5つを主要な観点としてまちづくりを進め、「新潟に暮らして良かった」と実感できるまち、次世代に誇りを持って引き継げるまちを目指します。

目指すまちのかたち

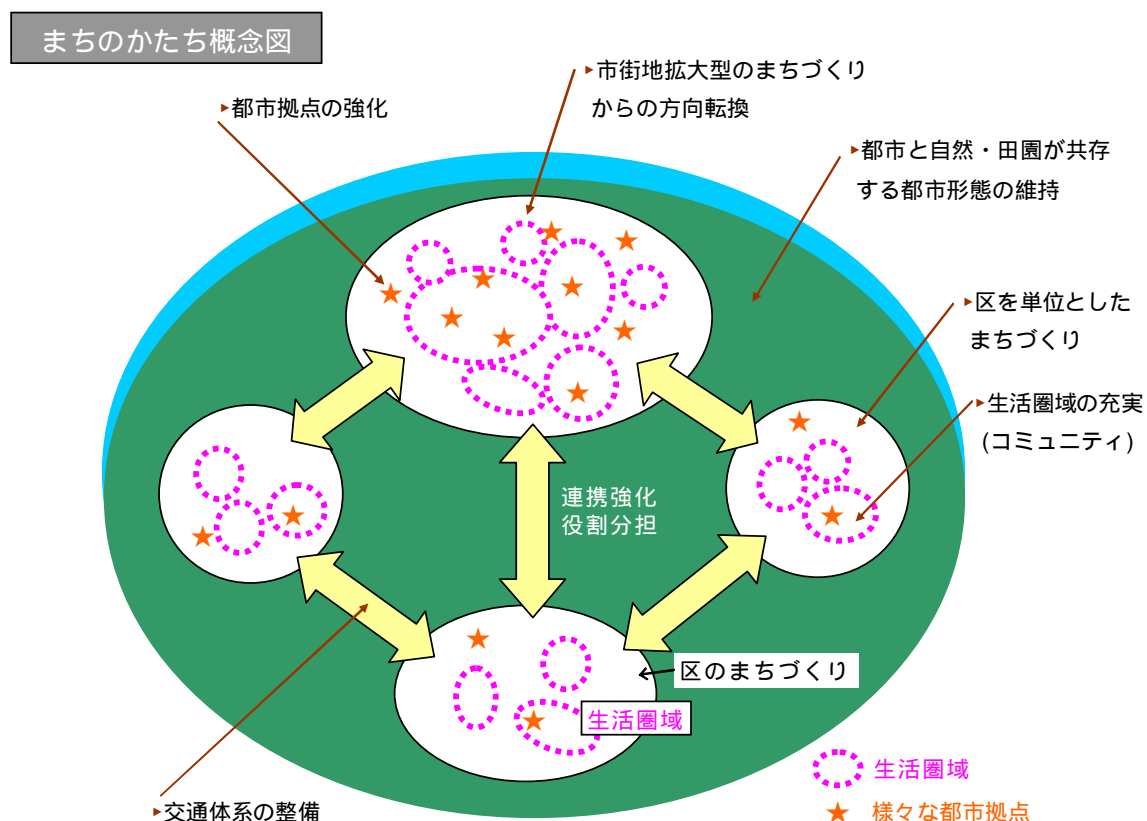
本市は、他の大都市にはない、広大な田園や多くの水辺に代表される豊かな自然環境とさまざまな都市機能を併せ持つ大都市として発展を続けています。

都市構造として本市をみた場合、都心を持つ旧新潟市の市街地を、緑豊かな田園と自然が包み込み、その中に近隣旧市町村の市街地が点在しており、各市街地間が道路・鉄道で結ばれています。

今後目指すべきまちのかたちは、この都市構造の維持を基本とし、将来的な人口減少や効率的な都市経営、さらには環境やコミュニティに配慮しながら、従来の拡大型のまちづくりから、まとまりのある機能的で質の高い市街地を目指す（コンパクトなまちづくり）方向に転換し、田園・自然が持つゆったり感と、大都市が持つ躍動感や利便性の双方を市民が享受できるまちを目指します。

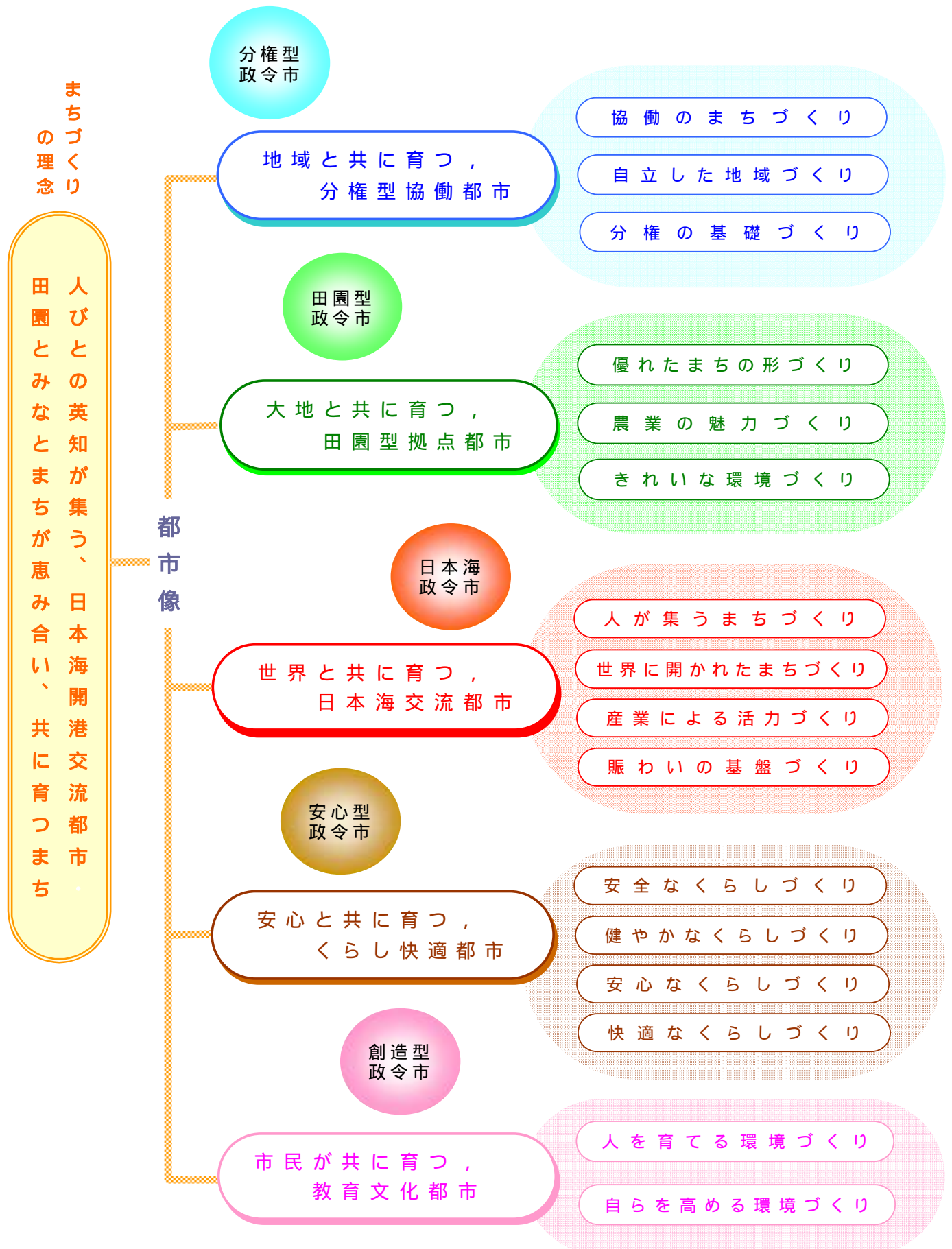
なお、市街地の拡大については、一定のルールのもと、適正にコントロールし、交通体系の整備により、都心と各地域、及び各地域間の緊密性を高めます。

そして、日本海側の拠点都市にふさわしい都心機能など広域拠点性の向上を図る一方、各区の生活圏の充実や、拠点機能などを考慮した個性的なまちづくりを進め、それぞれの地域の魅力と活力を高めることにより、市全体が調和し持続的に発展するまちを目指します。



3. 都市像

本基本構想では、まちづくりの理念を踏まえて「5つの都市像」を設け、それらの実現に向けた取組みをお示しします。



3. 都市像

地域と共に育つ，分権型協働都市

本市は，各地域において，全ての住民の人権や能力が尊重され，また市民と行政がパートナーとして互いを尊重し，それぞれの責任を自覚しながら共通の課題に取り組む，自立したまちを目指します。

協働のまちづくり

価値観の多様化に伴い，ますます多様で広汎となる市民ニーズに対応するため，市民・NPOなどの団体と行政が共に知恵と力を出し合っって課題に取り組み，多彩な能力を持った市民がボランティア活動などを通じ，自主的・自発的に活躍する，愛着と誇りの持てるまちづくりを進めます。

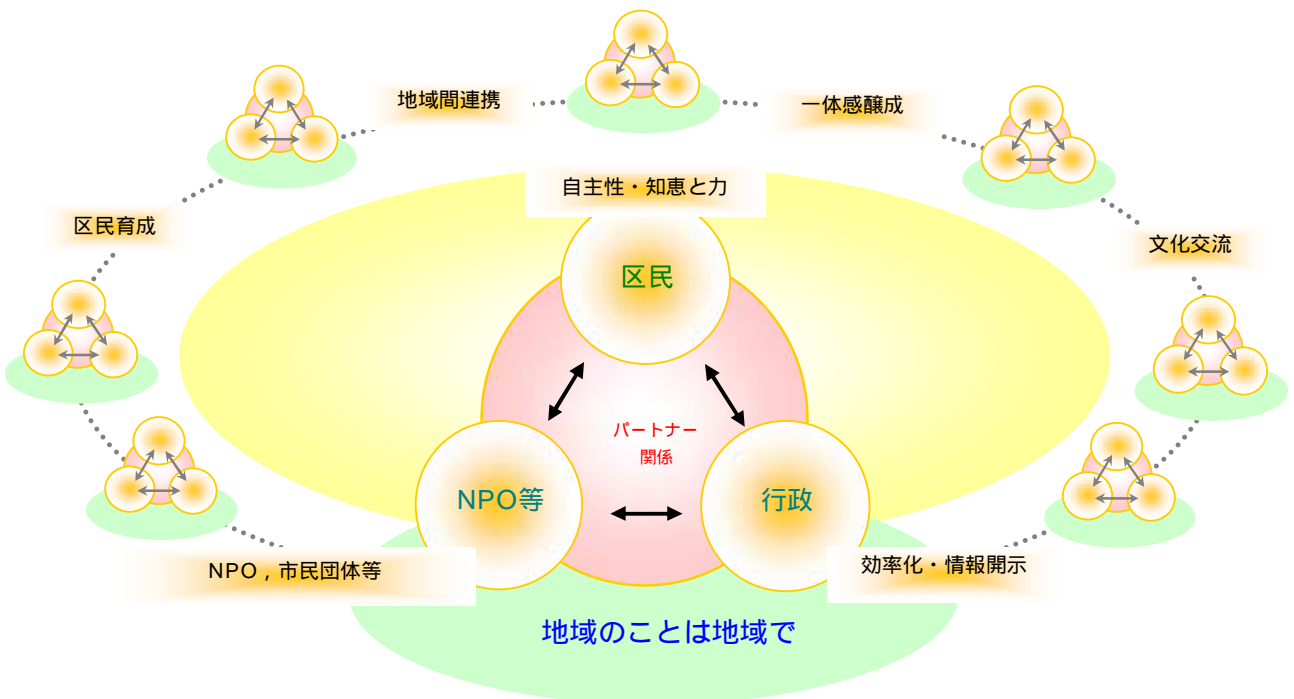
自立した地域づくり

また，それぞれの地域は，先人が特性を活かしながら，長い年月をかけて築き上げたものであり，様々な課題は地域の中で解決してきました。

本市では，さらに「地域のことは地域で」という考え方にに基づき，市民と地域が主体となってまちづくりを進め，区をメインステージに安心・安全の確保やそれぞれの特性に応じた自立した地域づくりを目指します。

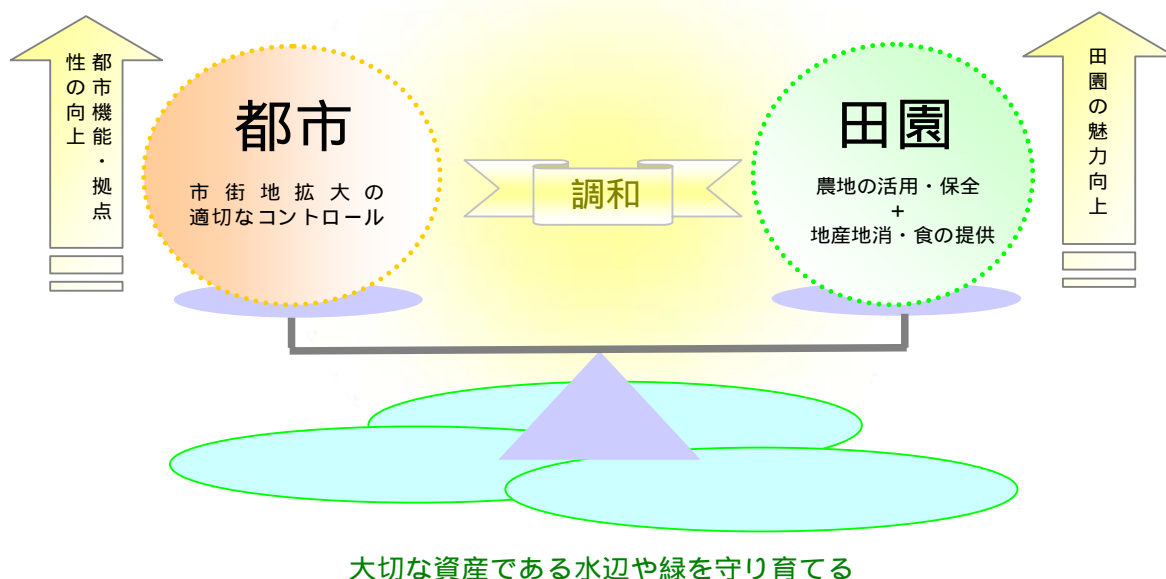
分権の基礎づくり

市民協働も地域自治も，行政と市民とが信頼し合うことが第一の前提となります。本市は，信頼される市役所づくりに向けて，部門間の連携を図り縦割り行政の弊害排除に努めるほか，行財政の効率化や情報の開示などをさらに推進します。



大地と共に育つ，田園型拠点都市

本市は，日本海側の拠点にふさわしい都市機能と，広大な田園や河川・潟などの水辺，さらには海岸や里山などの自然が調和し，多様な都市型のサービスが受けられると同時に自然の恵みも享受できるなど都市と田園が互いに恵み合うまちであり，今後も「都市と自然・田園が調和するまち」を目指します。



優れたまちの形づくり

本市の特色ある都市形態を維持し，環境に配慮した効率的な都市を構築するため，従来の都市の拡大方向（都市化社会）から都市の充実に方向転換して，市街地の拡大を適切にコントロールし，市街地の質を高め，都市と自然・田園が調和した，快適で美しいまちづくりを目指します。

農業の魅力づくり

広大で美しい農地は，生産の場であるばかりでなく，優れた環境を創出する空間でもあり，守り育てる必要があります。農産物の生産拡大や地産地消・地産外商を推進し，安心・安全な食の提供や農産物のブランド化，都市と農村の交流などを図り，食と花を発信する日本一の大農業都市を目指します。

きれいな環境づくり

また環境問題にも力を注ぎ，地球環境への貢献とまちの魅力の向上を図ります。地球温暖化に対応するための環境負荷の軽減，ゴミの減量化や資源循環など，「環境先端都市」にふさわしい取組みを，市民との協働により総合的に展開するとともに，本市の大切な資産である水辺や緑を守り育てます。

世界と共に育つ，日本海交流都市

本市は，本州日本海側初の政令指定都市として，多様な交流を通じて力強く発展するとともに，国内外に貢献します。

人が集うまちづくり

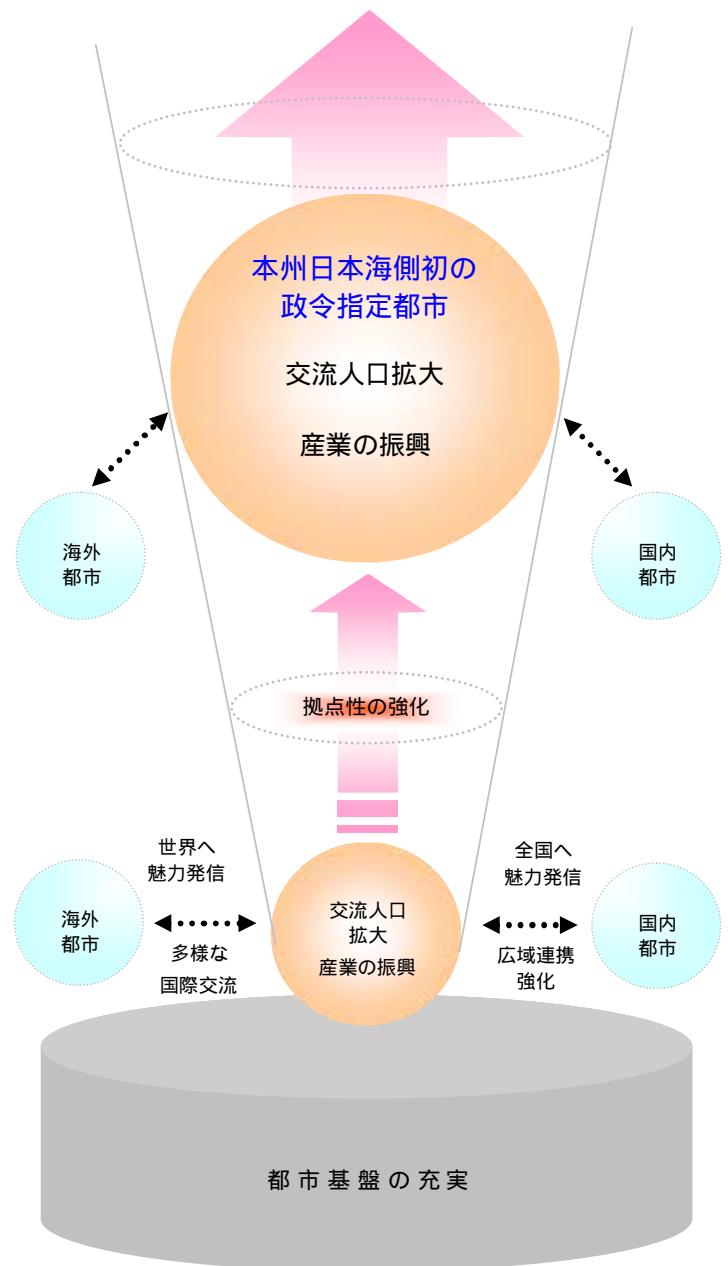
少子高齢化の急速な進展や経済の低成長化など，社会経済環境が変化する中で，都市を活性化させる有効な手段の一つが交流人口の拡大です。あらゆる機会を捉え，様々な手法を用いて「豊かな食と花」や「伝統ある湊町文化」に代表される本市の魅力を国内外に発信し，多くの人々が集う賑わいのまちを目指します。

世界に開かれたまちづくり

環日本海諸国を中心とした海外との交流では，古くから積み重ねてきた実績を活かすとともに，空港や港湾などの充実した交通基盤や日本海側の拠点，さらには首都圏との近接という優位性に一層磨きをかけ，交流の主体を市民・企業にシフトしながら，経済・文化・環境など様々な分野で世界に開かれたまちを目指します。

産業による活カづくり

産業の振興は，雇用の場を創出するとともに，都市の活性化に欠かせない要素です。このため，充実した都市基盤や豊かな食材，交流人口の拡大などを武器に，既存産業の振興や新産業の創出に努めるとともに，都市の発展を促す都市型産業のさらなる集積や企業誘致などに力を注ぎます。さらに，海外市場進出へのチャレンジを応援し，ビジネスチャンスの拡大を図ります。



賑わいの基盤づくり

都市活性化に向けての一連の取組みをバックアップするため、交通基盤や中核となる地区の整備、まちなか再生のほか、広域連携の強化などを進めて都市の求心力を高め、交流や産業のさらなる高まりと豊かな市民生活の実現を目指します。

〔北東アジアから見た新潟市〕



安心と共に育つ，くらし快適都市

安心・安全でゆとりある生活の実現は，最も基本的な課題であり，市民・地域・行政のバランスのとれた役割分担の中で，上質なくらしが保たれるまちを目指します。



安全なくらしづくり

近年凶悪化する犯罪や，国際的テロ，食品の安全性に対する不安，感染症の流行といった危機に対応するための体制づくりのほか，火災や本市の地勢を考慮した地震・水害などへの対策を着実に推進し，日々のくらしを守ります。

健やかなくらしづくり

平均寿命が延び高齢化が進む一方で，不規則な食生活などによる生活習慣病が増えていることから，子どもの頃からの健康づくりの推進や健全な食生活の実践，保健サービスの充実や身近な医療体制の充実などにより，生涯元気で生きいきと暮らせる「健康づくり日本一のまち」を目指します。

安心なくらしづくり

少子高齢化時代を迎え，安心して子どもを産み，育てることができる環境の整備に力を注ぐほか，高齢者や障害者など全ての人がいきいきと安心して暮らせる環境の整備を進め，地域を中心として共に支え合う，やさしい福祉のまちづくりを進めます。

快適なくらしづくり

地域の特性に合ったみどり豊かでうるおいのある住環境の整備を進めます。また，快適で安全な生活基盤づくりに努めます。

市民が共に育つ，教育文化都市

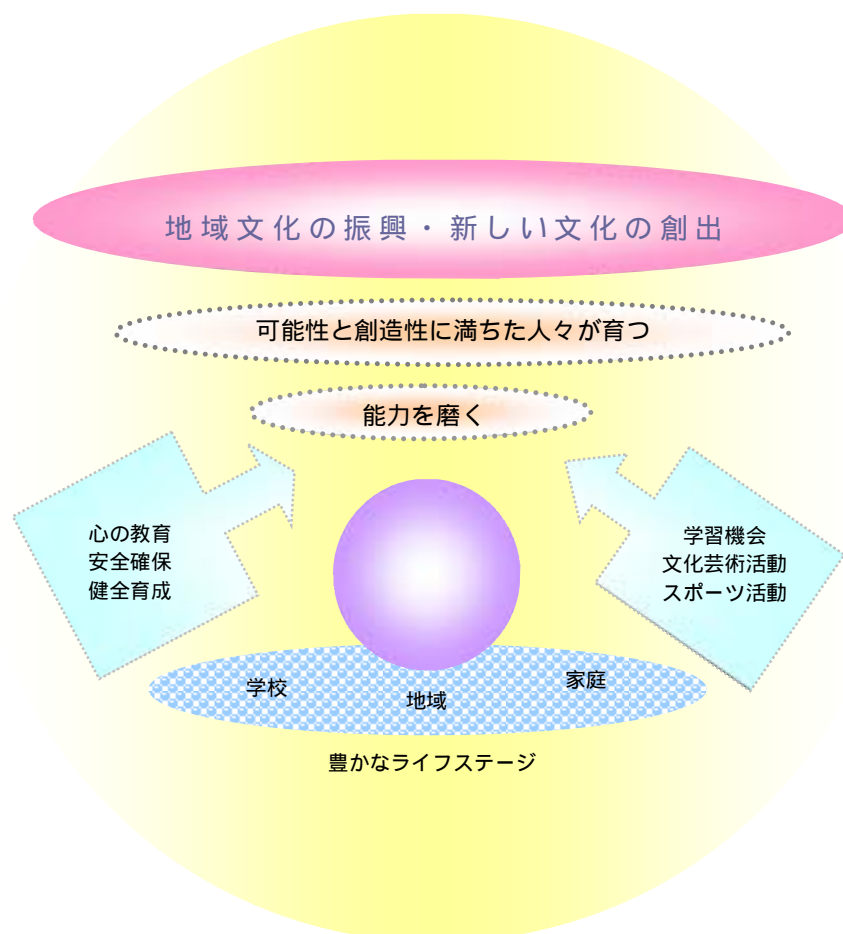
子どもから大人まで全ての人がその能力を磨き，実践できる環境づくりを進めるとともに，地域文化の振興や新しい文化の創出に努め，可能性と創造性に満ちた人々が，育ち活躍するまちを目指します。

人を育てる環境づくり

少子高齢化や情報化が進み，社会が複雑さを増す中，次世代を担う子どもを健全に育成するため，確かな学力と体力を身に付け，国際性や協調性，他者を思いやる心を養う教育を推進するとともに，学校と家庭，地域が信頼とパートナーシップに基づき，地域社会全体で教育活動や子育て，子どもの安全確保・健全育成などに取り組みます。

自らを高める環境づくり

また，学びを学校で完結させるのではなく，市民が学習，芸術，スポーツなどを通じて生涯にわたり自らを高めていくことは，ライフステージを豊かにするだけでなく，学習成果の地域への還元，特色ある地域づくりや新たな文化の創出にもつながることから，幅広い世代を対象として学習機会の充実，芸術文化活動やスポーツ活動への支援など様々な取組みを展開します。



基本計画

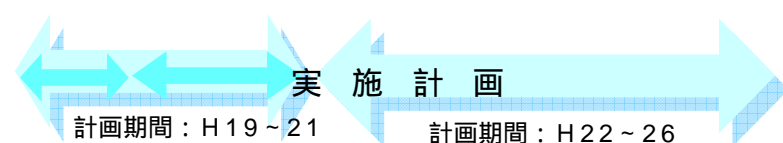
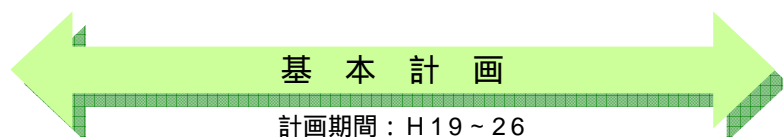
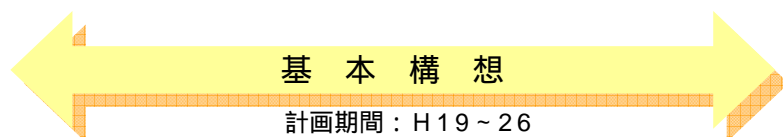
1 総論

(1) 総合計画の枠組み

総合計画の枠組み

計画期間

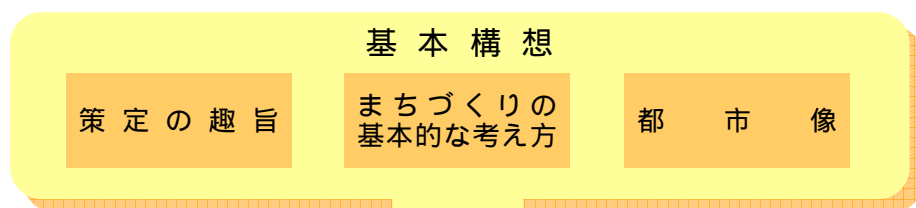
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26



H19に見直しを行います。

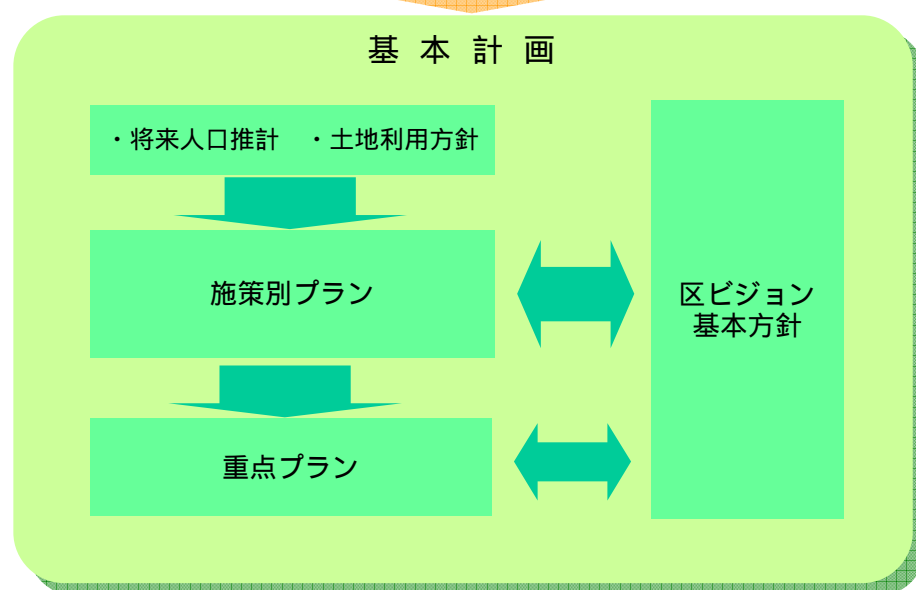
大きな社会・経済の変化などが生じた場合、必要に応じ見直します。

構成



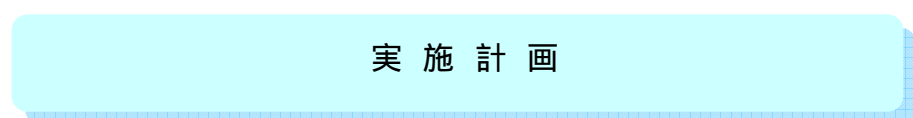
基本構想

新潟市の将来に向けたまちづくりの基本指針を示すものです。



基本計画

人口や土地利用などの市の基本的な枠組みを想定し、基本構想で示した指針に沿って各分野の施策を明らかにしたものです。



実施計画

概ね3年程度の期間に実施する施策と主要な事業を具体的に示したものです。

基本計画

1 総論

(2) 将来人口推計

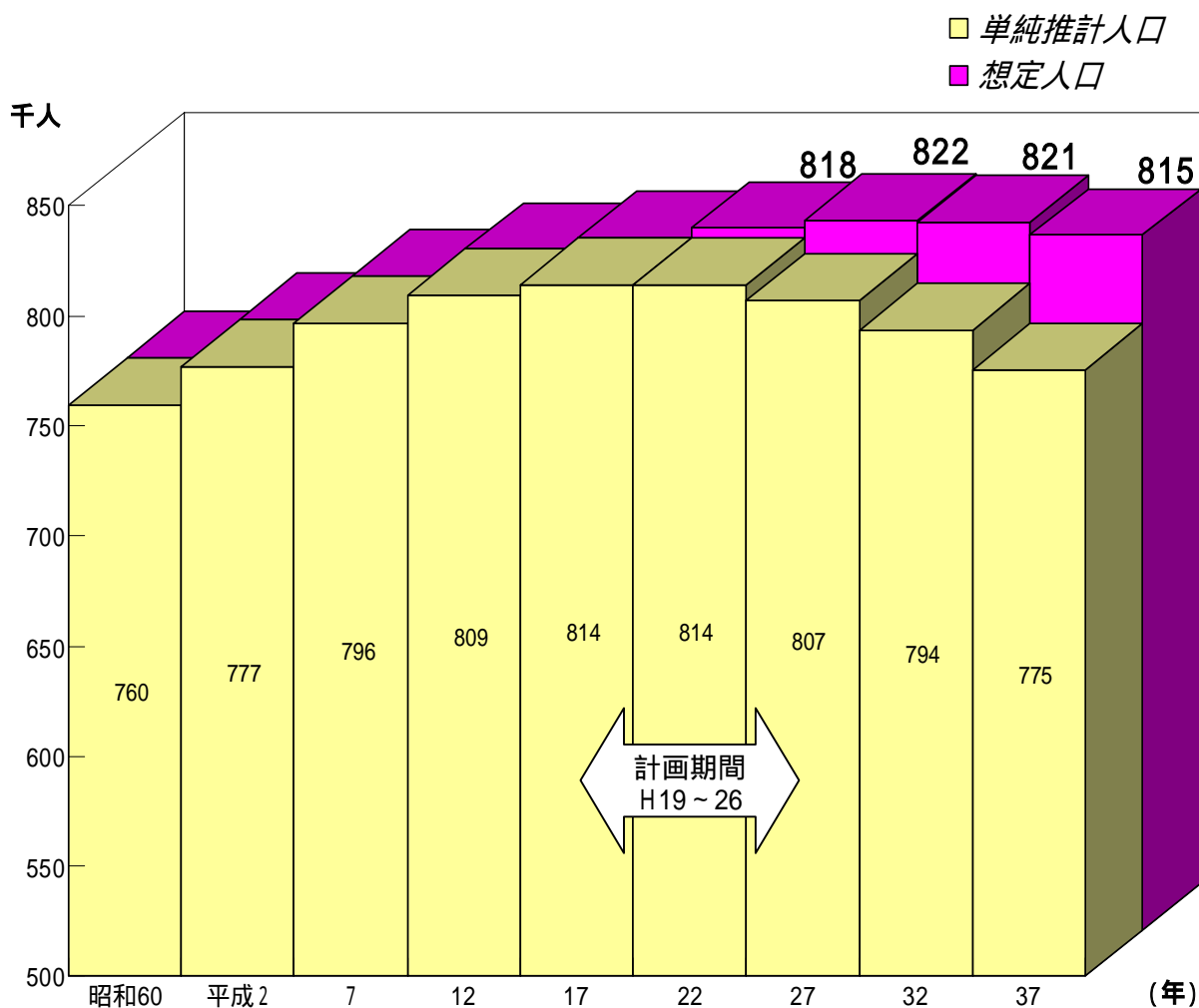
将来人口の想定

(1) 総人口

平成17年に戦後初めて日本の総人口は減少を迎え、これからますます少子高齢化が進む中で、本市の将来人口を単純に推計すると、平成22年の81万4千人余りをピークとして減少に転じ、平成27年には80万7千人程度という数値が得られます。

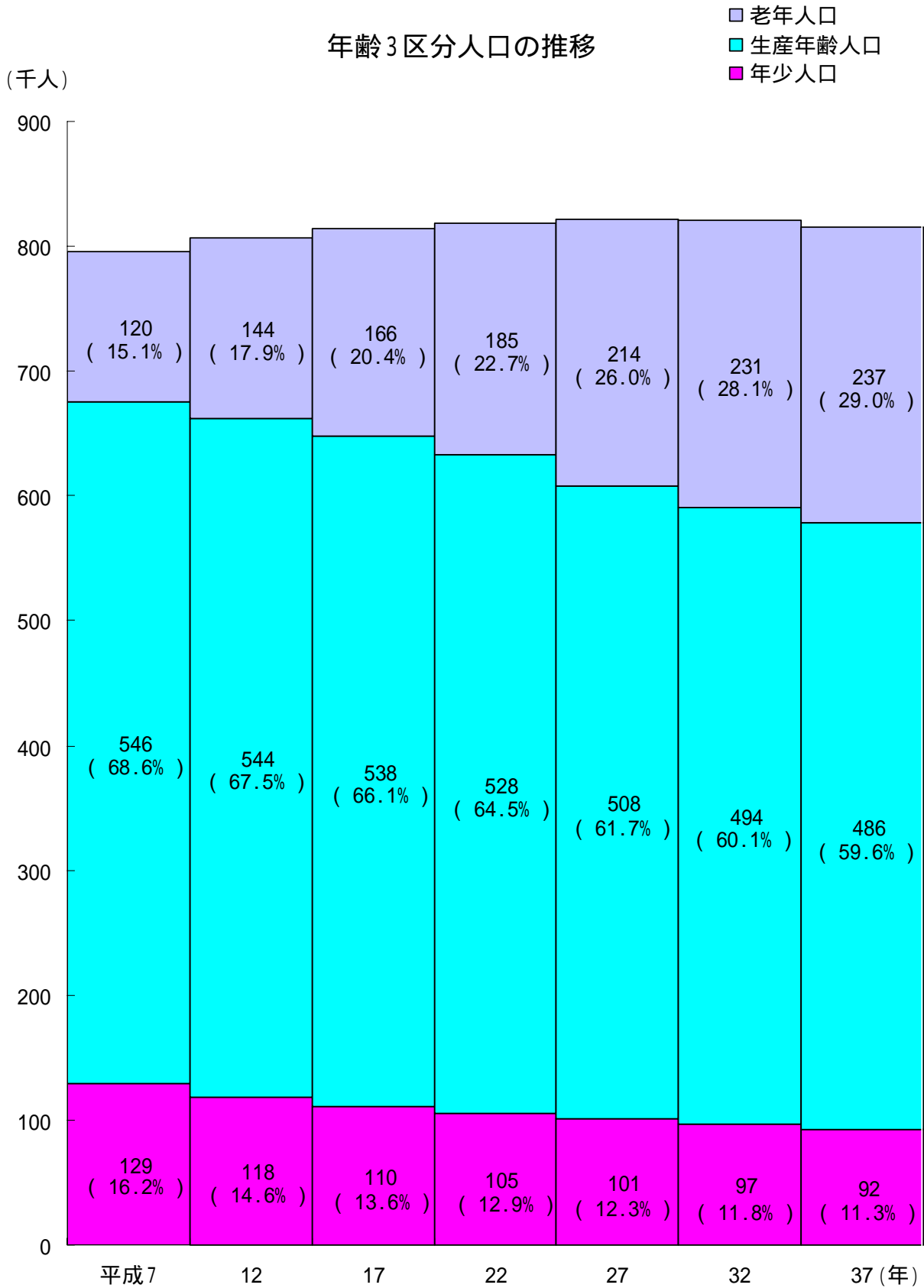
しかし、全国的に人口が減少し、都市間競争が激しくなるなか、本市においてはこの総合計画に基づき、交流人口の拡大や産業の振興に努め、都市型産業をはじめとした雇用の場を創出するとともに、都市と田園が共存した、ゆったりとした住環境づくりを進めるなどの諸施策を総合的に展開することにより、平成27年における人口を82万2千人と想定します。

新総合計画における新潟市の人口の想定



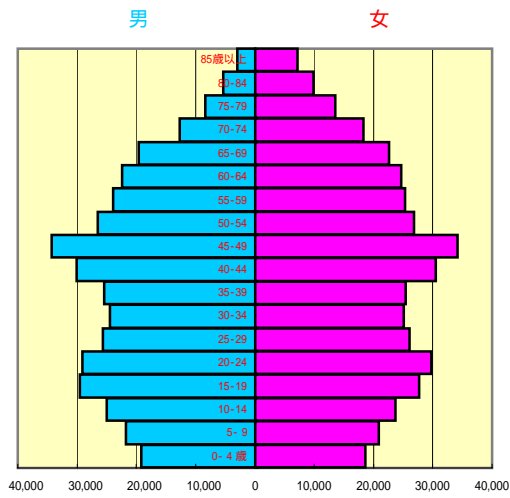
(2) 年齢階層別人口

年齢3区分人口の推移

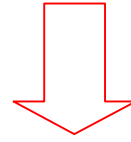
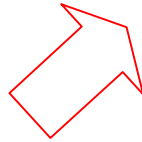
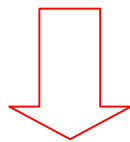
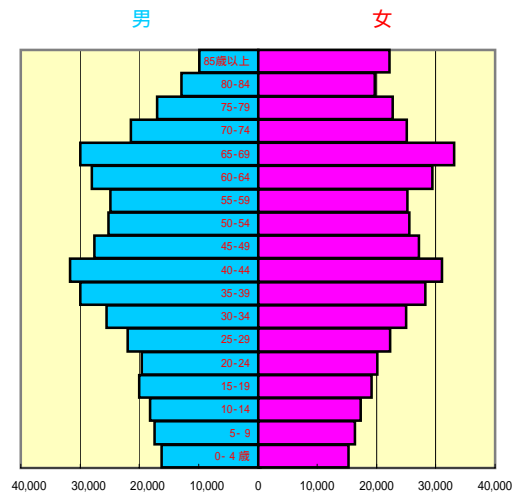


人口ピラミッドの変化

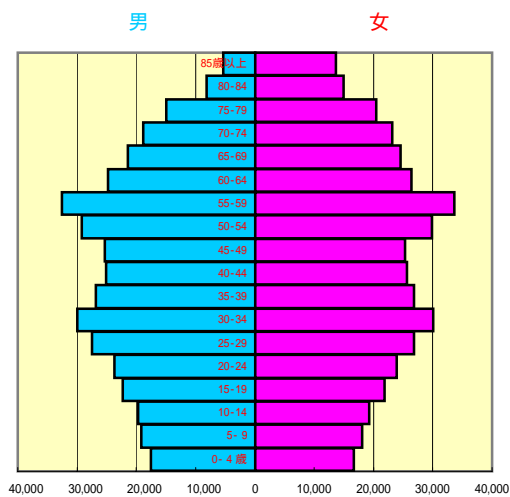
平成7年



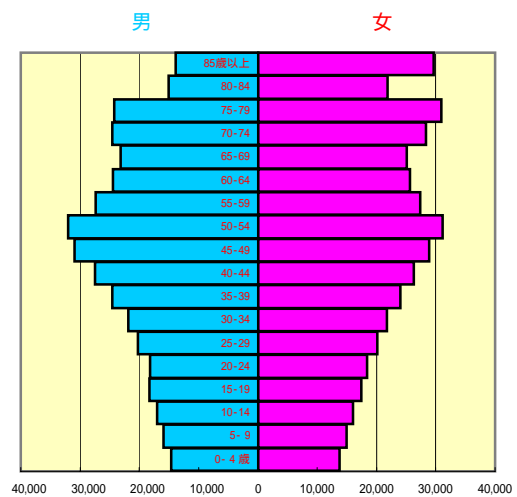
平成27年



平成17年



平成37年



基本計画

1 総論

(3) 土地利用方針

(3) 土地利用の方針

1 . 基本方針

本計画の基本理念の考え方を実現するため、統一的で計画的な土地利用を全市的に推進し、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

8 つの基本方針

① 都市と自然・田園が調和する形態を維持する

都市の魅力と自然・田園の持つゆったり感が共存し調和している本市独自の形態を維持するため、「コンパクトなまちづくり」の考え方を基本として、従来の市街地拡大型のまちづくりから転換し、快適で良質なまちづくりを進めていきます。このため、郊外の大型商業店舗や大規模な住宅地などの立地の規制・誘導に関するルールを定め、市街地の拡大をコントロールして豊かな自然・田園を保全するとともに、地域の特性や役割分担に応じた整備などにより効率的な都市経営に努めていきます。

② 日本海側の拠点として都市機能を強化する

国際交流・文化・流通・商業業務・観光など様々な都市機能の強化や、道路・鉄道・空港・港湾など都市基盤の一層の充実に努めるとともに、水辺や歴史文化を活かした個性的なまちづくりを進め、活力ある産業の集積と国内外の多様な交流を実現し、日本海交流拠点として、道州制への移行も見据えながら都市間競争にも対応できるよう拠点性を高めていきます。

③ 個性あるまちなかを活性化する

まちなかは古くからの個性ある歴史文化やコミュニティ、都市の魅力を生み出しています。このため、都心や地域拠点の魅力ある商店街の再生、都心景観の創出・保全とあわせて、道路、下水道などの社会資本が既に整ったまちなかへの居住を促進するなど、快適で質の高いまちなかの再生を進めていきます。

④ 都心と地域間などの連携を強化する交通ネットワークを整備する

地域内や地域間，都心と地域拠点がスムーズに移動でき，また地域間の交流が促進できるよう，鉄道やバス路線など公共交通の利便性を高めるとともに，幹線道路とあわせ自転車・歩行者にも配慮した整備を推進し，有機的なネットワーク化により快適な交通環境の形成を進めていきます。

⑤ 安全で快適な住環境の提供とコミュニティを重視した生活圏を充実する

都市と自然・田園が共生し調和している魅力を活かし，魅力的な繁華街や芸術文化を通じた様々な交流があり社会資本の整った利便性の高い都心居住から，アメニティあふれる郊外型住宅，そして豊かな田園空間に囲まれた暮らし（田園居住）まで，市民の多様化するライフスタイルに応えたまちづくりを進めていきます。

それぞれの地域の特性を踏まえながら，秩序ある土地利用の誘導や生活基盤の整備，身近な緑や，魅力ある都市景観の保全・創出などにより，快適な住環境の提供に努めます。

日本海と多くの河川を有し，海拔ゼロメートル以下の市街地を持つ本市の地勢を考慮し，地震や水害などへの的確な対策を図り減災社会の実現を目指していきます。

交通の利便性の強化や日常生活を支える商業・サービス機能などの向上に努め，地域コミュニティを重視した生活圏域の充実により，市民の生活の質を高めていきます。

⑥ 地域活力の強化と産業の活性化を進める

既存の工業・流通業務の振興に努めつつ，各分野での優良な企業の誘致を推進するとともに，食品・バイオ産業をはじめとした産学連携による新産業の創出も視野に入れながら，産業形態に適した土地利用を図ります。

工場の閉鎖や移転等により遊休地となっている市街地内の低・未利用地については，地域の現状や特性を踏まえ導入すべき都市機能を検討し，周辺環境と調和のとれた土地利用を促進します。

⑦ 水と緑のネットワークづくりなど自然を保全し活用する

本市は、「水の都」と呼ばれるように、日本海や信濃川、阿賀野川に代表される河川、ラムサール条約の登録湿地である佐潟をはじめ、福島潟、鳥屋野潟の湖沼などの豊かな水辺に恵まれています。また緑については、国定公園の角田山、里山の新津丘陵や海岸部の保安林、そして広大な農地を有しています。この水と緑は、市民や来訪者にゆとりや安らぎ空間を与えてくれるだけでなく、治水や利水機能を持ち、そして豊かな農水産物を与えてくれる貴重な財産です。この貴重な財産は、保存を基本としながら活用や機能強化を図り、水と緑のネットワークづくりを進めていきます。

⑧ 大農業都市として食と花のにいがたの魅力を高める

農業・農村地域においては、優良な農地は保全し生産性の高い農業を推進するとともに、暮らしやすく活気ある農村集落の形成を図ります。このため、農業基盤の整備や農村景観の形成、農業の多面的な機能が発揮できる農産物直売所・観光農園・農家レストラン・農家民宿などのグリーン・ツーリズムを展開して都市部との交流を促進するなど、食と花のにいがたを実感できる美しい魅力ある地域づくりを推進していきます。

2. まちのかたち

本市は、都心をもつ旧新潟市の市街地を中心に固有の歴史文化やコミュニティを形成した旧市町村の市街地が内陸に向かって点在し、周囲を緑豊かな自然・田園が取り囲む他の大都市に例のない、都市と自然・田園が調和した独自のかたちを形成しています。

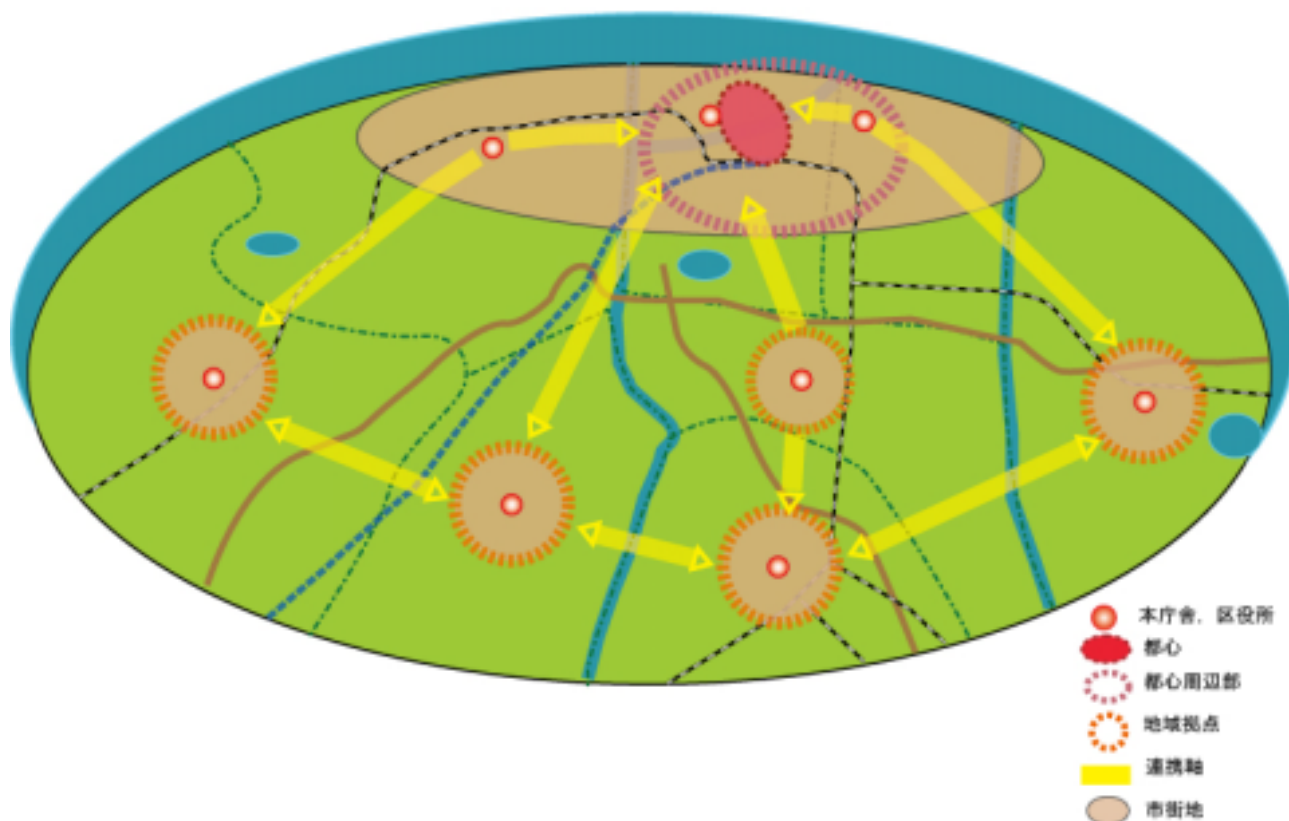
この都市と自然・田園が調和した形態の維持を基本にまちづくりに取り組んでいきます。

このため、統一的な都市計画の制度による無秩序な開発の防止、農用地の計画的な利用促進や農村集落の活性化による田園環境の保全に努めるとともに、各拠点機能の強化や、交通をはじめ市民の日常生活を支える生活圏域の充実を図っていきます。

さらに、都心や地域拠点を交通の連携軸により結び、市全体の一体的な発展と多様な交流を実現し、日本海交流拠点として持続的に発展するまちを目指していきます。

まちのかたち

本市をかたちづくるイメージを以下に示します。



拠 点

拠点は、都心、都心周辺部、地域拠点、生活拠点、その他の拠点から構成します。

本市の商業業務・国際交流・文化・行政などの中心である古町・白山周辺地区、万代周辺地区、新潟駅周辺地区を包含した区域を「都心」と位置付けます。

都心を持つ3区と2区の一部の区域を都心機能を補完する「都心周辺部」と位置付けます。

「地域拠点」は、1、4、5、6、8区の区役所及び旧市町の中心部とし、旧町村役場及び地区事務所周辺など地域レベルでの日常生活の中心区域を「生活拠点」と位置付けます。

「その他の拠点」は、新潟西港・東港、新潟空港、万代島、美咲町地区、鳥屋野潟南部、流通センターといった国際交流・文化・流通・商業業務・観光・自然などの分野で、市全体としての拠点と位置付けます。

都 心

商業業務の集積や都心への居住の促進など、日本海交流拠点にふさわしい都心機能の充実・強化を図ります。

都心周辺部

都心の持つ機能を補完し、本市の発展を先導する区域として、交通利便性の強化や都市機能の集積を図ります。

地域拠点

都心と地域間の交流により一体的な発展を図るため、交通の利便性を高めるとともに区の交流拠点として魅力あるまちなかの再生・整備を図ります。

生活拠点

市民の日常生活、コミュニティ活動の中心として、日常生活を支える交通や商業・サービス機能の向上を図ります。

その他の拠点

交通・広域行政・流通など本市全体の魅力を高める拠点の一つとして、機能の充実・強化を図ります。

都市の構造

都心周辺部と地域拠点・生活拠点が鉄道やバス路線、幹線道路により結ばれ、各区及び各地域間の交流・連携を密にして市全体の一体的な発展を目指します。

このため、広域的な観点から、都心周辺を中心として「北部軸」「東部軸」「南部軸」「西部軸」の4つの発展・連携軸と、各区にある拠点を横に連絡する環状軸「地域拠点連携軸」を設定します。



北部軸

おおよその範囲としては，阿賀野川以北の国道 7 号，113 号及び J R 白新線を中心として，松浜，新崎，早通，豊栄の各地区を通り，新潟東港へ向かう軸とします。

東部軸

おおよその範囲としては，J R 信越本線，国道 49 号，403 号，主要地方道新潟港横越線を中心として，亀田，横越，新津，小須戸の各地区を通り新津丘陵を南端とする軸とします。

南部軸

おおよその範囲としては，信濃川と国道 116 号新潟西バイパスの接点より南側に広がり，信濃川，中ノ口川及び国道 8 号を中心として，黒埼，味方，白根，月潟の各市街地を結ぶ軸とします。

西部軸

おおよその範囲としては，関屋分水路以西の国道 116 号，116 号新潟西バイパス，主要地方道新潟寺泊線，J R 越後線を中心として，小針，坂井輪，内野，赤塚，西川，巻，岩室の各地区を結ぶ軸とします。

地域拠点連携軸

(仮称)新潟中央環状道路を中心として外郭環状道路，国道 460 号に補完され，4 つの交流・発展軸や地域拠点など各区にある拠点を横に連絡・連携し，ヒト・モノ，そして各地域固有の文化や情報を結びつけ，都市をまとめる軸とします。

水とみどり

本市は、日本海や河川・湖沼などの水と、山や丘陵・保安林、そして広大な農地といった緑を有しています。この水と緑は、本市の都市としての魅力を高めている大切な要素であると同時に、貴重な財産でもあります。このため、水と緑は保全・保存を基本としながら活用や機能の強化を図ります。



基本計画

2 施策別プラン

新総合計画施策体系一覧

都市像

地域と共に育つ、分権型協働都市

施策第2階層の体系は、
各政策の冒頭ページに表示

政策

施策第1階層

1 市民と共にまちを育てる

(1) 地域と行政の協働の推進

(2) NPO、企業などとの協働の推進

(3) 市民参加・参画・協働の推進

(4) 人権尊重・男女共同参画の社会づくり

(5) 地域活動の拠点づくり

(6) ユニバーサルデザインの推進

2 個性ある地域づくり

(1) 地域の特性を活かした地域によるまちづくり

(2) 地域文化の振興と発信

(3) 区の一体感の醸成

3 市民と行政との信頼のきずな

(1) スマートでスピーディな市役所

(2) 開かれた市政

大地と共に育つ、田園型拠点都市

1 田園型政令市にふさわしいまちの姿

(1) 都市化社会から都市型社会へ

(2) 田園の保全と自然に配慮した整備

(3) 豊かな水と共生するまちづくり

(4) 豊かな自然の保全と育成

2 都市と田園が恵みあう関係

(1) 都市と田園のふれあい

(2) 大地の恵みをうける

3 田園型政令市を際立たせる食と花

(1) 農水産物のブランド化

(2) 安心・安全・おいしい農産物

(3) 収益性の高い農業の確立

(4) 農業の新たな可能性を拓く

(5) 新鮮でおいしい水産物の供給

4 市民と築く環境先進都市

(1) 地球環境に貢献する

(2) 安心・快適な環境を守り、つくる

(3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

(4) 資源循環都市づくり

(5) 協働と学習が拓く環境未来

世界と共に育つ、日本海交流都市

1 都市を活気づける交流人口の拡大

(1) 食と花のにいがたのイメージ確立

(2) みなとまち新潟のイメージ確立

(3) まちの魅力の発信

(4) 集客・交流の拡大

(5) 魅力の掘り起こし・整備

2 世界との交流と協調による飛躍

(1) ヒト・モノ・情報が行き交う交流

(2) 幅広い分野で交流を深める

(3) 交流の土台づくり

(4) 国際交流を通じた平和の推進

3 産業が生まれ育ち 都市がにぎわう

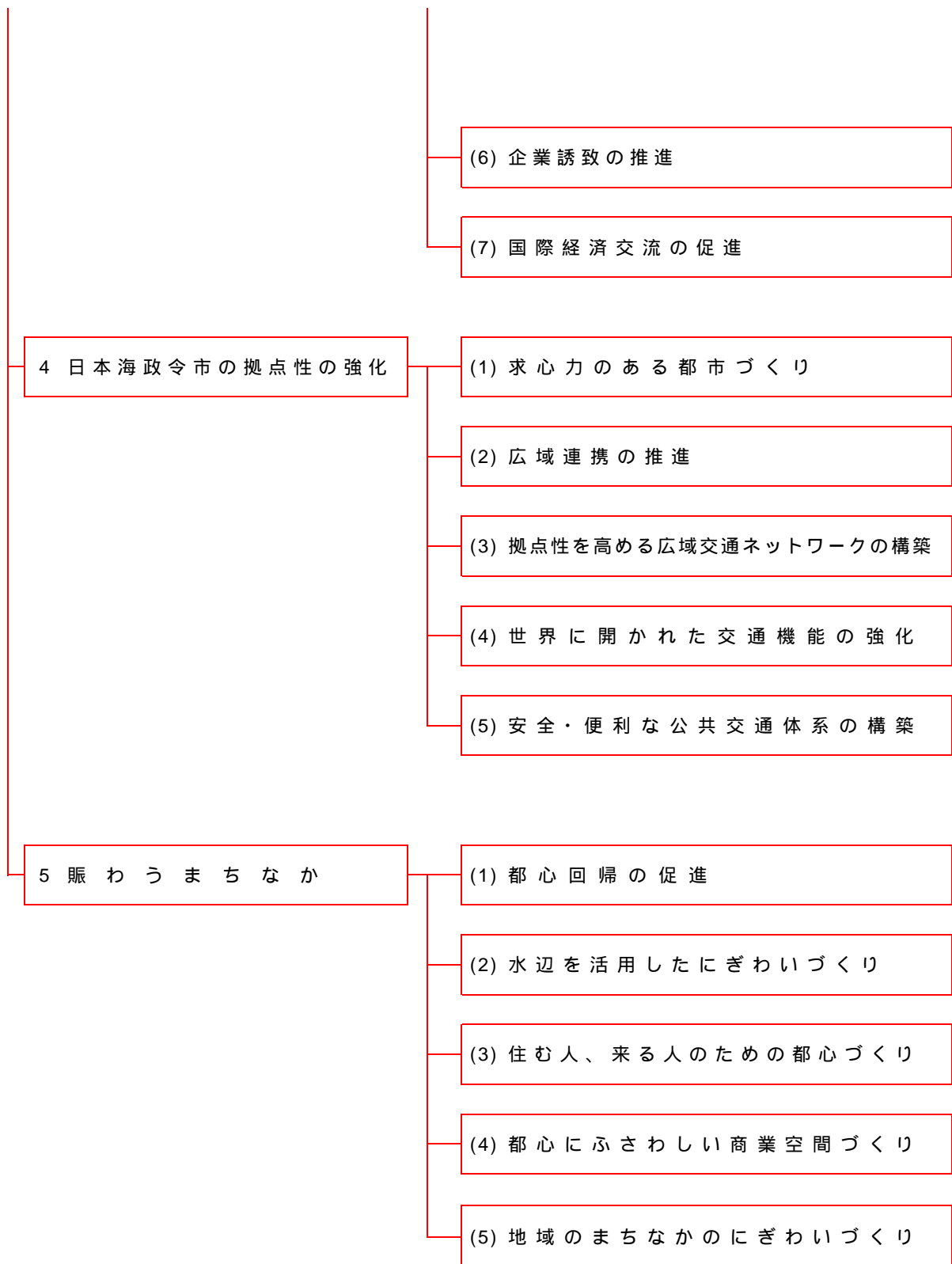
(1) 経営強化の支援

(2) 創業や新産業創出の支援

(3) 既存産業の振興

(4) 交流ビジネスの振興

(5) 産業を担う人材の確保



安心と共に育つ、暮らし快適都市

1 毎日の安全な暮らしを守る

(1) 犯罪の防止

(2) 消防体制の強化

(3) 危機管理体制の強化

(4) 防災体制の強化

(5) 安全な食と生活環境の充実

(6) 安全な消費生活の確立

2 心豊かに健康でいきいきすごす

(1) 自ら進める健康づくり

(2) 市民とともにすすめる健康づくり

(3) 食育の推進

3 適切な地域医療の確保

(1) 充実した医療の確保

(2) 救急体制の強化

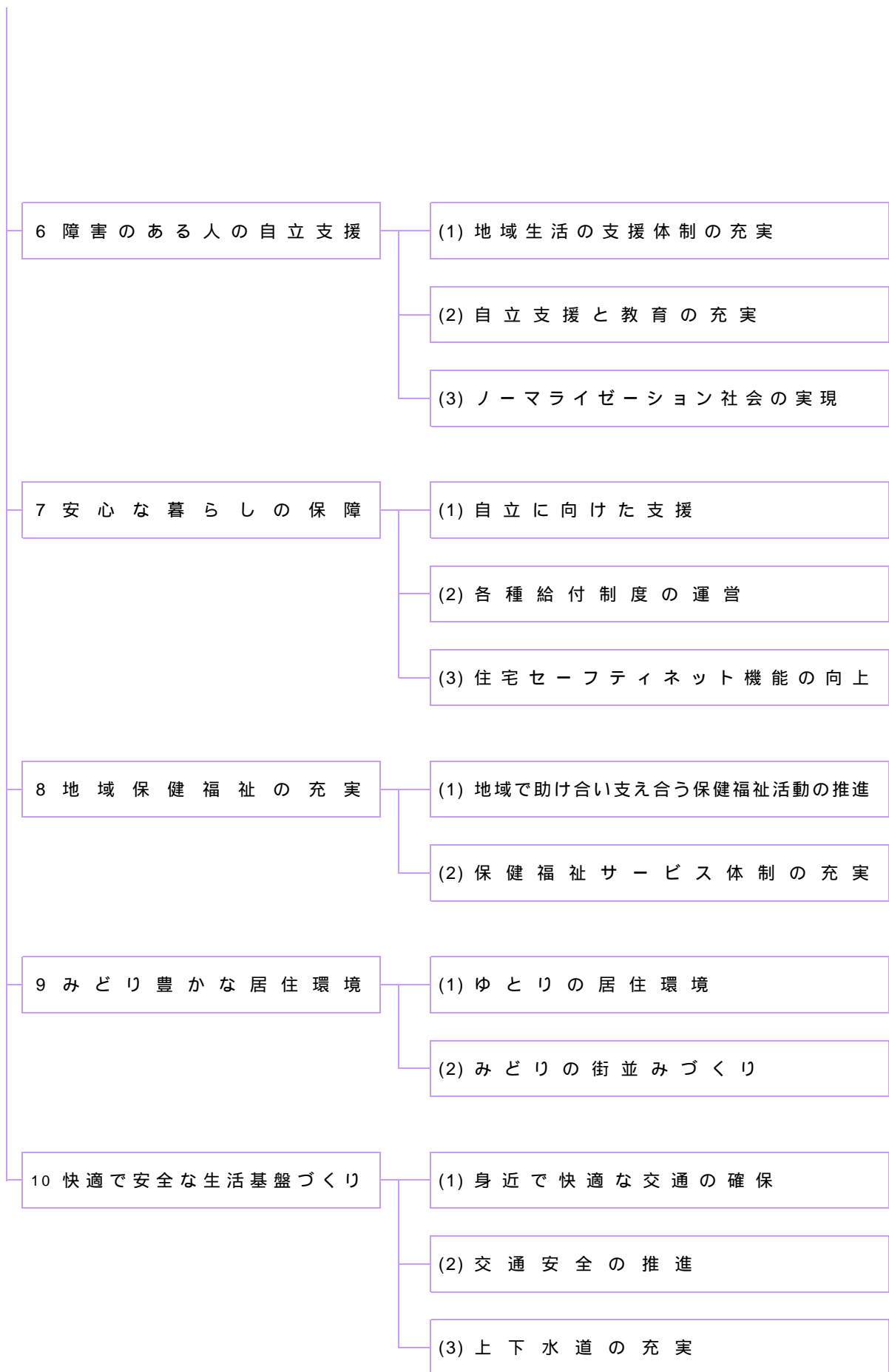
4 こどもたちの健やかな育ちの支援

(1) 子育て支援の充実

5 長寿社会をいきいきすごす

(1) 高齢者の生活支援

(2) 高齢者の生きがいづくり



市民が共に育つ、教育文化都市

1 地域と家庭がひとを育てる

(1) 学・社・民の融合の推進

(2) 家庭教育の充実

2 自分の力に自信をもつ 心豊かな子ども

(1) 確かな学力の向上

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

(3) 世界と共に生きる力の育成

(4) 特別支援教育の充実

(5) 校種間・学校間連携を活かした
特色ある学校・園づくり

3 生涯を通じて学び育つ新潟市民

(1) 学習機会の充実

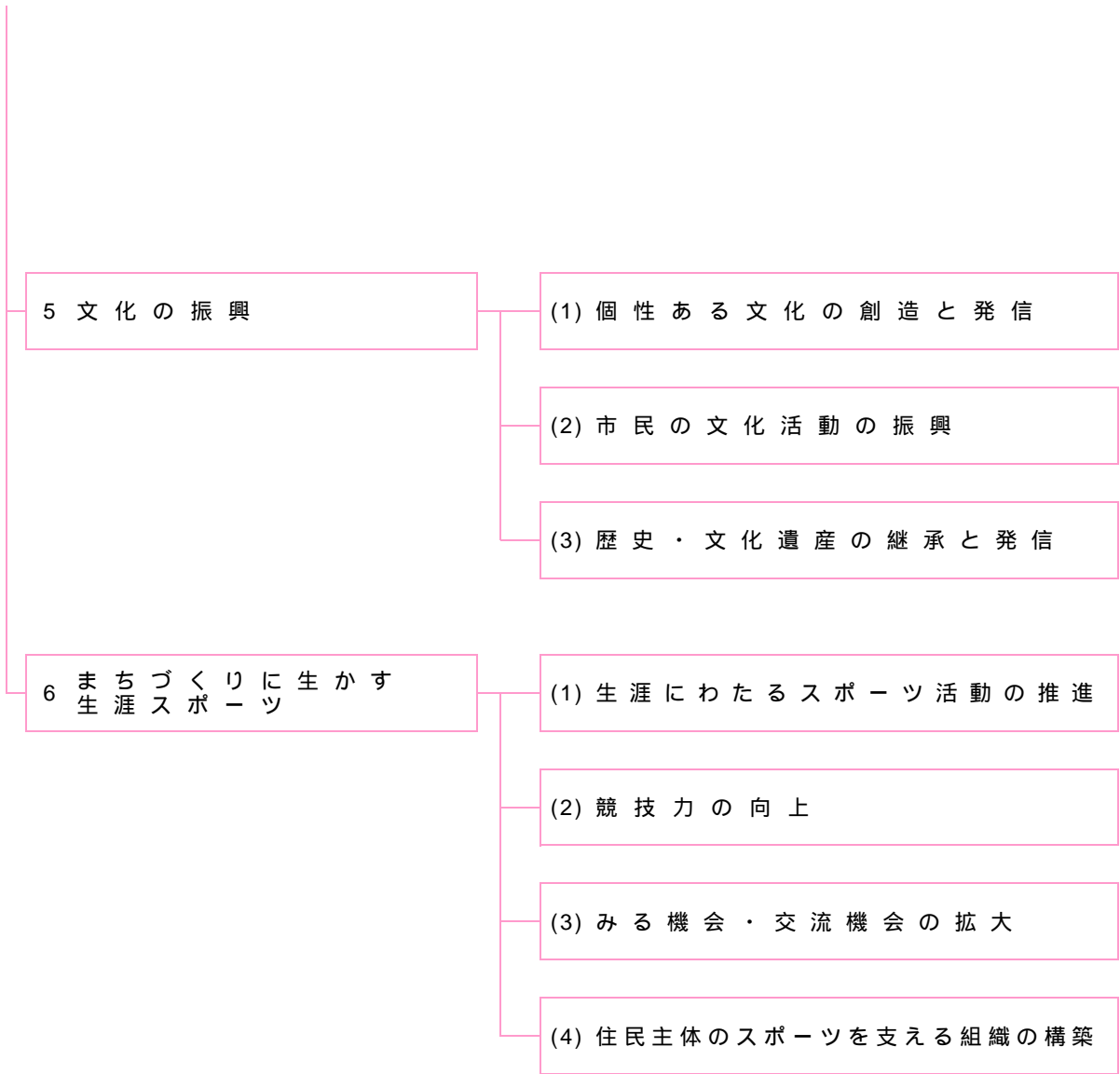
(2) 共生社会の推進

4 学びを支援する学習環境

(1) 学習環境の整備

(2) 信頼される教育関係職員の育成

(3) 開かれた教育行政の推進



基本計画

2 施策別プラン

地域と共に育つ，分権型協働都市

1 市民と共にまちを育てる

現況と課題

本市の目指す「分権型市民都市」を築き上げていくためには、国と地方の関係だけでなく、市民と行政のかかわりにおいても分権の取組みを推進し、地域のことは地域で考え、自らが解決し責任を持つという地方自治の本旨（住民自治・団体自治）に基づき市民が主体的にまちづくりを行うための仕組みづくりが求められています。

また、多様化する市民ニーズに対し、公平で均一的なサービスの提供を中心とする行政だけで対応することは困難な状況になってきています。近年、都市化の進展や生活形態の変化などにより地域におけるコミュニティの衰退が懸念されていますが、一方では、地域社会において多様で自主的な活動を展開しているコミュニティ組織やNPO等の各種市民団体の活動も広がりを見せていることから、これらの市民団体などとの協働は欠かせないものになっています。

とりわけ福祉、環境、防犯などさまざまな分野で身近な地域の課題に、自主・自律的に取り組もうとする活動が、市民の間に広がってきており、このような活動を行う市民団体との協働を進めるとともに、活動を支えるための支援が必要です。

男女がこれまでの社会慣行にとらわれず、対等なパートナーとしてさまざまな政策・方針決定の場へ参画し、家庭生活と社会生活を両立できるよう協力し責任を分かち合い、自分の能力や個性を發揮することができる社会の実現が求められています。

まちづくりの主体となる市民一人ひとりがお互いに尊重し支え合いながら社会のあらゆる場面で自由に活動し、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進める必要があります。

1 市民と共にまちを育てる

(1) 地域と行政の協働の推進

- 区ビジョンまちづくり計画の策定と推進
- 地域コミュニティ活動の活性化
- 分権型政令市の基盤の強化
- 災害予防対策の充実（再）
- 地域保健福祉活動の推進（再）
- 地域で支える子育ての推進（再）
- 保護者や地域と連携した安全対策の推進（再）

(2) NPO、企業などとの協働の推進

- NPOなどと行政の協働事業の推進
- NPO活動の支援
- 市民協働による緑化の推進（再）
- 市民協働による道路維持管理の推進（再）
- 市民との協働の環境づくり（再）

(3) 市民参加・参画・協働の推進

- 市民参加のまちづくり
- 広報・広聴の充実（再）
- 情報公開・個人情報保護施策の充実（再）
- 防犯ボランティア活動等の支援（再）
- 市民と協働による救命率の向上（再）
- 福祉ボランティア活動の促進（再）

(4) 人権尊重・男女共同参画の社会づくり

- 人権教育・啓発の推進
- 政策方針決定の場への共同参画
- 家庭生活と社会生活の両立支援
- 男女の健康と権利確保
- 男女共同参画における国際協調
- 市民相談事業の充実

(5) 地域活動の拠点づくり

- 区役所による地域活動の支援
- 活動や交流の場の整備
- 地域と共に歩む学校づくりの推進（再）
- 公民館・図書館を核としたネットワークづくり（再）
- 市民の生涯学習施設運営への参画（再）

(6) ユニバーサルデザインの推進

- UDの普及・啓発
- UDの施策への反映

(1) 地域と行政の協働の推進

まちづくりに市民が主導的役割を果たしていくために、地域の課題は地域で考え解決を目指すまちづくりを進めます。

コミュニティを活かして市民と行政が協働するまちづくりを目指し、これまでの地域の伝統や歴史を大切にしたコミュニティを尊重するとともに、コミュニティを核とした地域のまちづくりを進めます。

市民と行政が対等のパートナーとして、目的を共有しお互いに尊重しあいながらそれぞれの役割と責任において連携し、さまざまな課題に対応したまちづくりを進めていきます。

区ビジョンまちづくり計画の策定と推進

市民の身近な地域の快適性向上を図るため、地域の個性を活かしたまちづくりを推進するとともに市として大きな魅力を発揮し活力を生み出します。

また、市として大きな魅力を発揮し活力を生み出していくためには、全体と調和しながら各区の個性を生かしたまちづくりを推進することが必要であるため、市民と行政が共有する区の将来像を構築し、お互いに役割分担しながら協働によるまちづくりを進めます。

地域コミュニティ活動の活性化

多様化する市民ニーズに対して、地域で暮らす市民が主体となって子どもやお年寄りなどにやさしく、災害に強いまちづくりを進めるために、地域の伝統や歴史を大切にしたコミュニティを核として地域のまちづくりを進めます。

地域のまちづくりの核として、地域の特性を活かしながら小学校区または中学校区に活動する地域コミュニティ協議会の活動を支援します。

分権型政令市の基盤の強化

地域のことは地域で考え解決を目指す都市内分権の仕組みづくりとして、地域コミュニティ協議会の代表などの区民等で構成する区自治協議会を設立・運営し、市民と行政との協働を推進します。

災害予防対策の充実（再掲：4章1(4)防災体制の強化）

災害発生時の被害を最小限に食い止めるため、防災知識の普及など自助としての市民一人ひとりの防災意識の高揚と、自主防災組織の育成など共助として地域コミュニティの防災力の向上を図るとともに、公助として行政の防災体制の見直しを行うなど、災害への備えを固めます。

地域保健福祉活動の推進（再掲：4章8(1)地域で助け合い支え合う保健福祉活動の推進）

地域住民や NPO，社会福祉施設等の関係機関の参加や合意形成を図りながら区ごとの地域福祉計画を策定するとともに，市社会福祉協議会との連携を図りながら，地域の実情に応じた地域福祉活動の積極的な展開により，地域で助け合い・支え合う活動が自然な形で行われる成熟した社地域会の形成を進めます。

また，社会福祉サービスが保健医療サービスと密接に関連することから，地域の医療機関や保健師等との連携・ネットワークづくりを推進します。

地域社会で支える子育ての推進（再掲：4章4(1)子育て支援の充実）

親子がともに，地域の人々とのふれあいや支えあいの中で成長していくことができるよう，市民の自主的な活動の支援や，地域の住民や団体等と行政との協働により，地域の特性や地域住民のニーズに合った子育て支援を展開していきます。

保護者や地域と連携した安全対策の推進（再掲：5章1(1)学・社・民の融合の推進）

校内や通学路における子どもの安全対策や防犯対策を，セーフティ・スタッフをはじめとした保護者や地域住民との連携，警察など関係機関との連携を強化して進めます。

施策展開

(2) NPO，企業などとの協働の推進

社会の変化による新たな課題に対して，独創性，先駆性，専門性，柔軟性，機動性を持って活動する NPO などの市民公益活動を支援します。

高度化・多様化する市民ニーズに対応するため，多様で先駆的な活動を行っている各種団体との協働により，地域の課題解決やサービスの提供を図ります

NPOなどと行政の協働事業の推進

市民の多様なニーズに対応していくには，市民が市民サービスの担い手となって課題解決に向け協力しあうことで，質の高いサービスの提供が可能となると考えられることから，NPOなどと行政の協働の取組みを推進します。

NPO活動の支援

市民の主体的な市民公益活動を支援するために，組織立ち上げ期や法人化のための活動支援や相談，さらには，市民活動支援センターなど活動の場の提供などにより NPO 活動を支援します。

市民協働による緑化の推進（再掲：4章9(2)みどりの街並みづくり）

緑化意識の醸成を図り，市民との協働により，みどりと花があふれる公園や街並みづくりを進めます。

市民協働による道路維持管理の推進（再掲：4章10(1)身近で快適な交通の確保）

市民との協働により，適切な道路の維持管理を行い，ごみや雑草のないきれいなまちづくりを進めます。

市民との協働の環境づくり（再掲：2章4(5)協働と学習が拓く環境未来）

市民，事業者，行政の各主体のポテンシャルを最大限に発揮させるため，相互協力・連携を図るとともに，環境 NGO などの団体へ支援を行います。

施策展開

(3) 市民参加・参画・協働の推進

市民一人ひとりがまちづくりの主体として，まちづくりに積極的に参加・参画することの出来る仕組みを整備するとともに，市民と行政が対等のパートナーとして，目的を共有しお互いに尊重しあいながらそれぞれの役割と責任において協働するまちづくりを進めていきます。

市民参加のまちづくり

市民参加のまちづくりを推進するため，必要な情報の提供を図るとともに，まちづくり勉強会の開催や市民の人材育成・組織づくりに努めます。

広報・広聴の充実（再掲：1章3(2)開かれた市政）

市民の参画意識の高まりへの対応や協働のまちづくりを推進するために，さまざまな広報媒体を活用し市政情報を幅広く提供するとともに，多様なニーズを施策に反映させる取組みとして市長と直接対話する市政懇談会などの広聴機能の充実を図ります。

また，分権市民都市として区の魅力や特性を活かした個性あるまちづくりや区の一体感の醸成などを図るための地域情報の提供についても取り組んでいきます。

情報公開・個人情報保護施策の充実（再掲：1章3(2)開かれた市政）

市民の市政運営への関心の高まりや協働によるまちづくりを推進するために、市政情報を可能な限り公開・提供し、市政運営の透明度の向上や理解を深めるとともに情報の共有化を図ります。

また、プライバシー意識の高まりや高度情報化社会の進展などへの対応として個人情報保護の充実に図ります。

防犯ボランティア活動等の支援（再掲：4章1(1)犯罪の防止）

地域住民等により自主的に行われている防犯活動への支援を充実することにより、活動団体の活動を活性化するとともに、防犯活動の市内全域への波及・浸透を進めます。

市民と協働による救命率の向上（再掲：4章3(2)救急体制の強化）

突然の心停止などに対する初期救命器具である自動体外式除細動器（AED）の公共施設への設置を推進するとともに、AEDの使用も含めた応急手当講習会を開催し、市民とともに救命率の向上を目指します。

福祉ボランティア活動の促進（再掲：4章8(1)地域で助け合い支え合う保健福祉活動の推進）

ボランティアをはじめとする市民活動が活発化するなか、市社会福祉協議会ボランティアセンターなどでの活動を支援し、より一層、市民生活の中にボランティアの心の浸透を図り、住民参加型の地域づくりを進めます。

(4) 人権尊重・男女共同参画の社会づくり

市民一人ひとりが大切にされるとともに、誰もが平等で公正な条件のもとで、自主的に地域主権のまちづくりに参画するために家庭・職場・地域などにおける協働意識の醸成など環境づくりを進めます。男女が対等なパートナーとして家庭や社会で互いに尊重し責任を果たしながら暮らせるまちづくりを進めます。

人権教育・啓発の推進

職場、地域、学校、家庭など社会のあらゆる場面における人権尊重意識の高揚を図り、「全ての人々の人権が尊重され、相互に共存しあえる平和で豊かな社会」の実現を目指します。

政策方針決定の場への共同参画

男女が対等なパートナーとして政策方針決定の場へ参画しともに責任を分かち合うことのできる社会とするために、依然として低い女性の参画率の向上を図るとともに学習機会や情報の提供を行うなど参画しやすい環境づくりを進めます。

家庭生活と社会生活の両立支援

男女の性別にかかわらず育児や介護をはじめとした家庭生活と仕事や地域活動などの社会生活が両立され、いきいきと豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

男女の健康と権利確保

男女がお互いの身体と心の特性を理解し、尊重しあいながら、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、関係機関との連携を図りながら意識の啓発や相談体制の充実などを進めます。

男女共同参画における国際協調

男女共同参画社会形成は地球規模の取組みであることから国際社会の動向や国際機関などと連携、協調しながら推進します。

市民相談事業の充実

市民が安定して安心な暮らしを送るために、市政全般や市民生活における悩みやトラブルなどについて、相談の場を設け解決への助言を行います。

(5) 地域活動の拠点づくり

市民自らが考え行動する自主的な地域活動を身近な区役所が支援します。地域の特性を生かした地域づくりを進めるため、地域住民が活動・交流・学習などを行う地域活動の拠点づくりを進めます。

区役所による地域活動の支援

区の中のことは区民と区が協働で取り組み、自主自立的に解決することができる仕組みづくりを進めます。

活動や交流の場の整備

地域の特性を生かしたコミュニティの活性化と連帯感のある心ふれあう地域づくりを進めるため、地域住民が活動・交流・学習できる地域の拠点施設を既存公共施設の活用を図るなどにより整備します。

地域と共に歩む学校づくりの推進（再掲：5章1(1)学・社・民の融合の推進）

学校が、今まで以上に地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように学校と社会教育施設、地域とのさまざまな活動を結ぶ地域教育コーディネーターを核としたネットワークづくりやふれあいスクール等の協働事業等を進めます。

公民館・図書館を核としたネットワークづくり（再掲：5章4(1)学習環境の整備）

中央図書館を核とした図書館ネットワークを構築するとともに、地域特性を活かした公民館、図書館の再編整備を進めます。

市民の生涯学習施設運営への参画（再掲：5章1(1)学・社・民の融合の推進）

市民の生涯学習に対する意見を反映し、地域性を活かした教育活動を推進するために、生涯学習施設運営への参画を進めます。

(6) ユニバーサルデザインの推進

年齢や性別及び障害の有無などにかかわらず、全ての市民が社会のあらゆる場面において自由に活動し、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

送り手から受け手の視点に立った誰もが利用しやすいサービスの提供を推進します。

UDの普及・啓発

年齢や性別及び障害の有無などにかかわらず、全ての市民が社会のあらゆる場面において自由に活動し、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを市民・事業者・行政が連携して進められるよう普及・啓発に努めます。

UDの施策への反映

各種施策の実施にあたっては、「市民満足度の向上」を図るためにユニバーサルデザインの視点に立った、誰もが利用しやすい行政サービスの提供への取組みを進めます。

2 個性ある地域づくり

現況と課題

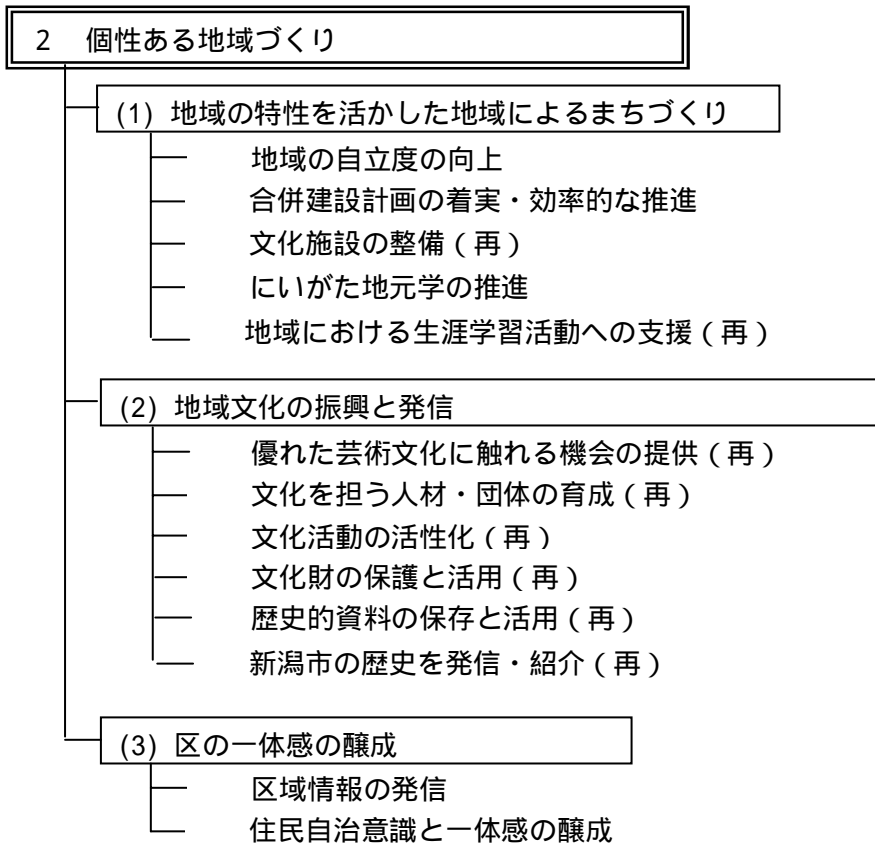
14 市町村の合併により、本市は都市と田園が一体となった約3倍の市域を有することとなり、それに伴い、各地域で育まれてきた港や田園を背景にしたみなとまち文化や地主文化など多様な地域文化が伝えられています。

全国的な都市化の進展や市民間の人間関係の希薄化などにより地域におけるコミュニティが衰退しつつあるといわれている中で、福祉や教育面などにおいてさまざまな課題が生じています。

各区や地域の持つ特性やたからを活かした個性あふれた地域づくりを進めるために、市民と行政の関わりや役割分担などを見直すなどにより、地域のことは地域で考え実行するという都市内分権を推進し、市民が主体となった豊かな地域社会づくりを進めることのできる環境づくりが必要となっています。

住民による自主的な地域活動や学習活動が広がりを見せている中で、活動の拠点づくりや活動を支える体制づくりが求められています。

施策体系



(1) 地域の特性を活かした地域によるまちづくり

地域の魅力や特性を活かしたまちづくりを進めるために、地域のことは地域で考え実行する自立度の高いまちづくりを進めます。

多様化する市民ニーズに対して、地域で暮らす住民が主体となって子どもやお年寄りなどにやさしく、災害に強いまちづくりを進めるために、地域の伝統や歴史を大切にしたいコミュニティを核として地域のまちづくりを進めます。

地域の自立度の向上

地域の特性を活かし、市民と行政の協働のまちづくりを推進するために区への積極的な権限移譲を行うなど都市内分権を推進します。

合併建設計画の着実・効率的な推進

市域の速やかな一体化と均衡ある都市基盤整備を図るために策定された合併建設計画については、社会経済状況の変化等に対応しながら策定の趣旨を踏まえ着実かつ効率的な実施を図ります。

文化施設の整備（再掲：5章5(1)個性ある文化の創造と発信）

市民の文化活動を支援するための拠点となる文化施設の整備を進めます。

にいがた地元学の推進

地域に住む住民が地域をよく知ることで、そこにあるさまざまな魅力・たからに気づき、それを活かしながら、より良い地域づくりを行う活動を支援します。

地域における生涯学習活動への支援（再掲：5章3(1)学習機会の充実）

地域学など地域の特性を生かした学習活動の促進や、市民が地域活動等に参画していくための主体的な学習活動ができる研修や組織づくりを支援します。

(2) 地域文化の振興と発信

本市の個性豊かで多様な地域性を持つ歴史・文化を明らかにするとともに、その担い手の育成を図ります。また、市民や国内外に広く発信します。

地域の特性を活かした学習を地域づくりに結びつけるとともに、市民文化の創造に向けて活動の支援を行います。

優れた芸術文化に触れる機会の提供（再掲：5章5(1)個性ある文化の創造と発信）

質の高い芸術鑑賞の機会を提供し、市民の芸術文化への理解を深めてもらいます。また、にいがた文化の紹介やゆかりの文人の顕彰を行います。

文化を担う人材・団体の育成（再掲：5章5(2)市民の文化活動の振興）

高度な芸術文化の開花及び市民文化の創造に向けて、その担い手となる人づくりを進めます。

文化活動の活性化（再掲：5章5(2)市民の文化活動の振興）

市民の文化活動への支援・助成や創作活動に意欲をもたらず公募事業の開催などを通じ、にいがた文化の活性化とレベルアップを図ります。

文化財の保護と活用（再掲：5章5(3)歴史・文化遺産の継承と発信）

市内にある有形・無形の文化財等は市民にとって先人が残した貴重な宝物であり、新潟らしさを守り伝えてきたものであることから、これを良好な状態で後世に引き継ぐとともに、その魅力を市内外に発信し新潟のイメージアップを図ります。

歴史的資料の保存と活用（再掲：5章5(3)歴史・文化遺産の継承と発信）

本市が所蔵する歴史的な公文書や行政刊行物、さらには個人で所蔵されている歴史文書などは本市の歴史や地域の伝統文化を支えていくうえで重要かつ貴重な財産であることから、その整理保存と活用を図ります。

新潟市の歴史を発信・紹介（再掲：5章5(3)歴史・文化遺産の継承と発信）

みなとまち新潟としての歴史や地主文化など個性豊かで多様な地域性を持つ歴史・文化を明らかにし、市民や国内外に広く発信します。

(3) 区の一体感の醸成

政令市として持続的に発展していくためには、各区が地域の特性を活かし個性あふれるまちづくりを進め、全体として調和していくことが重要です。そのためには、区内各地域の取組みや区政情報など、身近な情報を共有しその活用を図ることが必要です。

また、区民主体のまちづくりを推進し豊かな地域社会を築くための環境づくりを進めるとともに、区域内の魅力やたからを通じた交流を進めるなど、一体感の醸成を図ります。

区域情報の発信

区域内の催事や区政情報などを区役所だより等により区民に情報提供し、区民が情報を共有することによる一体感の醸成、併せて、区民と区の情報の共有を図り協働のまちづくりを促進します。

住民自治意識と一体感の醸成

区のことばは区民で考え実行するという都市内分権の推進による分権都市の実現を目指し、区民と区の関わりや役割分担などを明確にし、区民が主体となって豊かな地域社会を築くための環境づくりを進めます。また、文化・スポーツや地域のたからを通して区域内はもとより各地域間の交流を進め、地域の魅力などを共有することにより区の一体感の醸成を図ります。

3 市民と行政との信頼のきずな

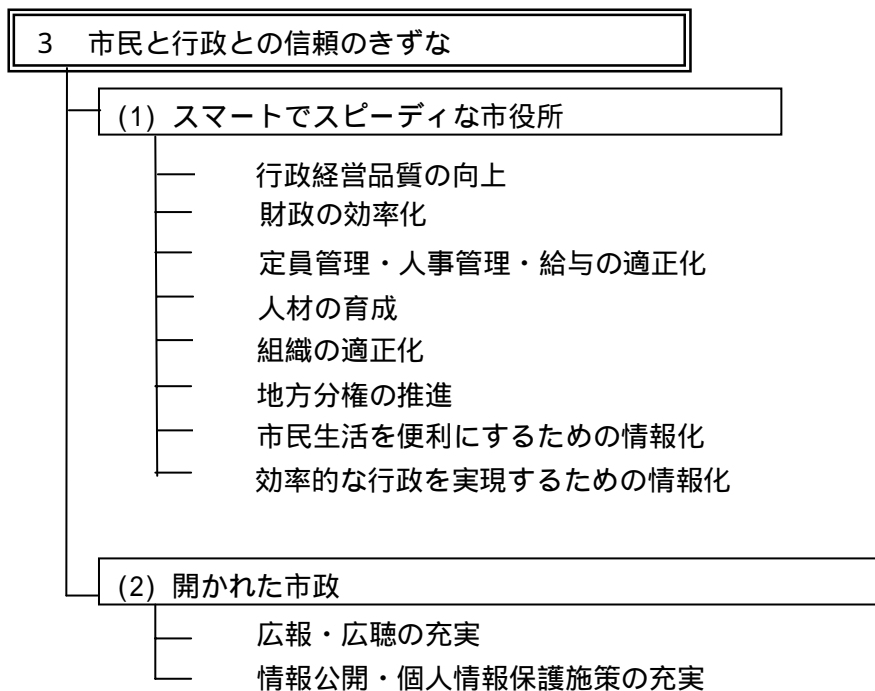
現況と課題

国と地方の関係見直しに伴う地方分権の推進に伴い、大幅な権限移譲が進められていることから、今後は、その移譲された権限を活かした地方主権に相応しい組織づくりが求められています。

近年の市民参画や協働の意識の高まりから、市民の市政運営への関心は大きくなっており、この期待に応えていくためには積極的な行政情報の公開や市民の意見を反映した市政運営が望まれています。多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した政令指定都市に相応しい組織づくりや行財政運営の推進が求められています。

一方で、少子高齢化社会の進展や経済の低成長など、行財政を取り巻く環境は厳しいことから、行政運営の簡素化・効率化を図る必要があります。

施策体系



(1) スマートでスピーディな市役所

市民満足度の高い行政サービスを効果的に提供するために、市民のニーズに柔軟に対応できる大きな区役所と専門性の高い小さな市役所づくりを進める一方で、より簡素で効率的な組織づくりを進めます。

高度化・多様化する市民ニーズに対して、民と官の役割分担を進め公正で効率的な行政運営を行います。

行政経営品質の向上

少子高齢化や人口減少時代の到来など行財政を取り巻く環境が変化する中で、市民ニーズは高度化・多様化しており、そのニーズに応え「市民の満足度」の向上を図るため政策法務能力の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ります。

また、拡大する市民の行政ニーズに対して、民間でできるものは民間でという視点で公共サービスの提供体制の見直しを図るとともに、公正で効率的な行政運営により市民に信頼される市役所づくりを進めます。

財政の効率化

高度経済成長時代から堅実な経済成長など社会環境の変化に対して持続的な行政運営を図るために、最小のコストで最大の効果を得るための取組みを推進します。

また、限られた財源の中でより多くの効果を得るため、選択と集中による取組みを進めます。

定員管理・人事管理・給与の適正化

県などからの権限移譲に伴う業務拡大や市民からの行政ニーズ拡大などに応える中で事務事業や組織の見直しなどにより定員の適正化を図ります。

職員の改革意欲の高揚や人材育成と併せて最大限の効果を挙げるために職員の持つ能力や業績を評価するシステムを構築します。

市民の理解を得られる給与の適正化を図るとともに、職員の意欲向上を図るための給与体系の整備を図ります。

人材の育成

高度化・多様化する行政課題に、職員一人ひとりが的確に対応できるよう能力を開発し、人材を育成します。

組織の適正化

市民満足度の高い行政サービスを効果的に提供できる簡素で効率的な組織づくりを進めます。

また、分権市民都市に相応しい協働のまちづくり推進のための組織づくりを進めます。

地方分権の推進

本格的な分権型社会の到来とともに政令市として地域の実情に応じたまちづくりを進めるために従来の国と地方の関係の見直しへの取組みを促進し、より一層の地方分権を図ります。

また、分権市民都市に相応しい市民主体のまちづくりを進めるとともに、地域住民が主体となった地域のまちづくりを推進する都市内分権の取組みも進めます。

市民生活を便利にするための情報化

市民のライフスタイルの多様化などから生じる市民ニーズに応えるため、市民などが24時間どこでも簡単に電子申請等の行政サービスを利用できる仕組みを、情報通信技術を効果的に活用し構築することで市民生活の利便性の向上を図ります。

効率的な行政を実現するための情報化

増大する行政への市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、情報通信技術の効果的な活用を図る電子自治体の取組みを推進し、事務の効率化・高度化や行政コストの軽減などを図ります。

施策展開

(2) 開かれた市政

市民参画のまちづくりを推進するために、市政情報を幅広く市民に提供するとともに、市民の声を施策に反映させる取組みを進めます。

市民の行政への信頼に応えるために市政情報の提供を進め市政運営の透明化を図ります。個人情報保護法の制定などへの取組みを推進します。

広報・広聴の充実

市民の参画意識の高まりに応え協働のまちづくりを推進するために、さまざまな広報媒体を活用し市政情報を幅広く提供するとともに、多様なニーズを施策に反映させる取組みとして市長と直接対話する市政懇談会などの広聴機能の充実を図ります。

また、分権市民都市として区の魅力や特性を活かした個性あるまちづくりや区の一体感の醸成などを図るための地域情報の提供についても取り組んでいきます。

情報公開・個人情報保護施策の充実

市民の市政運営への関心の高まりや協働によるまちづくりを推進するために、市政情報を可能な限り公開・提供し、市政運営の透明度の向上や理解を深めるとともに情報の共有化を図ります。

また、プライバシー意識の高まりや高度情報化社会の進展などへ対応するため個人情報保護の充実を図ります。

基本計画

2 施策別プラン

大地と共に育つ，田園型拠点都市

1 田園型政令市にふさわしいまちの姿

現況と課題

本市は、広域合併により市域が広がりました。加えて、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化を受けて、都市政策は大きな転換期を迎えています。このため、本市の都市政策の新たな方向性を見定めながら、長期的視点に基づく都市計画の見直しや、都市づくりの舵を切る具体策の展開が必要です。

景観については、これまでの都市景観条例で景観誘導指針を定め、景観形成に一定の成果を収めてきたが、法的裏付けのない自主条例であったため、その実効性に課題がありました。新たに景観法に基づき、法的効力を持った景観形成の方向性を地域特性に応じ示すことで、より積極的な景観形成を推進します。

昨今、産地間競争の激化や農業従事者の高齢化や後継者不足といった社会情勢を受け、市街地に近接する農地の都市的利用を求める傾向が見られます。

さらに、幹線道路沿道を中心に商業施設等が立地しているほか、ミニ開発等により農地と宅地の混在化などが起きています。その結果、営農環境や良好な農村景観が喪失しつつあり、豊かな田園の保全が求められています。

農道や農地については、その多面的な機能（防災・自然環境保全・農村景観保全等）の発揮が一層求められているとともに、これらの機能維持のため、地域の特性に応じた農業基盤の整備や、継続的な施設の機能維持・更新等が必要です。

大小河川、湖沼等本市の持つ豊かな水環境を活かした親水空間の創出を図るため、具体的な連続性のある利用計画等を検討していく必要があります。

市民一人当たりの公園面積は、平成 17 年度末で 10.24 m²（全国平均は平成 16 年度末で 8.9 m²）であるが、今後も市民からの多様なニーズに対応したさまざまな公園緑地を創出する必要があります。佐潟、鳥屋野潟、福島潟の 3 つの湖沼のコハクチョウ飛来数が全国の 4 分の 1 に上るなど、市内の河川・湖沼には多くの水鳥が生息しています。

本市の持つ多様で貴重な自然環境の保全・活用を図ることで、自然と共生する空間の創造を進め、次世代の子どもたちにこの豊かな自然環境を残していく必要があります。

田園型政令市にふさわしいまちの姿

(1) 都市化社会から都市型社会へ

- 市街地拡大のコントロール
- 良好な市街地の形成
- 優れた都市景観の形成

(2) 田園の保全と自然に配慮した整備

- 市街地をやさしく包む田園の保全
- 農業基盤等の整備(高生産化と防災)
- 農村の水辺環境整備
- 排水対策の推進
- 農業団体等の施設維持活動への支援

(3) 豊かな水と共生するまちづくり

- 河川の保全と整備(再)
- 湿地の保全と活用(再)
- 水辺・緑の保全と活用

(4) 豊かな自然の保全と育成

- 海岸の保全と整備(再)
- 林道の整備
- 樹林環境の整備
- 里山の保全・活用
- 野生生物の保護・管理
- 湿地の保全と活用
- 環境教育・環境学習の推進(再)

(1) 都市化社会から都市型社会へ

「都市計画マスタープラン」を策定し、都市型社会における安定・成熟を目指した都市づくりの基本方針を示します。

美しく個性的で魅力あるまちづくりを進めるため、地域ごとの特性を調査・整理し、これらを基に、地域にふさわしい景観の指針やルールづくりにより良好な景観の形成を図ります。

市街地拡大のコントロール

少子高齢化による将来的な人口減の見通しが予想されるなか、郊外に新たな市街地形成を行う必要性は低くなっています。このため、良質な農地の保全や効率的な都市経営に向けたコンパクトな都市づくりの実現のため、都市計画の運用により、市街地拡大の抑制を基本とした土地利用の適正化を図ります。

良好な市街地の形成

これからの市街地形成は、既成市街地の有効活用を行い、市民の暮らしの質を高めるまちづくりが必要です。このため、地域の特性を踏まえた良好な市街地づくりへの方策を検討し、誘導・規制に向けた制度や条例等を制定します。一つの都市計画区域として、市域全体で統一のある土地利用を推進します。

また、大規模な遊休地については、地域の現状・特性を踏まえ、導入すべき機能を検討し、土地利用を促進します。

優れた都市景観の形成

景観法に基づく景観計画などにより、信濃川周辺など地区毎の特性に対応した景観規制誘導（景観地区指定、景観計画区域指定等）を行い、良好な景観形成を目指します。また、市民の主体的な景観形成活動への支援を行います。

(2) 田園の保全と自然に配慮した整備

地域住民の参画のもと、市街地を取り巻く田園の保全を図るとともに、本市の水環境を特徴づける河川や湖沼、農業用水路等の地域資源を活かした水辺の景観形成や親水性を高めます。

生産性の高い農業を推進するため、省力・低コスト化や経営体の育成を進め、効率的な営農を図るとともに、市民が暮らしやすく、安全で快適な住環境を形成するためにも、防災機能など農地や農業水利施設の持つ多面的機能の発揮を図ります。

市街地をやさしく包む田園の保全

農業・農村の多面的機能を活かしたまちづくりを進めるため、農村集落と農地の土地利用計画を策定し、田園環境の保全を図ります。

農業基盤等の整備（高生産化と防災）

効率的な営農を展開するため、地域特性に応じた排水施設整備やほ場整備を進めるとともに、優良農地の確保や経営体等への農地利用集積を促進します。また、農道や農地を、防災空間としての活用を図ります。

農村の水辺環境整備

本市の水環境を特徴づける地域資源を活かした景観形成や親水性を高め、また、自然に配慮した水路護岸の整備や休耕田の活用等の検討を行い、水辺に生息・生育する野生動植物の保護・育成に努めます。

排水対策の推進

低平地に水田と集落が展開する地域特性に対応し、基幹的農業排水施設をはじめとする地域の排水機能の強化を図ります。また、污水处理施設等の整備により、農村の生活環境を改善し、水質汚濁による環境負荷を低減させます。

農業団体等の施設維持活動への支援

集落組合活動を支援し、農業施設の管理機能の維持・向上を図るとともに、除草剤を使わない農業水路や農道の手刈りによる除草などにも取り組みます。

(3) 豊かな水と共生するまちづくり

本市の持つ豊かな水環境を活かし、水と緑のネットワークづくりを推進するため、大小河川・湖沼等の自然環境に配慮した水辺・緑地等を整備し、親水空間の創出を図ります。

河川の保全と整備（再掲：4章1(4)防災体制の強化）

自然と共生する空間の創造を進めるため、信濃川、阿賀野川や小阿賀野川などの市内の河川について、自然環境や親水性に配慮しながら河川の改修を促進します。

湿地の保全と活用（再掲：2章1(4)豊かな自然の保全と育成）

佐潟、鳥屋野潟、福島潟などの湿地帯の自然環境を保全し、賢明な利用を図るため、各種調査や市民の意識啓発などを進め、白鳥等の飛び交う水と緑のネットワーク化を推進し、生物の多様性を確保する自然共生空間の創造を図ります。

水辺・緑の保全と活用

本市の特徴的環境である水辺や緑などの保全・活用を進めるため、樹林や緑地の保護、河川敷の緑地整備など、市民が水辺や緑に親しめる環境整備を進めるとともに、信濃川や阿賀野川などの美しい河川環境の保全などを目的として、流域自治体と活発な交流を促進します。

(4) 豊かな自然の保全と育成

海岸や里山等の森林、保安林、湿地など、本市の持つ豊かな自然を保全・整備し、市民に潤いと安らぎの場を提供するとともに、白鳥などが飛び交う水と緑のネットワーク化を促進し、自然共生空間の創造を図ります。

海岸の保全と整備（再掲：4章1(4)防災体制の強化）

海岸侵食や高潮・津波などによる災害の防止や砂浜の復元のため、親水性や景観、自然環境に配慮した海岸の整備を促進し、市民に愛される水辺空間を創出します。

林道の整備

森林の保護・管理事業や林産物の生産・搬出のための林道整備を進めます。

樹林環境の整備

水土保全や生産・憩いの場であり，また貴重な緑地空間である保安林・森林の機能増進のため，保護・管理事業を進めます。

里山の保全・活用

市民の共有財産としての里山や森林等を後世に残すため，森林のもつ諸機能の増進を図り，憩いと生産の場を提供するとともに，その諸機能の維持保全に努めます。

野生生物の保護・管理

RDB（レッドデータブック）の作成・活用などにより希少種生物の保護を進めるとともに，希少種生物の保護や，タヌキ・カラス等の有害鳥獣対策を適切に実施し，人と生物のより良い関係づくりを進めます。

湿地の保全と活用

佐潟，鳥屋野潟，福島潟などの湿地帯の自然環境を保全し，賢明な利用を図るため，各種調査や市民の意識啓発などを進め，白鳥等の飛び交う水と緑のネットワーク化を推進し，生物の多様性を確保する自然共生空間の創造を図ります。

環境教育・環境学習の推進（再掲：2章4(5)協働と学習が拓く環境未来）

環境保全・自然保護の心をはぐくむことで，環境に配慮した生活や行動ができるよう，環境教育・学習を推進します。

2 都市と田園が恵みあう関係

現況と課題

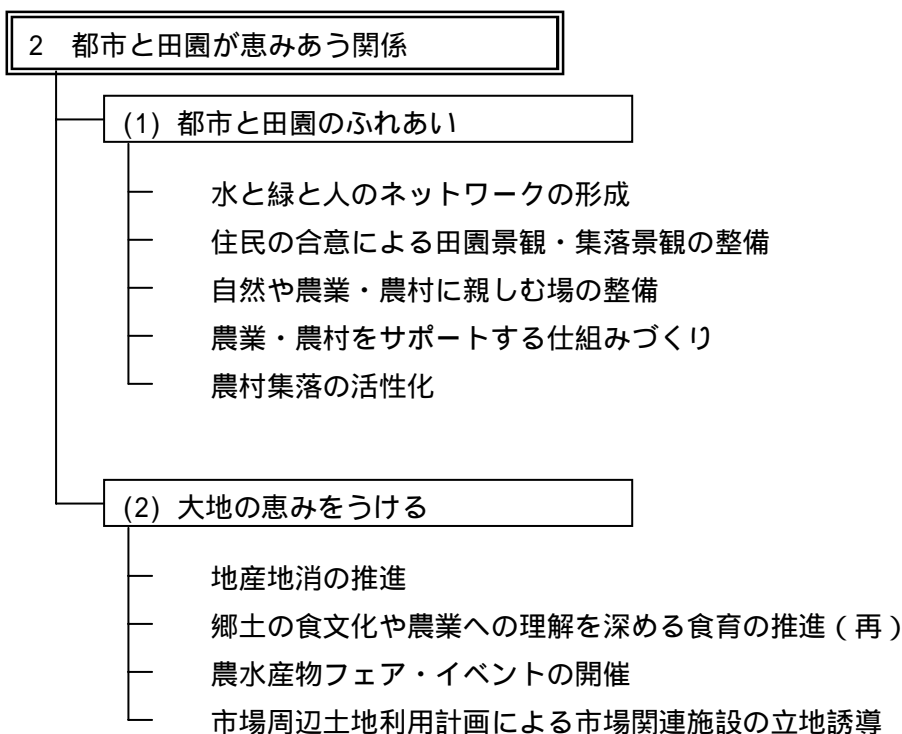
本市が目指す田園型政令指定都市の特性として、生産と消費の場に近接性があることや、80万市民という膨大な食料需要を目の前に抱えている好立地であることが挙げられます。

都会に住む人々において、生活にゆとりや潤いを求める市民意識の高まりがあり、これを提供できる都市と農村の交流の場として、寄り道したくなるような農村風景等自然が残る農業農村地域の役割が増大しています。また、こうした都市と農村が互いに恵みあう仕組みづくりも必要といえます。

本市の農業生産は、その数字から見ても全国に誇るべきものですが、このことはそれほど周知されていないのが現状であり、今後本市の持つ豊かな「食」を積極的に市民に情報提供していくことで、地産地消を推進していく必要があります。

都市化の進展等により農業に接する機会が減少し、消費者の食料に関する知識や農業に関する関心が低下することで、食習慣の乱れが助長されています。食の大切さなどを学び、食に対する興味・関心をはぐくむ場や機会を提供していく必要があります。

施策体系



(1) 都市と田園のふれあい

都市生活者と農業者が互いに恵み合う関係を育んでいくため、農業・農村体験や安らぎ、癒しの場の提供を進めるなど農村地域の活性化を図ります。

水と緑と人のネットワークの形成

農業・農村の資源を活用してその魅力を発信し、都市型グリーン・ツーリズムなどを提供することにより、都市生活者や市外からの来訪者と農業者との交流を図り、都市生活者などの農業への関心を高めるとともに、農村の活性化を図ります。

住民の合意による田園景観・集落景観の整備

農村にかつてあった美しい農村景観を取り戻し、さらにそれらを活用して市民が寄り道したくなるような魅力あふれる美しい農村形成を進めます。

自然や農業・農村に親しむ場の整備

互恵による都市と農村の交流の促進を図るため、農消交流、緑花推進機能のための「(仮称)食と花の交流センター」及び農業技術支援機能のための「(仮称)アグリパーク・国際農業研究センター」をはじめとした拠点施設を整備します。

農業・農村をサポートする仕組みづくり

農業者、都市生活者を問わず、農業・農村に関わる人達が連携し、農業・農村を支える情報を共有する場として「(仮称)農業・農村コーディネートセンター」を設立することで、農業・農村の活性化を図ります。

農村集落の活性化

田園集落に調和した田園住宅の整備を促進するなど、農村ならではの魅力を生かした居住環境の整備や、農村地域におけるコミュニティ形成による定住人口の確保を図り、農村地域の活性化を図ります。

(2)大地の恵みをうける

本市の特徴である生産者と消費者の近接性を生かし、消費者の求める新鮮で安心・安全な地元の農産物を地元農家が供給することで、市民に暮らしの豊かさをもたらすとともに、農業の活性化を図ります。また、地元の農業を知ること、食に関する関心を高め、豊かな食生活を経験し、ひいては食文化を次世代へ継承していくように努めます。

地産地消の推進

新潟の新鮮で安心・安全な農産物がどこで採れるか、どこで手に入るかという情報を提供することで、地元消費の拡大を図り、市民が暮らしの中で新潟の豊かさを実感できるようにするとともに、地域農業の活性化を図ります。

郷土の食文化や農業への理解を深める食育の推進（再掲：4章2(3)食育の推進）

将来を担う子どもたちが正しい食習慣を身につけ、健全な成長を図るための一環として、小中学校と連携し、郷土の食文化や農業への理解を深めるとともに、消費者への地場農産物の情報提供を推進することで、地産地消の拡大とともに郷土への愛着を深めます。

農水産物フェア・イベントの開催

青果・水産・花きの市場が統合された総合的な食品流通拠点である新潟市中央卸売市場では、見学者対応（PR・情報発信）のほか農水産物フェア・イベントを開催するなど、開かれた市場として消費者と農業者との交流を図ります。

市場周辺土地利用計画による市場関連施設の立地誘導

市場周辺地域の土地利用計画を策定し、配送・加工施設等の市場関連施設を立地誘導することにより、市場と一体となった新たな食品流通拠点の形成を図ります。

3 田園型政令市を際立たせる食と花

現況と課題

農水産物の産地間競争が激しさを増すとともに、価格の伸び悩みが一層進む中、ブランド化を図り付加価値を付けていくことで、消費や収益の拡大を図る必要があります。

全国に「新潟＝米どころ」というイメージは定着していますが、それ以外の野菜や花き等全国トップクラスの多くの農産物については、知名度が低いのが現状です。

本市の農地面積は、住宅や工場、公共施設用地などへの農地転用により、平成2年から平成12年の10年間で2,073haの減少となっており、また、今後、農業従事者の高齢化や後継者不在等により、耕作できない農地の発生も予想されます。

米の輸出入の自由化や産地間競争の激化等の社会情勢の変化等が想定されることから、これまでの守りの農業から攻めの農業への転換を図る諸策を進めていく必要があります。また、さらなる品質重視の農産物づくりへの転換や他産業との連携等により、将来を見据えた農業経営の強化を図る必要があります。

農業就業人口のうち65歳以上の高齢者が5割強を占めており、現在の農業を支えている昭和一桁世代の人たちが離農・リタイアした際に想定される担い手不足への対応が喫緊の課題です。

本市の専業農家は、農家全体の1割となっており、兼業農家が農家の大半を占めています。兼業農家も農村集落の一員として、集落の保全に欠くことのできない存在として捉えるとともに、兼業農家が経営を維持できる環境づくりが課題です。

市民へのアンケート調査の結果で「新潟のおいしい物」として米について魚が第2位に挙がっており、地場水産物の有効活用は重要な課題であると言えます。そのためには、水産関連産業や他産業との連携を、本市水産業の活性化につなげるとともに、漁業経営環境をより良くしていく必要があります。

3 田園型政令市を際立たせる食と花

(1) 農水産物のブランド化

- 新潟市ブランドの確立
- 新潟市農水産物の情報の発信

(2) 安心・安全・おいしい農産物

- 安心・安全な農産物の供給
- 環境保全型農業の推進

(3) 収益性の高い農業の確立

- 高収益品目の導入と生産拡大
- 園芸産地の拡大（野菜・果樹・花）
- 園芸作物の試験・調査
- 売れるおいしいお米の生産
- 畜産物の安定生産
- 意欲ある担い手の育成
- 新規就農者の確保・多様な就農の推進
- 農水産物の安定供給を果たす効率的な流通
- 販売経路の多様化

(4) 農業の新たな可能性を拓く

- 新技術の研究・開発
- 総合フード基地（食品産業との連携）
- 地産外商の推進
- 農産物の輸出の促進
- 食品のリサイクルの推進
- バイオマス等の活用
- 耕畜連携の推進による再資源化
- 1次産業と他産業との連携強化

(5) 新鮮でおいしい水産物の供給

- 新鮮でおいしい水産物の供給
- 資源を育む漁業
- 漁業基盤の整備

(1) 農水産物のブランド化

本市の持つ豊かな「食と花」をさらに消費者に広めていくため、代表的なブランドの確立や各種イベント、媒体等の活用により、魅力的な農産物を生産している「食と花のにいがた」を国内外に積極的に情報発信していきます。

新潟市ブランドの確立

本市を代表するブランドの確立や多彩な流通販売の仕組みづくりへの支援を行います。また、優れた農畜水産物に対する理解と認識を深め、消費拡大を図るため、生産者団体と協力して普及 PR に努めます。

新潟市農水産物の情報の発信

「食と花の世界フォーラム」の開催等を通して、本市の美味しいお米、野菜、果物、魚等の「食」とチューリップ等の美しい「花」について、国内外に情報発信することにより、「食と花のにいがた」という都市イメージを確立し、国際的な知名度を高めます。

(2) 安心・安全・おいしい農産物

食の安心・安全に対する市民の関心が高まる中、環境にやさしい農業の推進による「安心・安全・おいしい農産物」の生産拡大に向けて、生産活動に対する支援と生産された農産物の安心・安全対策、消費者への情報提供や啓発活動、交流活動に対する支援を行います。

安心・安全な農産物の供給

消費者に対する農作物の情報提供などを進め、生産者と消費者の相互理解を深めるとともに、市内で生産・流通される農畜産物の安全性確保対策の充実・強化を図ります。

環境保全型農業の推進

有機質資源を循環利用した土作りを基本に、化学合成農薬・化学肥料の使用量を低減した栽培を進めるため、必要な資材や機材の選定及び普及への支援などを行うとともに、有効な技術や栽培法の実証を行うことにより、農業者の取組み意欲の向上を図り、環境保全型農業を推進します。

(3) 収益性の高い農業の確立

消費者に信頼される安心・安全な農業生産体制を確立していくため、おいしくて低コストな米づくり、畜産の安定生産のための条件整備、高付加価値品の開発など農業経営の近代化に取り組み、高収益農業への転換を図るとともに、今後の農業経営の安定化を図っていくため、新規就農者を増やすとともに、経営感覚を持った農業後継者や経営体の育成、都市の人材を活用した援農の仕組みづくりなどをはじめ、既存農家の経営合理化や集落組合活動の活性化にも取り組みます。

高収益品目の導入と生産拡大

収益性の高い作物の選定を進め、その産地化を図ります。また、農産物フェアや産地見学会などの開催により、消費者ニーズ・利用事業者ニーズを把握し対応していく仕組みの構築を進めることで、より一層の生産や顧客の拡大を図り、転作作物による所得向上を実現するとともに、水田農業経営の確立を図ります。

園芸産地の拡大（野菜・果樹・花）

機械化・施設化の促進による既存産地の体質強化、野菜供給安定対策の充実等によって、園芸産地の強化・育成を進めます。また、水稲単一経営から園芸複合経営への転換を推進するとともに、特産品等の掘り起こしなどによる新産地の育成を図るなど、園芸産地の拡大を図ります。

園芸作物の試験・調査

園芸農家が抱える栽培技術上の問題点の解決や技術の向上に役立てるため、野菜・花きについて試験調査を行い、その結果を関係機関や園芸農家等へ提供し、園芸作物の生産振興を図ります。また、作物栽培の基本となる健全な「土づくり」や効率的な施肥設計に役立てるため、農家を対象に土壌分析・診断を行います。

売れるおいしいお米の生産

高品質な良食味米づくりや安心・安全な米づくりを推進することにより、一等米比率の向上と産地強化を図り、また、関係機関や食品産業との連携強化により、販路を拡大していきます。また、多様な用途の米の栽培に適した新潟の特性を活かし、食品産業等の米への多様なニーズに対応する「日本一の米のデパートづくり」を進めます。

畜産物の安定生産

飼養管理技術の向上を図るとともに、高能力家畜の導入等による低コスト生産を推進するなど、生産体制を強化することにより、畜産物の安定生産を推進します。また、自給飼料の給与拡大や管理衛生の向上により、安全で新鮮な高品質畜産物の供給を図ります。

意欲ある担い手の育成

将来の本市の農業を支える担い手を重点的に育成するため、認定農業者の育成等、各種支援措置を関係機関・団体との連携、協力を得ながら実施します。また、産地間競争の激化に対応できる体制を確立するため、発展段階に応じた経営の改善を図るとともに、法人化や集落営農に向けた組織化を推進し、競争力のある経営体を育成します。

新規就農者の確保・多様な就農の推進

新規就農希望者へ経営・技術指導などの支援を行うとともに、都市の人材やいわゆる「団塊の世代」の退職後の帰農を活用した農業ヘルパースystemを確立するなど、幅広い多様な就農形態に対応した支援策を展開します。また、農村地域に女性や高齢者による農産物加工などの身近な就業機会を創出し、暮らしやすい居住条件を整えます。

農水産物の安定供給を果たす効率的な流通

青果・水産・花きの市場を統合整備した新潟市中央卸売市場は、市民及び周辺市町村への、安心・安全な生鮮食料品の安定供給を図るとともに、流通拠点としての役割を担います。

販売経路の多様化

量販店向けの契約生産、直売に対応した多品目生産、インターネットによる直接販売の展開など、多様な販路の形成と販売方法の確立を図ることで、収益性を高め、生産拡大につなげます。

施策展開

(4) 農業の新たな可能性を拓く

本市の持つ大農業都市の資質を活かして、食品産業や流通業等の他産業や大学、民間企業等の他機関との連携強化により、質の高い農産物や農産加工食品等の安定供給を図るとともに、海外への「にいがたの農産物」の輸出を促進する等「消費者が買いたいものを作る」時代のニーズに応じた農業への転換を図ることが必要です。

新技術の研究・開発

大学や民間、各種研究機関との連携のもと、競争力を持った農産物の開発、農作業の省略化などに関し研究開発を進めます。

総合フード基地（食品産業との連携）

大消費地を抱えた本市の立地条件と、大農業都市としての知名度を活かして、食品産業と農業の連携のもと、質の高い農産物や米粉加工食品、農産加工食品を安定供給する総合的フード基地の確立を図ります。

地産外商の推進

販売ネットワークの拡大により、新潟の地場農産物を全国に提供するよう努めるとともに、「食と花」による本市のイメージアップを図るため、食と花の総合アドバイザーなどによるPRを進め、消費の拡大を図ります。

農産物の輸出の促進

我が国の農産物に対する海外からのニーズが高まっていることから、関係機関・団体とともに、東アジアなどの主要輸出先の現地情報の収集などを行い、本市のおいしい米や梨、花など「にいがたの農産物」の輸出を促進します。

食品のリサイクルの推進

野菜残さ、食品の売れ残り、食品製造過程で大量に発生する廃棄物を有機質資源として、飼料や肥料などの原材料として再生利用を図り、持続性の高い農業を支える資源循環システムの構築を進めます。

バイオマス等の活用

家畜排泄物などの地域内資源を、有効に循環利用する地域づくりを進めるため、市全体でのバイオマス計画を策定し、これに基づき、各種調査・研究を行うとともに、バイオマス資源を活用する新技術の研究・導入に対する支援を行うなど、持続性の高い農業を支える資源循環システムの構築を図ります。

耕畜連携の推進による再資源化

家畜排泄物の堆肥などへの利活用、稲わらの堆肥化や家畜の飼料・敷きわら利用など耕畜連携により、資源の循環利用の仕組みづくりを行い、消費者に理解される環境にやさしい農業を促進します。

1次産業と他産業との連携強化

大農業都市である本市の資質を活かし、食品産業や流通産業との連携をはじめ、その他産業との連携の強化を図ることで、多彩な食と花の都として躍動するまちづくりを進めます。

(5) 新鮮でおいしい水産物の供給

水産業の発展により本市の食の質を高め、食の幸せをはぐくむとともに、水産関連産業や他産業との連携により産業発展を図り、雇用を創出し所得の向上を目指します。

新鮮でおいしい水産物の供給

新潟ブランド育成へ向けて、水産資源の特産化など資源の高度利用と有効活用によって、水産関連産業全体への波及効果により雇用の増大や所得の向上を目指すとともに、質の高い水産物の供給により、市民の「食の幸せ」と、「食の新潟」の実現につなげます。

資源を育む漁業

水産資源の確保は、「食の新潟」の実現や他産業との連携など、すべての水産施策の礎となるため、海域・河川湖沼に適した魚種の栽培・放流事業を進め、併せて低利用資源の有効活用などにより、水産資源管理を推進します。

漁業基盤の整備

安全で快適な漁業生産活動の実現により、市民に質の高い水産物の安定供給を図るため、漁港・漁場等の整備を推進します。また、厳しい社会経済環境に対応できる組織力と人材の育成を図るため、漁業組織の合併促進を進め、本市の金融制度を活用による漁業環境の安定を図ることで、漁業経営の改善安定を図ります。

4 市民と築く環境先進都市

現況と課題

地球規模での環境悪化が問題視される中、化石燃料の使用削減や大量生産・大量廃棄型の社会から脱却し、資源循環型社会への転換を図ることが大きな課題です。

昨今の環境問題は、生活型公害から地球規模の環境問題まで広範囲に及び、かつ新たな化学物質による汚染など複雑化・多様化しています。これらの諸問題に対応するため、環境への負荷抑制を図り、充実した監視体制を整えるとともに、市民に対して速やかな情報提供等を行っていく必要があります。

農業生産において、家畜排泄物や作物残さ、都市から排出される食品残さ等のバイオマス資源の利用を進め、環境負荷の低い産業構造へと転換を図ることが必要です。

4 市民と築く環境先進都市

(1) 地球環境に貢献する

- 省資源・省エネルギーの推進
- 新エネルギーの導入
- ヒートアイランド対策の検討
- 国際協調の推進

(2) 安心・快適な環境を守り、つくる

- 環境負荷の抑制
- 監視体制の充実
- 試験・検査及び調査研究等の充実（再）

(3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

- ごみ分別の徹底と資源化の促進
- 環境に配慮したごみ処理体制の充実
- 産業廃棄物の適正処理の促進

(4) 資源循環都市づくり

- バイオマス等の活用（再）
- 静脈産業の育成
- 食品のリサイクルの推進（再）
- 耕畜連携の推進による再資源化（再）
- 下水道資源の有効利用
- 環境保全型農業の推進（再）

(5) 協働と学習が拓く環境未来

- 環境教育・環境学習の推進
- 市民との協働の環境づくり

(1) 地球環境に貢献する

喫緊の課題となっている地球温暖化対策に資する事業に取り組むとともに、国際環境協力を推進し、地球規模の問題に対して本市としても積極的に関わり、解決に向けた取組みを進めます。

省資源・省エネルギーの推進

省エネルギーに対応した施設整備などを行う ESCO 事業導入や環境共生住宅等の環境にやさしい住まいづくりを推進するなど、さまざまな分野での省資源・省エネルギー化により、温室効果ガス削減を図ります。

新エネルギーの導入

地域新エネルギービジョンに基づき、自然環境・経済活動等の地域特性を踏まえ、民間への普及を含めた太陽光発電やバイオマスエネルギーなど新エネルギーの導入を図ります。

ヒートアイランド対策の検討

ヒートアイランド現象の発生状況を調査するとともに、ヒートアイランド現象を緩和させるため、公共交通利用を促進することで温室効果ガスを削減し、併せて屋上緑化や壁面緑化などの普及も促進します。

国際協調の推進

政令市新潟の環境問題への取組みや成果を国際的にアピールするとともに、酸性雨の国際的な研究所として本市に設置されている東アジアモニタリングネットワークセンターの活動を支援するなど、国際環境協力のあり方について研究を進め、国際的な環境保全活動にも積極的に取り組めます。

(2) 安心・快適な環境を守り、つくる

環境への負荷の抑制と環境状況の監視を行い、市民の健康と安全及び良好な環境を守るとともに、より快適な生活環境を創造します。

環境負荷の抑制

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの規制が適用される事業所への基準の遵守確認と改善指導、及び下水道整備に伴う水洗化の普及促進や合流式下水道の改善を実施し、あわせて市民の意識啓発に努めるなど、環境への負荷の抑制を図ります。

監視体制の充実

大気環境，水環境，騒音・振動，土壌汚染及び地盤沈下についての測定や調査を行い，実態を把握します。

試験・検査及び調査研究等の充実（再掲：4章1(3)危機管理体制の強化）

衛生・環境分野における監視・指導，健康危機対応に必要な各種試験・検査を充実・実施します。

また，食の安全や感染症の防止，環境の保全と環境汚染の解明等について，関係各課と連携して調査・研究に取り組み，その成果をデータベース化するなどして提供していきます。

施策展開

(3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

環境にやさしい資源循環型社会を目指し，市民，事業者，行政の協働による効率的で適正なごみ収集体制に努めるとともに，ごみの減量・再使用・再生利用の取組みを推進します。

ごみ分別の徹底と資源化の促進

市民，事業者，行政の協働によるごみの減量・再使用・再生利用の取組みを推進します。

環境に配慮したごみ処理体制の充実

効率的で適正なごみ収集体制に努めるとともに，環境に配慮し，安全で安定的なごみ処理施設の整備を進めます。

産業廃棄物の適正処理の促進

産業廃棄物の排出業者や処理業者への監視指導体制を強化し，不適正処理を防止するとともに発生の抑制を図ります。また，産業廃棄物の再生利用を促進し，資源循環を進めます。

(4) 資源循環都市づくり

地球温暖化・オゾン層の破壊，ダイオキシン類や内分泌かく乱物質の問題，廃棄物の処理など，環境に配慮した生産活動は社会や産業全体の責務となっていることから，資源を循環利用する持続的な社会の構築を進めていきます。

バイオマス等の活用（再掲：2章3(4)農業の新たな可能性を拓く）

市域から排出される温室効果ガスの排出を削減し，資源を有効に利用する地域づくりを進めるため，市全体を対象としたバイオマス計画を策定し，バイオディーゼル燃料活用事業や菜の花採油事業などのパイロットプロジェクトを通じて，バイオマス資源の利活用を図ります。

静脈産業の育成

リサイクル資源の回収や廃棄物の処理・処分サービス等の事業を行う「静脈産業」を育成することで，資源循環型社会の構築を図ります。

食品のリサイクルの推進（再掲：2章3(4)農業の新たな可能性を拓く）

野菜残さ，食品の売れ残り，食品製造過程での大量に発生する廃棄物を有機質資源として，飼料や肥料などの原材料として再生利用を図ることで，資源循環のシステムを構築します。

耕畜連携の推進による再資源化（再掲：2章3(4)農業の新たな可能性を拓く）

家畜排泄物の堆肥などへの利活用，稲わらの堆肥化や家畜の飼料・敷きわら利用など耕畜連携により，資源の循環利用の仕組みづくりを進めます。

下水道資源の有効利用

下水処理によって発生する下水汚泥の，安心・安全でかつ地球環境に配慮した有効利用を推進するため，コンポスト・セメント原料への活用や有効利用に関する新技術の導入を図るなど，減量化・資源化を進めます。

環境保全型農業の推進（再掲：2章3(2)安心・安全・おいしい農産物）

環境に配慮した生産活動は，今日の社会や産業全体の責務となっており，農業分野においては，化学合成農薬や化学肥料による環境への負担をできるだけ小さくした，環境保全農業の普及を進めます。

(5) 協働と学習が拓く環境未来

市民の生活様式や社会経済活動を見直し、循環型社会を形成するため、環境基本計画に基づき環境施策の総合的・計画的な推進を図り、環境教育・学習による環境問題解決に資する能力を育成するとともに、市民・事業者・行政の各主体の協働による環境保全活動をすすめます。

環境教育・環境学習の推進

環境保全・自然保護の心をはぐくむことで、環境に配慮した生活や行動ができるよう、環境教育・学習を推進します。

市民との協働の環境づくり

市民、事業者、行政、市民団体などの各主体のポテンシャルを最大限に発揮させるため、相互協力・連携を図るとともに、環境 NGO など団体への支援を行います。

基本計画

2 施策別プラン

世界と共に育つ，日本海交流都市

1 都市を活気づける交流人口の拡大

現況と課題

本市で生産される農産物を市民が味わい、よく理解してもらおうとともに、優れた農産物を全国ブランド化し、付加価値を高めることにより、収益の向上と生産の拡大を図る必要があります。

都心においては、都市基盤整備が進み、公共交通機関によるアクセス性にも優れ、また本市の「顔」として発展してきた歴史・文化を持っています。その利便性と歴史・文化を活用しながら魅力ある「まちなか」を形成していく必要があります。

新潟西海岸は国の海岸侵食事業により砂浜の復元が進んでおり、さらに海岸道路や新潟みなとトンネルの開通により交通アクセスが向上しました。今後は、市民がより身近に親しめる海岸空間とするための施設整備に取り組む必要があります。

本市は、美しい水辺空間や豊かな田園空間など、魅力的な観光資源が豊富に存在しているにもかかわらず、観光都市としての印象が薄いと言われています。「水の都」と「食と花」の都市イメージに更に磨きをかけ、「観光都市にいがた」として全国にPRしていく必要があります。

米どころ新潟というイメージが強いため、米のほかにも全国でトップクラスの農産物が多くあるにもかかわらず、知名度が低いのが現状です。本市の農産物の魅力を国内外に積極的に発信し、「農にこだわるにいがた」を強くアピールする必要があります。

平成21年開催の「第64回国民体育大会」は、多くの選手や観覧者が新潟を訪れるということもあり、全国から集う人々と友情の輪を広げられるとともに、本市の魅力を全国にアピールする絶好な機会であるので、開催に向けての体制の強化と市民の自主的な活動を醸成する必要があります。

本市には歴史と風格のある「まち」に育まれてきた魅力ある文化が息づいており、また、市民の間には多様な芸術文化活動が活発に行われています。このような、個性豊かで魅力ある文化を大切に育てるとともにその素晴らしさを市内外に発信し浸透させる必要があります。

消費者の米離れが進み、米を中心とする新潟の食文化の継承が危ぶまれているので、伝統的な食文化を次世代に伝え、守っていく必要があります。

豊かな自然環境や田園風景の残る地域に対しての都会生活者のあこがれを提供できる農村地域の役割が増大しています。農村の活性化と農業への関心を高めるためにも、市外からの来訪者と農業者との交流の場づくりが必要です。

1 都市を活気づける交流人口の拡大

(1) 食と花のいがたのイメージ確立

食と花のイメージアップ

(2) みなとまち新潟のイメージ確立

歴史と利便のまちなか形成（再）
史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用（再）
西港地区の整備と活用

(3) まちの魅力の発信

国内外への情報発信
都市のアピール
観光の魅力発信
新潟市農水産物の情報の発信（再）

(4) 集客・交流の拡大

魅力あふれる観光都市づくり（再）
コンベンションシティの推進（再）
海外からの誘客促進（再）
みる機会・交流機会の拡大（再）
第64回国民体育大会の開催（再）

(5) 魅力の掘り起こし・整備

優れた芸術文化に触れる機会の提供（再）
芸術文化の拠点機能充実（再）
文化施設の整備（再）
史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用（再）
新潟の食文化の発信
水と緑と人のネットワークの形成（再）
水辺・緑の保全と活用（再）

(1) 食と花の新潟のイメージ確立

「食と花のにいがた」という都市イメージを確立し、国内外での知名度を高めるとともに、互恵による都市と農村の交流の促進を図るための取組みを行います。

食と花のイメージアップ

「食と花の世界フォーラム」の開催等を通して、本市のおいしい「食」と美しい「花」について、国内外に情報発信することにより、「食と花のにいがた」という都市イメージを確立するとともに、農水産物のブランド化を図ります。また、互恵による都市と農村の交流の促進を図るため、農消交流、緑花推進及び農業技術支援機能を高める拠点施設を整備していきます。

(2) みなとまち新潟のイメージ確立

誰もが訪れたいくなるまちを目指すため、市内に存する歴史的建造物等や、海岸・川辺の緑地などの水辺空間等を活用しながら、みなとまち新潟としての歴史と魅力を国内外に発信し、更なるイメージアップを図ります。

歴史と利便のまちなか形成（再掲：3章5(3)住む人，来る人のための都心づくり）

みなとまちの歴史や文化を活かしたまちづくり，中心市街地の利便性を活かした回遊性の高い快適なまちづくりを推進します。

史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用（再掲：5章5(3)歴史・文化遺産の継承と発信）

市内にある史跡・歴史的建造物等は本市が発展してきた歴史を知るうえで貴重な遺産であり，これを良好な状態で保存し後世に引き継ぐとともに，その活用により新潟の歴史と魅力を市内外に発信しイメージアップを図ります。

西港地区の整備と活用

海岸・川辺の緑地や魚市場跡地の整備を進めるとともに信濃川の景観形成に努め，市民が海や港に親しみ憩える水辺空間として活用します。

(3) まちの魅力の発信

「食と花のにいがた」や「観光都市にいがた」などの都市イメージを確立し、政令市新潟の認知度を高め、交流人口や企業のビジネスチャンスを増せるように、国内外へ本市についてのさまざまな魅力を発信します。

国内外への情報発信

国内外に向けて新潟の総合的な魅力を発信し、政令市新潟の認知度を高めることにより、魅力的な都市ブランドを確立し、定住・交流人口の拡大やコンベンション・企業誘致などの推進を図ります。

都市のアピール

本市の持つ魅力や高次都市機能・交通の利便性などを国内外に広くアピールし、交流人口の拡大やビジネスチャンスの拡大を図ります。

観光の魅力発信

観光都市にいがたの魅力を伝えるために、キャンペーンセールスを全国に展開していきます。またさまざまな観光宣伝ツールを活用しながら、効果的な観光資源 PR に努めます。

新潟市農水産物の情報の発信（再掲：2章3(1)農水産物のブランド化）

「食と花の世界フォーラム」の開催等を通して、本市の美味しいお米、野菜、果物、魚等の「食」とチューリップ等の美しい「花」について、国内外に情報発信することにより、「食と花のにいがた」という都市イメージを確立し、国際的な知名度を高めます。

(4) 集客・交流の拡大

国内外からより多くの人から新潟を訪れてもらい、市民との交流の機会が拡大するように、コンベンション誘致や多様な観光プログラムの提供を行うとともに、スポーツを通じた人々との交流の場として、国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会の開催や国際親善試合を開催するなど、都市のにぎわいを創出します。

魅力あふれる観光都市づくり（再掲：3章3(4)交流ビジネスの振興）

都市と田園の双方の魅力を堪能できる観光コースの設定や、新潟まつりをはじめとする市民協働イベントの充実を図るとともに、近隣観光地と連携して多様な観光プログラムの提供に努めます。また、観光案内板など観光案内機能の充実を図り、国内外からの来訪者が観光しやすい環境づくりを進めます。

コンベンションシティの推進（再掲：3章3(4)交流ビジネスの振興）

朱鷺メッセ等のコンベンション施設や空港・新幹線・高速道路等の高速交通体系のよさをセールスポイントに、アフターコンベンションの充実も含めて、コンベンションの誘致に努めます。

海外からの誘客促進（再掲：3章3(4)交流ビジネスの振興）

新潟空港や宿泊施設での、にいがたの「花」を活用したウェルカム装飾などにより、外国人観光客を温かく迎え、また新潟へ訪れてもらえるような雰囲気づくりに努めるとともに、訪日観光客が増加傾向にある北東アジア地域の旅行関係者やマスコミ等を対象とした観光資源を視察する下見旅行の招待や旅行エージェントへの助成を制度化するなど、外国人観光客の誘致体制を強化し観光産業の振興を図ります。

みる機会・交流機会の拡大（再掲：5章6(3)みる機会・交流機会の拡大）

国際大会を積極的に開催するとともに、地元プロスポーツに接する機会の提供を行うなど、人と人とのふれあいや地域の交流を通して、健康で豊かな生活を生み出す取り組みを行います。

第64回国民体育大会の開催（再掲：5章6(3)みる機会・交流機会の拡大）

国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会を開催し、トップアスリートの競技を見る機会や他県選手団との交流の場などを提供することにより、市民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らせるよう、スポーツの普及啓発を図ります。

(5) 魅力の掘り起こし・整備

市民はもとより、全国に新潟の「芸術」「食」といった文化や歴史について、理解を深めてもらうための取組みを行います。都市生活者などに農業・農村の魅力を知ってもらうため、市外からの来訪者と農業者との交流を図ります。

本市の特徴的環境である水辺や緑などを活用するとともに、信濃川や阿賀野川の流域自治体と活発な交流を促進します。

優れた芸術文化に触れる機会の提供（再掲：5章5(1)個性ある文化の創造と発信）

質の高い芸術鑑賞の機会を提供し、市民の芸術文化への理解を深めてもらいます。また、新潟文化の紹介やゆかりの文人の顕彰を行います。

芸術文化の拠点機能充実（再掲：5章5(1)個性ある文化の創造と発信）

市民芸術文化会館や美術館などを芸術文化の拠点とし、全国に発信できる芸術文化事業を企画実施するとともに、情報の収集・発信や人材育成などを行い、本市の芸術文化の輪を広げ、より優れたものとしします。

文化施設の整備（再掲：5章5(1)個性ある文化の創造と発信）

市民の文化活動を支援するための拠点となる文化施設の整備を進めます。

史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用（再掲：5章5(3)歴史・文化遺産の継承と発信）

市内にある史跡・歴史的建造物等は本市が発展してきた歴史を知るうえで貴重な遺産であり、これを良好な状態で保存し後世に引き継ぐとともに、その活用により本市の歴史と魅力を市内外に発信しイメージアップを図ります。

新潟の食文化の発信

にいがたの食文化の基盤である米を中心とした伝統的な質のよい食材や地域に根ざした豊かで伝統的なにいがたの食文化を見直し、次世代への継承を図ります。

水と緑と人のネットワークの形成（再掲：2章2(1)都市と田園のふれあい）

農業・農村の資源を活用してその魅力を発信し、都市型グリーン・ツーリズムなどを提供することにより、都市生活者や市外からの来訪者と農業者との交流を図り、都市生活者などの農業への関心を高めるとともに、農村の活性化を図ります。

水辺・緑の保全と活用（再掲：2章1(3)豊かな水と共生するまちづくり）

本市の特徴的環境である水辺や緑などを保護しながら、市民が親しめる環境整備を進めるとともに、信濃川や阿賀野川の流域自治体と活発な交流を促進します。

2 世界との交流と協調による飛躍

現況と課題

国際経済交流拠点都市として発展していくためには、国際的に人と情報が流入集積し、新たなビジネスを生み出すための環境の整備が重要であり、本市の持つ優位性を活用しながら、積極的な経済交流を展開する必要があります。

本市における外国人観光客数は平成17年度実績で約3万3千人程度に留まっていますが、台湾からの連続チャーターツアーが好評を博すなど、ロシア・韓国・中国・台湾等の観光客の誘致拡大を図るチャンスが訪れていることから、これを契機に増加を図ることが重要です。

本市は、日本海をめぐる諸地域とは歴史的に古い交流の実績を持ち、「環日本海交流」は本市の国際交流の基本の一つとなっています。新潟港・新潟空港という2つの国際交通拠点を有し、新潟港はロシア極東や東アジアに国際航路が開かれ、新潟空港もロシア、韓国、中国等に国際線が就航しています。また、首都圏と結ばれている広域・高速交通体系の結節点としての拠点性や地理的優位性を併せ持っており、環日本海地域における拠点都市として、東アジアの持続的開発や平和共生のために行動し貢献する役割を担っています。

ボーダレスの時代を迎え、国際社会において国家間や地域間の相互依存関係は深まる一方です。市民の日常生活も世界との関わりなしでは成り立たなくなっている中で、国際感覚に優れた市民を育むためには、世界のさまざまな国・地域の都市との間で、特色ある交流を推進することが必要です。

本市における外国人登録者数の割合は、全体の人口に対して約0.5%ですが、日本海政令市としての発展に伴い、今後増加することが見込まれます。日常生活はもとよりさまざまな分野での外国籍市民への支援が必要となってきます。

本市の外国人登録者数が、平成13年3,254人から平成17年4,089人(+25.7%)と増加し、異なる文化や生活習慣を持つ人々が増えている中で、子どもたちが21世紀の国際社会において、異文化に対する理解を深め、世界的視野に立って主体的に行動するための態度や能力を身に付けられる教育を行う必要があります。

2 世界との交流と協調による飛躍

(1) ヒト・モノ・情報が行き交う交流

- 海外市場との交流の促進（再）
- 外資系企業誘致の推進（再）
- 海外からの誘客促進（再）
- 農産物の輸出の促進（再）

(2) 幅広い分野で交流を深める

- 環日本海交流の推進
- 姉妹・友好都市との交流の推進
- 多様な都市間交流の推進

(3) 交流の土台づくり

- 市民の国際交流・協力活動の促進
- 国際理解の推進
- 国際交流基盤の整備
- 多文化共生のまちづくり
- 魅力あふれる観光都市づくり（再）
- 国際理解教育の充実（再）
- コミュニケーション能力の育成（再）

(4) 国際交流を通じた平和の推進

- 国際交流を通じた平和の推進

(1) ヒト・モノ・情報が行き交う交流

広く海外に開かれた都市として発展するために、ヒト・モノ・情報が行き交う環境を整備し、市内企業のビジネスチャンスの拡大を図るとともに、外資系企業誘致や外国人観光客の誘致を推進します。

海外市場との交流の促進（再掲：3章3(7)国際経済交流の促進）

既存航路・航空路の拡充と新規航路・航空路の誘致を働きかけるとともに、集荷貨物の取扱体制の改善や新たな製品の輸出の可能性を探りながら、海外市場との交流を活性化します。

外資系企業誘致の推進（再掲：3章3(7)国際経済交流の促進）

海外で投資環境説明会を開催するなど進出企業の発掘とセールスを積極的に行うことで、外資系企業の誘致を推進します。

海外からの誘客促進（再掲：3章3(4)交流ビジネスの振興）

新潟空港や宿泊施設での、「にいがたの花」を活用したウェルカム装飾などにより、外国人観光客を温かく迎え、また新潟へ訪れてもらえるような雰囲気づくりに努めるとともに、訪日観光客が増加傾向にある北東アジア地域の旅行関係者やマスコミ等を対象とした観光資源を視察する下見旅行の招待や旅行エージェントへの助成を制度化するなど、外国人観光客の誘致体制を強化し観光産業の振興を図ります。

農産物の輸出の促進（再掲：2章3(4)農業の新たな可能性を拓く）

我が国の農産物に対する海外ニーズが高まっていることから、関係機関・団体とともに、東アジアなどの主要輸出先の現地情報の収集などを行い、本市のおいしい米や梨、花など「にいがたの農産物」の輸出を促進します。

(2) 幅広い分野で交流を深める

環日本海地域における牽引役としての国際都市を目指し、さらに広く世界に開かれた国際交流を推進していくため、世界のさまざまな国や地域の都市との間で、さまざまな交流の拡大を図ります。

環日本海交流の推進

本市の特性である環日本海交流を推進し、環日本海地域における牽引役としてこの地域を含む東アジアの食料・環境問題や平和問題などに積極的に貢献します。

姉妹・友好都市との交流の推進

市民が主体となって行う姉妹・友好都市との交流を図り市民の国際理解と友好親善を促進します。

多様な都市間交流の推進

さまざまな国の都市との間で、経済・文化・スポーツ等の分野別交流を進めることで新たな都市間交流を促進し、ヒト・モノ・情報の交流拡大を図ります。

施策展開

(3) 交流の土台づくり

さまざまな国の異なる文化や習慣を理解できる国際感覚に優れた市民を育むとともに、本市に在住する外国籍市民も同じ地域社会の一員として、安心して生活できるような世界に開かれたまちづくりを進めます。

市民の国際交流・協力活動の促進

市民の自発的な国際交流・協力活動を支援し、国際感覚に優れた市民を育てていきます。

国際理解の推進

市民の国際交流や異文化に対する理解を深めることにより、外国からの来訪者をもてなす心と異文化に対する寛容性の醸成を図ります。

国際交流基盤の整備

国際空港・港湾機能の拡充と国内を結ぶ高速交通体系の整備を促進します。

多文化共生のまちづくり

本市に在住する外国籍市民が地域社会の一員として受け入れられ、安心して暮らせるよう生活情報の提供や相談窓口の開設、さらには、外国籍市民懇談会の開催などを通じて、より暮らしやすいまちづくりを進めます。

魅力あふれる観光都市づくり（再掲：3章3(4)交流ビジネスの振興）

都市と田園の双方の魅力を堪能できる観光コースの設定や、新潟まつりをはじめとする市民協働イベントの充実を図るとともに、近隣観光地と連携して多様な観光プログラムの提供に努めます。また、観光案内板など観光案内機能の充実を図り、国内外からの来訪者が観光しやすい環境づくりを進めます。

国際理解教育の充実（再掲：5章2(3)世界と共に生きる力の育成）

わが国の歴史や文化，伝統などに対する理解を深めるとともに，広い視野をもって異文化を理解し，異なる文化や習慣をもった人と共に生きていく資質や能力を育成する教育を充実させます。

コミュニケーション能力の育成（再掲：5章2(3)世界と共に生きる力の育成）

諸外国の人々と互いの文化，習慣，価値観などを理解し合い，信頼関係を築いていくことができるよう，相手の考えにも充分耳を傾け，自分の考えをもち，相手に伝えていくことができる教育を充実させます。

施策展開

(4) 国際交流を通じた平和の推進

環日本海地域をはじめとする世界平和の架け橋となるため，平和を推進する国際交流拠点都市を目指します。

国際交流を通じた平和の推進

環日本海地域における国際交流拠点として，この地域をはじめとする世界の平和共生を願い行動し貢献する都市を目指します。

3 産業が生まれ育ち都市がにぎわう

現況と課題

活力ある地域産業は市民に雇用の場を提供するだけでなく、中長期の市政経営にとっても重要なことから、既存産業の高度化を図りつつ、創業意識を高める風土づくりと創業環境づくりに向けた手法を検討し、新事業が生まれ育つ環境づくりに取り組む必要があります。

本市の製造業事業所数、従業員数は減少で推移しており、製造業を中心とした産業の活性化が必要となっています。

本市に根ざした伝統工芸は、生活様式・生活空間の変化、安価な輸入品の流入、知名度不足などから売り上げが低迷しています。

商業において、従業員数はほぼ横ばいですが、市内の事業所数・年間商品販売額は減少に転じています。地区別に見ると中心市街地で全ての項目において減少傾向が強くなっており、消費ニーズの多様化・郊外化が見受けられます。一方で広域商圈人口は175万人を超えており、近隣市町村の本市への買物依存度は依然として高く、広域商圈における求心力は強まっています。

過去10年の本市の観光客入込客数を見ると、平成10年度の1,232万人をピークに平成13年度からは1,100万人を割込んでいる状況となっています。

本市における外国人観光客数は平成17年度実績で約3万3千人程度に留まっていますが、台湾からの連続チャーターツアーが好評を博すなど、ロシア・韓国・中国・台湾等の観光客の誘致拡大を図るチャンスが訪れていることから、これを契機に増加を図ることが重要です。

本市における県域を越えるコンベンションの開催と参加者数を見ると、平成10年度以降は年間130回程度の開催で、参加者数は6万人～7万人となっていました。朱鷺メッセがオープンした平成15年度以降、開催回数・参加者数とも増加し、平成17年度は171回開催、8万8千人の参加者数となっています。

経済のグローバル化はますます進展しており、市内企業においても国内だけでなく、海外に目を向ける必要性が高まっています。このような中、市内企業のニーズに応えた支援を講じていくことが重要な課題となっています。

中国をはじめとする北東アジア地域においては、経済発展を背景にした中で、日本の食が普及・定着しつつあります。新潟からの同地域に対する農産物の輸出拡大のためには、輸出相手国の市場特性や需要ニーズ等の把握などが重要となっています。

3 産業が生まれ育ち都市がにぎわう

(1) 経営強化の支援

- 産業情報の収集分析活用体制の充実
- 産学官連携による総合支援
- 中小企業の資金調達の円滑化

(2) 創業や新産業創出の支援

- 新たな活力を生み出す産業の創出

(3) 既存産業の振興

- 中心市街地商店街の活性化
- 地域商店街の活性化
- ものづくりを中核とする既存工業の高度化

(4) 交流ビジネスの振興

- 魅力あふれる観光都市づくり
- コンベンションシティの推進
- 海外からの誘客促進

(5) 産業を担う人材の確保

- 将来の産業を担う人材づくり
- 雇用の拡大と確保
- 勤労者福祉の充実
- 政策方針決定の場への共同参画（再）
- 家庭生活と社会生活の両立支援（再）

(6) 企業誘致の推進

- 都市のポテンシャルを活かした企業誘致の推進
- 外資系企業誘致の推進（再）

(7) 国際経済交流の促進

- 海外市場との交流の促進
- 外資系企業誘致の推進
- 農産物の輸出の促進（再）
- 地産外商の推進（再）

(1) 経営強化の支援

中小企業等の事業環境を整備するため、積極的に産業情報の受発信を行うとともに、産学官連携による総合的な支援、金融支援策などを講じます。

産業情報の収集分析活用体制の充実

政令市にいがたの産業の全体像の把握に努めるとともに、中小企業等の事業活動を支援するため、積極的に産業情報の受発信を行います。

産学官連携による総合支援

商工会議所・商工会等の産業関連団体や新潟大学をはじめとする地元大学等との連携を進めながら、財団法人新潟インダストリアルプロモーションセンターが行う経営・技術相談や商談機関の提供の充実等を通じ、やる気のある中小企業等に対する支援体制を強化します。

中小企業の資金調達の円滑化

中小企業が円滑に資金の調達ができるように、制度融資や信用保証料補助などの金融支援策を講じていきます。

(2) 創業や新産業創出の支援

新産業の創造と既存産業の活性化を図るため、バイオをはじめとする新技術の活用を促進するほか、将来性のある事業活動を行うベンチャー企業や新たなアイデアを用いた新規事業の創出について支援を行います。

新たな活力を生み出す産業の創出

バイオなどの新技術の活用を図るため、産学官連携による総合的な研究活動拠点の形成に向けた取り組みなどを進めるほか、インキュベーション（産業ふ化）施設の利用促進などを通じ、ベンチャー企業や新たなアイデアを用いた新規事業の創出を支援します。

(3) 既存産業の振興

生活に密着した商店街の衰退の問題に対応するため、さまざまな支援により活性化を図ります。また、製造業を中心とした既存工業の振興や、伝統的地場産業の振興と技術の向上のため、商品開発支援やPRの強化を進めます。

中心市街地商店街の活性化

各地区の中心市街地商店街の個性を明確にし、買い物しやすい空間づくり、魅力的な個店の集積等を図るため、意欲ある商店街の活動に対し、効率的な支援を行い、中心市街地の活性化を促進します。

地域商店街の活性化

中心市街地商店街や大規模小売店舗等との機能分担、地域の特殊性を明確にし、意欲ある商店街の活動に対し、効果的な支援を実施することにより、地域の特色を活かしたまちづくりの核となる商店街を育成し、市民生活に密着した地域商店街の活性化を促進します。

ものづくりを中核とする既存工業の高度化

製造業を中心とした既存工業者のニーズを把握し、事業拡大などへの支援を進めます。また従業員の減少や後継者不足など厳しい状況にある仏壇、漆器などの伝統的地場産業の育成を図るとともに、見本市の開催などを通じて、活性化に努めます。

(4) 交流ビジネスの振興

新潟の魅力をPRし、国内外から多くの観光客の誘致やコンベンションの開催に努めることにより、観光産業の振興を図ります。

魅力あふれる観光都市づくり

都市と田園の双方の魅力を堪能できる観光コースの設定や、新潟まつりをはじめとする市民協働イベントの充実を図るとともに、近隣観光地と連携して多様な観光プログラムの提供に努めます。また、観光案内板など観光案内機能の充実を図り、国内外からの来訪者が観光しやすい環境づくりを進めます。

コンベンションシティの推進

コンベンションの誘致に努めるとともに、それに伴うアフターコンベンションを充実させることにより、観光産業の振興を図ります。

海外からの誘客促進

新潟空港や宿泊施設での、にいがたの「花」を活用したウェルカム装飾などにより、外国人観光客を温かく迎え、また新潟へ訪れてもらえるような雰囲気づくりに努めるとともに、訪日観光客が増加傾向にある北東アジア地域の旅行関係者やマスコミ等を対象とした観光資源を視察する下見旅行の招待や旅行エージェントへの助成を制度化するなど、外国人観光客の誘致体制を強化し観光産業の振興を図ります。

施策展開

(5) 産業を担う人材の確保

若年者・女性・中高年齢者・障害者の就業を円滑に進めるとともに、中小企業における人材を育成や、将来の地域産業を担う人材の輩出などを図ります。また、誰もが家庭生活と社会生活が両立でき、いきいきと豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

将来の産業を担う人材づくり

中小企業の優秀な人材の育成を進め、能力開発・技術力の向上を図るため、各種研修会への参加の支援を行います。また次世代を担う子どもたちに、自ら仕事を創造する能力とチャレンジ精神を身につける機会を提供します。

雇用の拡大と確保

関係機関と連携を図りながら、求職情報の提供や各種研修・セミナーなどを開催し、雇用の安定と促進を図ります。また、フリーター、ニートに対する支援の検討や、ものづくり技能の習得に向かう環境を整え、若年者の就労を支援します。

勤労者福祉の充実

労働に関する調査などにより、労働実態の把握に努め、より良い労働環境づくりに向けた意識啓発を図ります。また勤労者の生活安定や充実した余暇活動の実現のため、各種労働関係団体への支援などを行います。

政策方針決定の場への共同参画（再掲：1章1(4)人権尊重・男女共同参画の社会づくり）

男女が対等なパートナーとして政策方針決定の場へ参画しともに責任を分かち合うことのできる社会とするために、依然として低い女性の参画率の向上を図るとともに学習機会や情報の提供を行うなど参画しやすい環境づくりを進めます。

家庭生活と社会生活の両立支援（再掲：1章1(4)人権尊重・男女共同参画の社会づくり）

男女の性別にかかわらず育児や介護をはじめとした家庭生活と仕事や地域活動などの社会生活が両立され、いきいきと豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

施策展開

(6) 企業誘致の推進

事業の縮小や廃止をする企業の動きが目立つ中、製造業をはじめとした産業の活性化と雇用の拡大を図るため、国内外から活力ある優良企業の誘致を進めます。

都市のポテンシャルを活かした企業誘致の推進

本市の持つ交通基盤や優秀な人材をはじめとした優位性を首都圏企業などに積極的にPRするとともに、企業立地への優遇措置により、活力ある優良企業の誘致を推進します。また商業活性化のために、空き店舗情報を活用しながら、魅力ある個店の誘致を進めます。

外資系企業誘致の推進（再掲：3章3(7)国際経済交流の促進）

海外で投資環境説明会を開催するなど進出企業の発掘とセールスを積極的に行うことで、外資系企業の誘致を推進します。

施策展開

(7) 国際経済交流の促進

地域経済の活性化や雇用拡大を図るため、日本海側の国際経済交流拠点都市としての特性を活かし、海外とのビジネスチャンスの創出に努めるなど、経済のグローバル化に即応した取組みを展開します。

海外市場との交流の促進

既存航路・航空路の拡充と新規航路・航空路の誘致を働きかけるとともに、集荷貨物の取扱体制の改善や新たな製品の輸出の可能性を探りながら、海外市場との交流を活性化します。

外資系企業誘致の推進

海外で投資環境説明会を開催するなど進出企業の発掘とセールスを積極的に行うことで、外資系企業の誘致を推進します。

農産物の輸出の促進（再掲：2章3(4)農業の新たな可能性を拓く）

我が国の農産物に対する海外ニーズが高まっていることから，関係機関・団体とともに，東アジアなどの主要輸出先の現地情報の収集などを行い，本市のおいしい米や梨，花など「にいがたの農産物」の輸出を促進します。

地産外商の推進（再掲：2章3(4)農業の新たな可能性を拓く）

消費者グループや量販店との契約生産，直売等，多様な販売形態を活用し，国内外の消費者へ「新潟の農水産物」を提供します。

4 日本海政令市の拠点性の強化

現況と課題

中心市街地は豊かな市民生活の実現や地域経済を牽引する中核としての役割を担いますが、歩行者数や商店数、売り場面積も減少していることから、活性化に向けた早急な対策が求められています。また、道路等の都市基盤整備が進んでいるにもかかわらず、青空駐車場等の低・未利用地が散在し、空き店舗が多く空洞化が見られます。

本市の道路網は、県・市道の他、高速道3路線、国道7路線が配置されていますが、河川や鉄道により分断され、朝夕の渋滞の原因の一つになっています。

上越新幹線や在来線の日本海側における主要ターミナルである新潟駅周辺地区は、環日本海諸国や国内各地との広域的な交通拠点としての役割を担う地区であり、陸の玄関口としてふさわしい商業業務機能や交通機能といった都市機能の強化・集積が求められています。

鉄道は、北陸新幹線が2014年度に金沢に開通することによるダイヤ改正により上越新幹線の利便性が低下し、地域経済への影響が懸念される2014年問題があります。また、日本海沿線地域を縦貫する羽越本線の複線化などの整備が進展していません。

新潟港の国際コンテナ取扱量は国内10位になり、毎年順調な伸びを示していますが、さらに国際物流拠点としての機能を高めるためには、貨物の発掘や航路の拡充が必要です。

港には、物流拠点としての機能と同時に、都市を潤す水辺の空間として人の心を引き付ける魅力があります。開港五港の1つとしての歴史を持ち、みなとまち新潟を象徴するエリアに、みなとまち気分を味わえ、日常的な賑わいをもたらす魅力的な空間を創造していく必要があります。

国内の地方空港では空港間競争が激しく、新潟空港はロシア、韓国、中国など国際線8路線、国内線8路線を有していますが、新規航空路の開設や既存路線の拡充とともに、空港アクセスの強化などにより地域の拠点空港として、利用活性化と機能強化を図っていく必要があります。

社会経済情勢の変化に対応し、都市の持続的な発展と環境に調和したまちづくりを進めるために、パークアンドライドなど公共交通への利用転換や公共交通のサービス性向上等、自動車への依存を過度にしない自家用車と公共交通の役割分担による適切な利用を図る必要があります。

高齢者や障害者など誰もが安全で快適に移動できるよう、バリアフリーなど質の高い交通環境への取り組みが求められています。

4 日本海政令市の拠点性の強化

(1) 求心力のある都市づくり

- 古町周辺地区の整備
- 新潟駅周辺地区の整備
- 拠点地区の整備
- 市街地のリニューアル

(2) 広域連携の推進

- 広域連携の推進

(3) 拠点性を高める広域交通ネットワークの構築

- 高速道路の整備
- 幹線道路網の整備
- 羽越本線高速化促進
- 上越新幹線活性化
- 新潟駅周辺地区の整備（再）

(4) 世界に開かれた交通機能の強化

- 港湾の施設・機能の整備，利用の促進
- 空港の施設・機能の整備，利用の促進
- 空港アクセスの強化

(5) 安全・便利な公共交通体系の構築

- バス交通の機能強化
- 軌道系交通の機能強化
- 駅・バス停の利用環境の向上
- 交通環境のバリアフリー化

(1) 求心力のある都市づくり

近年の社会経済環境の変化等により衰退しつつある中心市街地の賑わいを創出するため、都心機能の強化や地区間相互の回遊性を高める取組みを進めます。

古町周辺地区の整備

みなとまちの歴史や文化を活かしたまちづくり，中心市街地の利便性を活かした回遊性の高い快適なまちづくりを推進します。

新潟駅周辺地区の整備

鉄道在来線の高架や，新潟駅周辺の道路網などの整備により，都心機能の向上と陸の玄関口にふさわしい市街地の形成を図るとともに、広域公共交通の拠点性を高めます。

拠点地区の整備

国の施設がある美咲町地区を整備することで，隣接する新光町地区との相乗効果を高め，広域的な行政拠点性の向上を図ります。また，豊かな自然を残す鳥屋野潟に隣接し，高速交通網の結節点に位置する鳥屋野潟南部開発地区約 270ha において，環日本海地域の拠点にふさわしい環境の優れたアメニティ空間を創出し，新しい都市機能の導入を行ないます。

市街地のリニューアル

古町や新潟駅周辺などの都心を中心として低・未利用地などの有効活用による市街地再開発事業等を推進し，良好な市街地の整備を進めることで，快適で賑わいのあるまちづくりを目指します。

(2) 広域連携の推進

政令市として日本海側の拠点性を高めるために，新たな交流ネットワーク機能を目指します。

広域連携の推進

地域の活性化を図るため，羽越本線高速化促進事業などを通じ日本海沿岸地域の連携強化を図るとともに，産業・文化・観光などの多様な分野において政令指定都市や開港 5 都市など県内外の拠点都市等との都市間・地域間交流を深め，新たな交流ネットワークの形成を目指します。

(3) 拠点性を高める広域交通ネットワークの構築

広域な地区間の交流・連携のための移動時間の短縮や渋滞の解消のために、高速道路や幹線道路の整備を行います。

2014年問題の対応を含め、広域交通拠点性確立のため、羽越本線高速化や上越新幹線活性化への取り組みを進めます。

高速道路の整備

日本海東北自動車道や磐越自動車道の整備を促進することにより、本市の拠点性を高めるとともに、スマートＩＣの整備の促進などにより既存の高速道路を使いやすくすることで、一般道の渋滞の緩和に努めます。

幹線道路網の整備

都心部より放射状に延びる直轄国道のバイパスなどの整備を促進し、同じく放射状の国道、県道、幹線市道と（仮称）新潟中央環状道路や国道４６０号などの環状道路の道路網の整備により地区間の移動時間の短縮に努めます。

羽越本線高速化促進

羽越本線高速化に向け、関係市町村等との連携強化やシンポジウム開催等によりその促進に努めます。

上越新幹線活性化

2014年問題の対応など上越新幹線の更なる利用促進に向けて、上越新幹線活性化同盟会の活動などを通じ、関係市町村等との連携強化を図り、地域振興等のための調査や支援などを行います。

新潟駅周辺地区の整備（再掲：3章4(1)求心力のある都市づくり）

鉄道在来線の高架や、新潟駅周辺の道路網などの整備により、都心機能の向上と陸の玄関口にふさわしい市街地の形成を図るとともに、広域公共交通の拠点性を高めます。

(4) 世界に開かれた交通機能の強化

港の活性化のために、港湾機能の強化や利用促進などを図るとともに、駅から空港のアクセスの向上を図り、空港の利用を促進することにより、国際都市としての拠点性を高めるためです。

港湾の施設・機能の整備，利用の促進

コンテナバースなどの港湾施設の整備を促進するとともに、北米航路、日本海横断航路の新規開設や既存航路の拡充により輸出入貨物の増加を図り、港の利用を促進します。また、万代島など「みなとまち新潟」を象徴するエリアに、みなとまち気分を存分に味わうことができ、日常的な賑わいをもたらす魅力的な空間を創ります。

空港の施設・機能の整備，利用の促進

国際航空需要の増加等に伴う機材の大型化や冬季の安定就航のため滑走路 3,000m化を目指すとともに、必要な施設整備の促進を図ります。また、天津、青島や台湾などへの新規航空路の開設、既存航路の拡充による利便性の向上を図り、多様な国際路線をもつ新潟空港の特色を活かし、ロシア、中国をはじめ世界と結ばれた国際航空ネットワークの形成を目指します。

空港アクセスの強化

国際都市としての拠点性を高める、駅と空港のアクセスの強化について短期的、中・長期的視点に立って取り組んでいきます。

(5) 安全・便利な公共交通体系の構築

バスや鉄道など公共交通の利用を向上させる交通計画を策定し、自家用車との適切な役割分担の下、過度な自動車交通依存からの転換を図るため、利便性の高い公共交通体系の構築を図ります。交通弱者が生活しやすいように、交通施設のバリアフリー化などの環境整備に取り組みます。

バス交通の機能強化

市民の足となるバスについて総合的な計画を策定し、鉄道などとの連携やPTPS（公共車両優先信号）などの導入を促進するとともに、基幹公共軸路線や区バスなどをはじめとした路線網の再編を行い、利便性の高い総合的なバスシステムの構築を促進します。

軌道系交通の機能強化

鉄道については、新駅設置の検討を行うとともに、運行本数の増加などを事業者に働きかけます。また軌道系の新たなシステムについては、将来の導入に向けて効果などの研究を進めます。

駅・バス停の利用環境の向上

公共交通の利便性を高めるため、駅の自由通路及び駅前広場やバス停周辺の整備に努めるとともに、交通結節点などにおいてパークアンドライド駐車場の整備を進めます。

交通環境のバリアフリー化

駅等の公共施設及びその周辺道路のバリアフリー化に取り組み、高齢者、障害者等の交通弱者が生活しやすい環境を整備します。

5 賑わうまちなか

現況と課題

中心市街地等においては道路，上・下水道等の都市基盤が整備されているにもかかわらず，商店街の空洞化，人口の減少がみられ，青空駐車場等の低未利用地が散在しています。

古町周辺地区は，古くから街のにぎわいの中心であった地区ですが，近年は賃貸ビルの空室率が20%程度で推移するほか，空き店舗も多く空洞化が見られるため，歩いて楽しい賑わうまちなかとして再生する必要があります。

新潟西海岸は国の海岸侵食事業により砂浜の復元が進んでおり，さらに海岸道路や新潟みなとトンネルの開通により交通アクセスが向上しました。今後は，市民がより身近に親しめる海岸空間とするための施設整備に取り組む必要があります。

港への交通アクセスが向上し，朱鷺メッセ・みなとぴあなどの交流拠点施設が整備されたことにより，港は市民にとって身近な存在となりました。市民や来港者に親しまれる「みなとづくり」への取り組みが強く望まれています。

都心では，歩道上に自転車が放置され，歩行者の障害となっている状況が多く見受けられます。

商業において，従業員数はほぼ横ばいであるが，市内の事業所数・年間商品販売額は減少に転じています。地区別に見ると中心市街地で全ての項目において減少傾向が強くなっており，消費ニーズの多様化・郊外化が見受けられます。一方で広域商圈人口は175万人を超えており，近隣市町村の本市への買物依存度は依然として高く，広域商圈における求心力は強まっています。

5 賑わうまちなか

(1) 都心回帰の促進

都心居住の促進

(2) 水辺を活用したにぎわいづくり

堀と柳を活かしたまちづくりの推進

西港地区の整備と活用(再)

愛される水辺空間の整備と活用

(3) 住む人, 来る人のための都心づくり

歴史と利便のまちなか形成

ゆとりと安心のみちづくり(再)

魅力あふれる観光都市づくり(再)

(4) 都心にふさわしい商業空間づくり

中心市街地商店街の活性化(再)

(5) 地域のまちなかのにぎわいづくり

良好な居住環境づくり(再)

地域商店街の活性化(再)

(1) 都心回帰の促進

高齢社会の到来，中心市街地の商店街の空洞化や人口減少への問題に対応するため，多様なニーズに対応する住宅供給と良好な都市環境の創出を行い，都心居住の促進を図ります。

都心居住の促進

市民の主体的活動の誘導・支援を通して，中心市街地の低・未利用地の有効活用し住宅の供給等を行い，都心居住を促進します。

(2) 水辺を活用したにぎわいづくり

市民に愛される潤いとやすらぎを感じられる親水空間を創出するため，水辺空間の整備や活用を促進します。

堀と柳を活かしたまちづくりの推進

みなとまち新潟の歴史ある堀などの再生を推進し，賑わいのある水辺空間の形成を目指します。

西港地区の整備と活用（再掲：3章1(2)みなとまち新潟のイメージ確立）

海岸・川辺の緑地の整備を促進するとともに信濃川の景観形成に努め，市民が海や港に親しみ憩える水辺空間として活用します

愛される水辺空間の整備と活用

海岸，川辺の緑地，施設の整備を促進し，市民に愛される水辺空間として活用します

(3) 住む人,来る人のための都心づくり

観光で新潟を訪れる人々や住む人にとって、賑わいがあり、快適で安全性に配慮した都市と感じてもらえるようなまちづくりを進めます。

歴史と利便のまちなか形成

みなとまちの歴史や文化を活かしたまちづくり，中心市街地の利便性を活かした回遊性の高い快適なまちづくりを推進します。

ゆとりと安心のみちづくり（再掲：4章10(1)身近で快適な交通の確保）

歩いて楽しいまちづくりを進めるため，コミュニティ道路，歩車共存道などの安全性や快適性に配慮した歩道，自転車道を整備するとともに，都心での放置自転車が歩行者の障害になっていることから，駐輪場の整備を進めます。

魅力あふれる観光都市づくり（再掲：3章3(4)交流ビジネスの振興）

中心市街地に点在している観光施設などを巡回する観光循環バスの運行や，観光案内板など観光案内機能の充実を図り，国内外からの来訪者が観光しやすい環境づくりを進めます。

(4) 都心にふさわしい商業空間づくり

古町・万代など商都新潟の顔として全国にアピールできる中心市街地を形成するために，中心市街地内にある商店街の活性化を図ります。

中心市街地商店街の活性化（再掲：3章3(3)既存産業の振興）

各地区の中心市街地商店街の個性を明確にし，買い物しやすい空間づくり，魅力的な個店の集積等を図るため，意欲ある商店街の活動に対し，効率的な支援を行い，中心市街地の活性化を促進します。

(5) 地域のまちなかのにぎわいづくり

地域のまちなかにおいて、それぞれの特性に応じた居住環境の向上と、商店街の活性化を図り賑わいを創出します。

良好な居住環境づくり（再掲：4章9(1)ゆとりの居住環境）

市民参加のまちづくりのしくみや規制誘導に向けた制度を制定し、住民が主体となったまちづくりのルール化や、狭溢道路の解消、土地の共同利用などを促進し、優れた居住環境づくりを進めます。

地域商店街の活性化（再掲：3章3(3)既存産業の振興）

中心市街地商店街や大規模小売店舗等との機能分担、地域の特殊性を明確にし、意欲ある商店街の活動に対し、効果的な支援を実施することにより、地域の特色を活かしたまちづくりの核となる商店街を育成し、市民生活に密着した地域商店街の活性化を促進します。

基本計画

2 施策別プラン

安心と共に育つ，くらし快適都市

1 毎日の安全な暮らしを守る

現況と課題

本市では「公用車によるながらパトロール」「青色回転灯装着車両による安全パトロール」など防犯対策の強化や、およそ30団体約2,000人の防犯ボランティアによるさまざまな防犯活動や地域での子どもたちの登下校の安全を守る取組みなどが行われていますが、本市の犯罪件数は減少傾向にあるもののほぼ横ばい状態で、県内での犯罪発生に占める割合が増加するなど依然として厳しい状況にあり、より一層の犯罪抑止が必要となっています。また、空き巣・車上ねらい・自動車盗・自転車盗・オートバイ盗の犯罪で、無施錠による被害が半数に上るため、個人の防犯意識の向上が必要になっています。

消防については、消防署8箇所、出張所28箇所を配置して消防力の充実に取り組み、平成17年中の火災件数は162件で、人口1万人あたりの火災件数である出火率は2.0で、全国の政令市及び中核市の中では、京都市の1.9に次いで2番目に火災の少ない都市となりました。今後も、地域特性を考慮しながら、より迅速かつ効率的に消防サービスが提供できるよう、消防組織や署所の配備を含めた体制の強化が必要となっています。

消防団は約6,200人で組織され、条例定数の約96%と比較的高い充足率となっていますが、少子高齢化などを考慮すると、消防団員の減少が危惧されています。

SARS、新型インフルエンザなど新たな感染症に迅速に対応し、感染症予防の普及・啓発及びまん延防止の体制を整備することが必要となっています。

地域防災力の向上のため、自治会・町内会の住民組織を母体とした自主防災組織の結成・育成に取り組んでいますが、平成17年度末で40.2%となっており、引き続き結成促進と防災意識の啓発が必要となっています。

本市では、集中豪雨による洪水や、地震時の液状化による河川の破堤が起こった場合、地形が平坦で標高が低いため、その被害は広範囲におよび、地域住民への直接的な被害と合わせ、経済へのダメージは計り知れないものがあることから、堤防強化対策等の治水事業の促進が必要となっています。

本市の都市浸水対策達成率（概ね5年降雨確率年程度で整備済みの地区の面積率）は、平成17年度末で50.7%と低い状況にありますが、平成16年度の市政世論調査では、「雨水排水の処理が悪い」と考えている市民が26.7%と多く、豪雨などによる浸水被害の解消が求められています。

市民の生命を守るうえでも水道水の確保は重要であることから、事故・災害が発生した場合にも安全な水道水を安定して供給できるシステムの構築を進める必要があります。

農産物に対する安全意識が高まるなか、「安心・安全・おいしい農産物」の提供を目標に、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組む農業者への支援が必要となっています。

IT化、国際化及び高齢化の進展など、消費者を取り巻く環境は著しく変化するなか、消費者問題の内容も深刻化・多様化しています。

1 毎日の安全な暮らしを守る

(1) 犯罪の防止

- 地域安全情報の発信
- 防犯ボランティア活動等の支援
- 犯罪が起きにくい地域環境の整備
- 保護者や地域と連携した安全対策の推進（再）

(2) 消防体制の強化

- 消防活動体制の充実・強化
- 防火安全対策の推進
- 消防団の充実強化・活性化対策の推進

(3) 危機管理体制の強化

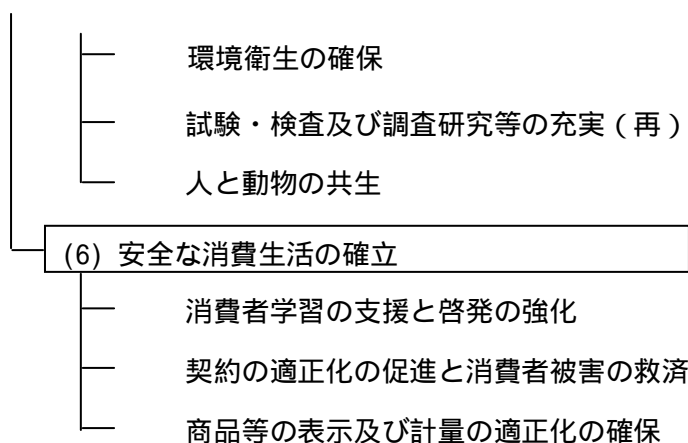
- 危機管理対策の充実
- 国民保護措置の的確な実施及び総合的な推進
- 健康危機管理体制の充実
- 感染症予防の普及啓発及びまん延防止
- 感染症患者等への支援及び適正医療の確保
- 食品の安全性の確保（再）
- 試験・検査及び調査研究等の充実

(4) 防災体制の強化

- 災害予防対策の充実
- 災害応急対策の充実
- 防災機能の向上
- 河川の保全と整備
- 浸水対策の推進
- 災害時における医療救護
- 水道施設の事故・災害対策の充実
- 下水道施設の機能保持
- 海岸の保全と整備

(5) 安全な食と生活環境の充実

- 食品の安全性の確保



施策展開

(1) 犯罪の防止

「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は自分たちで守る」という考え方を基本として個人の防犯意識の向上を図り、地域、行政機関、警察の協働を強めて、犯罪の減少を目指します。

子どもへの危険が心配される事案も多く発生していることから、保護者や地域とともに子どもの安全対策や防犯対策を進めます。

地域安全情報の発信

地域の犯罪情報や具体的な防犯対策など、防犯行動をとるために役立つ情報を提供し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。

防犯ボランティア活動等の支援

地域住民等により自主的に行われている防犯活動への支援を充実することにより、活動団体の活動を活性化するとともに、防犯活動の市内全域への波及・浸透を進めます。

犯罪が起きにくい地域環境の整備

防犯パトロールや防犯灯の設置など犯罪が起きにくい地域となるよう環境を整備し、市・市民・事業者等が協働して犯罪のない安心で安全なまちづくりを進めます。

保護者や地域と連携した安全対策の推進（再掲：5章1(1)学・社・民の融合の推進）

校内や通学路における子どもの安全対策や防犯対策を、セーフティ・スタッフをはじめとした保護者や地域住民との連携、警察など関係機関との連携を強化して進めます。

(2) 消防体制の強化

火災による隣接家屋への延焼防止，複雑多様化する災害による被害の軽減化を図るため消防力の充実に努めるとともに，近年のマンション等の高層建物の増加及び市域の拡大による火災等の災害事象の変化に対応するため，市民一人ひとりの防火意識の向上や事業所の防火管理体制の強化や地域の消防団との連携により，総合的な消防力の強化に努めていきます。

消防活動体制の充実・強化

地震等の大規模災害，危機事象や複雑多様化する災害に適切に対応するため，高度資機材と精鋭隊員を配備した特別高度救助隊等の配置計画の検討をはじめ，消防車両・資機材，消防水利施設等の整備，消防署所の適正配置を進め，機動力のある消防活動体制の充実・強化を図ります。

防火安全対策の推進

防火対象物の高層・深層・大規模化など，防火対策の専門化・高度化が進展していることから，官民一体となって事故防止対策を推進するとともに，地域に密着した火災予防を進め住宅火災や事業所における火災の減少に取り組みます。

消防団の充実強化・活性化対策の推進

地域の消防防災体制の核となる消防団の活動環境を整備し，女性消防団員を含めた消防団員の確保による消防団の充実に努め，地域防災力を強化します。

(3) 危機管理体制の強化

SARS，新型インフルエンザ，エイズ感染やBSE問題など地球規模で対応が必要な問題から，身近な食品の安全性の問題まで，さまざまな危機事象の発生または発生するおそれがある事態に際し，速やかに対応できる体制の整備に努め，市民の生命，身体及び財産への被害の防止または軽減に取り組みます。

危機管理対策の充実

市民の生命・身体・財産への被害の防止・軽減のため，新潟市危機管理基本方針に基づき，市民生活に重大な被害や不安を与える事態などの危機事象に際し，迅速で的確な対応を図ります。

国民保護措置の的確な実施及び総合的な推進

武力攻撃事態等において新潟市国民保護計画に基づき，市民の協力を得つつ国民保護措置を的確に実施し，他の機関と連携協力し措置を総合的に推進します。

健康危機管理体制の充実

SARS，新型インフルエンザなど新たな感染症に対する的確に対応するため，組織体制を強化し，市民への迅速な情報提供と安全の確保を図ります。

感染症予防の普及啓発及びまん延防止

予防接種の必要性や結核・エイズ・その他の感染症に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに，発生時には，医療機関・検疫所・学校などとの連携により，二次感染・まん延の防止対策に取り組みます。

感染症患者等への支援及び適正医療の確保

結核やその他の感染症患者，予防接種による健康被害を受けた人に対して，医療費の負担軽減を図り，早期回復・社会復帰への支援を行い，安心して治療ができる環境の充実を図ります。

食品の安全性の確保（再掲：4章1(5)安全な食と生活環境の充実）

食品の安全確保のため，BSE スクリーニング検査の実施や農薬等の試験・検査体制の充実，並びに製造業者及び販売者等への監視・指導の強化とともに，消費者への正しい知識の普及・提供及び啓発に努めます。

試験・検査及び調査研究等の充実

衛生・環境分野における監視・指導や健康危機対応に必要な各種試験・検査を充実・実施します。

また，食の安全性や感染症の防止，環境の保全と環境汚染の解明等について，関係各課と連携して調査・研究に取り組み，その成果をデータベース化するなどして提供していきます。

(4) 防災体制の強化

自然災害から市民の生命，身体及び財産を守るため，災害応急対策や体制の充実に努めます。

自然災害は，その発生を防ぐことはできませんが，市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」，地域コミュニティによる「共助」，行政による「公助」のバランスの取れた防災対策の推進により被害の軽減を図ることは可能なことから，減災社会の実現を目指します。

災害予防対策の充実

災害発生時の被害を最小限に食い止めるため，防災知識の普及など自助としての市民一人ひとりの防災意識の高揚と，自主防災組織の育成など共助として地域コミュニティの防災力の向上を図るとともに，公助として行政の防災体制の見直しを行うなど，災害への備えを固めます。

災害応急対策の充実

災害発生時に迅速かつ的確に対処するため，情報の収集，伝達体制や防災の中核拠点施設などの整備を進めるとともに，備蓄品などの整備充実を進めます。併せて，電気・ガス・通信等の関係機関との連携により災害時のライフラインの確保を図るなど，さまざまな機関・他の地方公共団体・市民・事業所の協力を得ながら，災害応急対策の一層の充実を図ります。

防災機能の向上

災害時の救援活動や物資輸送等における安定性を向上させるために，緊急輸送道路の整備や防災船着場の確保に努めます。

河川の保全と整備

水害から市民生活の安全を守るため，信濃川，阿賀野川や中ノ口川などの市内の河川について自然環境や親水性に配慮しながら河川の改修を促進します。

浸水対策の推進

雨水排除能力を強化するため，雨水管渠やポンプ場などの下水道整備を推進するとともに，雨水流出抑制として，学校のグラウンド等への雨水貯留浸透施設の整備や各家庭等での雨水浸透枳・貯留タンク等の設置を進めます。

災害時における医療救護

地震や水害などの災害時発生時や，毒物劇物，食中毒など生命や健康を脅かす健康災害発生時など，災害や被害の状況に応じた適切な保健医療救護活動を確立します。

水道施設の事故・災害対策の充実

配水幹線（大口径管）の整備と経年劣化した管路の更新を行い，給水安定性と耐震性の向上を図ります。

下水道施設の機能保持

下水道の雨水排除機能や汚水処理機能を保持するために、適正で効率的な維持管理に努めるとともに、災害時においても下水道機能が確保できるような施設の整備を進めます。

海岸の保全と整備

日本海特有の冬の波浪等による海岸侵食や高潮・津波などによる災害の防止や砂浜の復元のため、親水性や景観、自然環境に配慮した海岸の整備を促進します。

施策展開

(5) 安全な食と生活環境の充実

食品の安全性やアレルギー・シックハウス対策などについての関心が高まるなか、科学のおよび専門的な監視指導を強化するとともに、安全な食品が安定的に供給されるよう、食品製造業者等に対する最新の衛生管理の導入と知識の普及啓発に努めていきます。

食品の安全性の確保

食品の安全確保のため、BSE スクリーニング検査の実施や農薬等の試験・検査体制の充実、並びに製造業者及び販売者等への監視・指導の強化とともに、消費者への正しい知識の普及・提供及び啓発に努めます。

環境衛生の確保

市民ニーズに対応した墓地の在り方を検討し、新たな墓地開発を進めます。また、理・美容所などの営業施設や特定建築物の衛生管理指導を行うとともに、シックハウス対策や害虫駆除相談を実施して快適な暮らしの確保に努めます。

試験・検査及び調査研究等の充実（再掲：4章1(3)危機管理体制の強化）

衛生・環境分野における監視・指導や健康危機対応に必要な各種試験・検査を充実・実施します。

また、食の安全性や感染症の防止、環境の保全と環境汚染の解明等について、関係各課と連携して調査・研究に取り組み、その成果をデータベース化するなどして提供していきます。

人と動物の共生

犬・猫などの動物の適正飼育や愛護精神の普及・啓発を図るため拠点となる施設を整備し、人と動物が共に健康で快適に暮らす心豊かな社会の実現を進めます。

(6) 安全な消費生活の確立

近年、インターネットの普及などから取り引き形態が多様化・複雑化し、不当請求などのトラブルも増加しています。また、高齢者をねらった悪質な販売によるトラブルも増えています。こうした被害をなくすため、消費に関する知識・情報の提供や相談体制の充実を図ることにより、消費者の権利の確立と自立支援を進め、消費生活の一層の安定と向上を図り、豊かで文化的な暮らしの実現を目指します。

消費者学習の支援と啓発の強化

消費者が自らの利益を守り、トラブルの未然防止や解決を図れるようにするため、学習機会の提供や啓発の強化などによって、消費生活に関するさまざまな知識・情報を提供します。

契約の適正化の促進と消費者被害の救済

契約の適正化の促進に努め、不当な取引行為の解消を図ります。

また、消費者の苦情・相談に対して適切な指導・助言を行い、速やかな消費者問題の解決を図ります。

商品等の表示及び計量の適正化の確保

消費者が安心して商品やサービスを選択できるよう、商品等の表示を監視するとともに、計量の適正化に努めます。

2 心豊かに健康でいきいきすごす

現況と課題

生活環境の改善と医学の進歩により、平均寿命は延伸していますが、認知症、生活習慣病やこれに起因する寝たきりなど、要介護者の増加が深刻な社会問題となっています。

がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、生活習慣病健診や各種がん検診の実施とともに、日頃の健康管理や適正な食生活の実践による予防に向けた取組みの充実が必要となっています。

「うつ・ストレス」による自殺者が全国的に急増し問題化していますが、特に働き盛りの中高年層の自殺が突出しており、ライフステージに即した精神保健福祉に関する知識の普及・啓発が必要となっています。

乳歯のむし歯や学童期の永久歯のむし歯は年々減少しているものの、年齢が進むにつれてむし歯の有病率が高くなる傾向にあることから、適正な栄養摂取、フッ素利用や歯磨きなどによる予防対策が必要となっています。

むし歯や歯周疾患に代表される歯科疾患は、歯や口の機能障害だけでなく、ひいては、全身の健康に影響を与えます。生涯健康な歯で豊かな食生活を実現するため、拡大した市域に対応した歯科保健の体制整備や取組みが必要です。

食生活面では、多忙やライフスタイルの多様化による生活の変化などから、朝食抜き、外食依存、思春期からの女性のやせ指向及び中高年の肥満などの増加が見られます。

子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に羽ばたくことができるようにするとともに、市民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるようにすることが大切になっています。

自然の恩恵や「食」に関わる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めながら、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。

市民の健康づくりを進めるうえで、セミナーやヘルスアップ運動講座などの支援的環境整備が不可欠であり、関係行政機関や企業、NPOなどがそれぞれの特性を生かして連携し取り組む必要があります。

施策体系

2 心豊かに健康でいきいきすごす

(1) 自ら進める健康づくり

- 生活習慣病予防の推進
- 介護予防の推進
- 心の健康づくりの推進

(2) 市民とともにすすめる健康づくり

- 健康づくりの推進
- 健康づくり市民運動の推進
- 地区組織活動の促進
- 食環境の整備
- 生涯歯科保健対策の推進

(3) 食育の推進

- 食育の推進
- 子どもの健全な成長を図る食育の推進
- 郷土の食文化や農業への理解を深める食育の推進

施策展開

(1) 自ら進める健康づくり

市民一人ひとりが生涯元気でいきいき暮らすため、自己の健康に関心を持ち、健全な食生活や定期的な運動習慣を確立するなど生活習慣を見直し、積極的に健康づくりに取り組めるよう健康づくりに関する情報提供に努めるとともに、生活習慣病予防と介護予防により健康寿命の延伸を図り、健康づくり日本一を目指します。

精神保健福祉センターを拠点としたセーフティネットを構築してストレス社会でのこころの健康づくりを支援します。

生活習慣病予防の推進

健康教育による各疾患の情報や知識の啓発、健康相談の充実を行うとともに、生活習慣病健診や各種がん検診を実施し、年代に応じた健康的な生活習慣の確立を支援します。

介護予防の推進

家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に対し、教養講座、レクリエーション、健康体操など通所施設での参加を通じた、心身の健康の保持や生きがいづくりと社会参加を促進し、社会的孤立感の解消と併せ自立生活を支援します。

心の健康づくりの推進

「うつ」や「ストレス」に関する正しい知識の普及・啓発と合わせ、ストレスコントロールができる市民が増えるよう講座等を開催します。

施策展開

(2) 市民とともにすすめる健康づくり

健康の保持・増進のために、市民自ら生活習慣を見直すことが大切であり、一人ひとりが主体的に取り組むことが必要であるが、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体として支援していく環境を整備することも不可欠であることから、地域、関係団体などと連携し健康づくりに取り組み、生涯健康でいきいき暮らせるまちを目指します。

健康づくりの推進

本市の健康づくりの指針である健康づくり推進計画を推進し、市民が生涯健康でいきいき暮らせるよう、市民の健康づくりを総合的に推進します。

健康づくり市民運動の推進

市民が自ら健康づくりを実践できるよう、ライフステージ別、分野別に行動目標・数値目標を提示し、健康づくり市民運動を推進します。

地区組織活動の促進

食生活の改善や運動習慣の定着を図るため、セミナーやヘルスアップ運動講座など気軽に参加できる場を多く提供するとともに、健康づくりを支援する地域ボランティアの育成を進め、地区組織やNPOと連携しながら地域での健康づくり活動を推進します。

食環境の整備

市民自らの健康づくりを支援するため、外食産業との連携による食品栄養成分表の普及やヘルシーメニューの提供、さらに特定給食施設における栄養管理の向上など、食の環境整備を進めます。

生涯歯科保健対策の推進

フッ素利用や歯磨きによる口腔衛生の改善、歯周疾患や摂食嚥下障害への対策など、年代に合わせた歯科保健対策を一貫して推進します。

(3) 食育の推進

将来を担う子どもたちがバランスの良い食事や正しい食事マナー、食物の大切さを理解し、望ましい食習慣を身につけて健全な成長を図るとともに、市民が郷土の食文化や農業への理解を深めることで、生涯にわたり「食」について考える習慣を身につけ、さまざまな「食」に関する知識や「食」を選択する力の習得により、心身ともに健やかで豊かな人間性をはぐくんでいけるよう食育を推進します。

食育の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、食育に関しての基本的理念を定め、総合的かつ計画的に食育を推進するための計画を策定し、その計画の実施に向けた啓発を進めます。

子どもの健全な成長を図る食育の推進

バランスの良い食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるよう家庭と連携した食に関する指導を推進するとともに、地産地消の推進など学校給食を一層充実させます。

郷土の食文化や農業への理解を深める食育の推進

将来を担う子どもたちが正しい食習慣を身につけ、健全な成長を図るための一環として、小中学校と連携し、郷土の食文化や農業への理解を深めるとともに、消費者への地場農産物の情報提供を推進することで、地産地消の拡大とともに郷土への愛着を深めます。

3 適切な地域医療の確保

現況と課題

本市の救急医療体制は、初期救急として「新潟市急患診療センター」「西蒲原地区休日夜間急患センター」「在宅当番医制」「新潟県歯科医師会休日急患歯科診療センター」を、二次救急では「病院群輪番制」を、三次救急では「新潟市民病院救命救急センター」を整備し、市民の休日・夜間における医療体制を確保しています。

在宅医療は、24時間いつでも対応が可能な体制が求められるなか、プライマリケアに対応する一次医療機関は概ね整理されているものの、これを支える二次・三次医療機関の機能充実、連携体制の強化が必要となっています。

平成17年の救急出動件数は27,194件で、この10年間で約1.7倍となり、毎年約6.5%の増加が見込まれます。また、平成17年に救急車で搬送された25,315人のうち、入院加療を必要としない軽症の傷病者は50%以上にのぼり、転院搬送（医療機関から医療機関への搬送への搬送）も約10%を占める状況にあります。

どんな病気でも大病院で治療や診察をうける指向が市民に依然として続いており、これにより重症患者への対応が遅れることのないよう、プライマリケアを担う「かかりつけ医」の必要性についての啓発が必要となっています。

市民の救命率の向上のためには、迅速な通報と救急車が到着するまでの間にその場に居合わせた人による応急手当が重要です。

施策体系

3 適切な地域医療の確保

(1) 充実した医療の確保

- 医療機能・体制の整備促進
- 難病患者の療養生活への支援
- 医療安全相談窓口の充実
- 患者とともにある全人的医療の推進

(2) 救急体制の強化

- 救急医療の充実
- 市民と協働による救命率の向上
- 救急業務高度化の推進

(1) 充実した医療の確保

医療における県の中心として高度かつ専門的な医療機能の充実を図るとともに、病院と診療所による適正な医療の役割分担と連携による医療提供サービスを促進します。

医療機能・体制の整備促進

良質で適切な医療を市民に提供するため、かかりつけ医師を持つ市民の割合を増やすための普及・啓発や、病院と診療所の連携を促進します。

難病患者の療養生活への支援

難病患者や家族の在宅での療養生活を支援するサービスの充実とともに、医療機関、サービス提供事業者やボランティア組織との連携を強化し、難病患者を支える体制を強化します。

医療安全相談窓口の充実

医療に係る苦情・相談の円滑な解決を図るため、中立的な立場で患者と医療機関との意思疎通の仲立ちを進め、医療に関する情報を提供して医療に対する市民の安心を高めます。

患者とともにある全人的医療の推進

市民病院は、地域の中核病院として質の高い医療を提供するとともに、患者さんに信頼される病院づくりを進めます。

(2) 救急体制の強化

急な病気や事故、地震など大規模な災害に対応した救急体制の強化に努めます。また、市民の救命率向上のため、初期応急処置の普及に努めます。

救急医療の充実

一次から三次救急医療の連携の推進や適正利用についての普及・啓発を進め市民の救命率向上に取り組みます。また、新たな救急医療体制の整備について検討を進めます。

市民と協働による救命率の向上

突然の心停止などに対する初期救命器具である自動体外式除細動器（AED）の公共施設への設置を推進するとともに，AEDの使用も含めた応急手当講習会を開催し，市民とともに救命率の向上を目指します。

救急業務高度化の推進

救急出動の増加に対応し，民間搬送業者との連携なども含めた傷病者を迅速に搬送する体制を整備します。また，救急救命士の養成や高規格救急自動車の計画的な配備，医師同乗の救急車（ドクターカー）の運行など質の高い救急サービスを提供し，救命効果の向上を目指します。

4 こどもたちの健やかな育ちの支援

現況と課題

本市の出生数は、平成 16 年で 6,695 人となっており、昭和 60 年の 9,168 人と比べると、大幅に減少しています。また、1 人の女性が一生の間に産む平均の子ども数の指標である合計特殊出生率は、平成 16 年では 1.22 で、現在の人口を維持するのに必要といわれている水準（2.08）を大きく下回っています。

そのような状況において、子どもの健やかな成長を支援することは社会的使命であり、行政をはじめとして、子どもを取り巻く家庭や地域、企業など社会全体が連携しながら取り組むことが課題となっています。

平成元年に国連で採択され、平成 6 年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」に基づき、大人が子どものさまざまな権利を尊重する社会の体制づくりが必要となっています。

近年、核家族化の進展から、家庭や地域における養育機能が低下し、出産して初めて赤ちゃんに接する親が増えていることから、妊娠期からの心理的支援や、男女が共に子育てをすることの重要性についての意識啓発など、安心して妊娠・出産できる環境の整備が必要となっています。また、不妊に悩む夫婦への相談体制や経済的支援も重要となっています。

子どもの健やかな成長に大きな役割を果たしている保育園は、市立保育園を 96 園設置しているほか、私立保育園に対し運営費の助成を行い、保育の充実を図っていますが、女性の社会進出や核家族化により、保育園へのニーズが多様化しています。

本市では、子育て応援情報誌「スキップ」やホームページを活用して福祉、保健、医療、教育などさまざまな情報を提供していますが、必要な情報を必要としている子育て家庭へ確実に届けることが必要なことから、市民と連携した情報提供について取り組んでいく必要があります。

結婚や家族に対する価値観の変化などから、母子家庭・父子家庭のひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は経済的に不安定な状況に置かれがちであることから、その支援・援助を進める必要があります。

子どもたちの健やかな成長を図るため、放課後や休日での子どもの居場所づくりやひまわりクラブの充実、児童館や児童センターなどでの健全な遊びを通じた、健康増進と情操を豊かにする取り組みが必要となっています。

少子化の進行や都市化による地域の連帯感の希薄化、誤った育児情報や社会状況の変化の中で、子育てに対する不安や負担感などの複雑な要因から、児童相談所への相談件数が増加し続けています。このため、子育てなどに対する不安や悩みを気軽に相談できる場や、地域子育て支援センターによる孤立しやすい子育て家庭へのきめ細やかな支援が必要となっています。

4 こどもたちの健やかな育ちの支援

(1) 子育て支援の充実

- すこやか未来アクションプランの推進
- こどもの権利を守る
- 安心して妊娠・出産できる環境の整備
- 乳幼児の心と体の健康支援
- 多様な保育サービスの提供
- 子育て家庭への支援
- ひとり親家庭への支援
- こどもの健全育成
- 障害のあるこどもの健全育成
- こどもに関する相談体制の拡充
- 児童虐待防止への取組み
- 地域社会で支える子育ての推進
- 家庭生活と社会生活の両立支援（再）

(1) 子育て支援の充実

明日の新潟を担うすべての子どもが健康でいきいきと暮らせ、将来にわたり新潟に住むことに誇りと夢を持つことができるよう、家庭、学校、地域、企業、行政がそれぞれの役割分担により、仕事と子育ての両立支援や、子育て家庭を支援します。

すこやか未来アクションプランの推進

本市の次世代育成支援対策行動計画である「すこやか未来アクションプラン」に基づき、すべての子どもが健康で、いきいきと暮らせ、将来にわたり新潟に住むことに誇りと夢をもって成長できるよう、市民意見の把握に努めながら子育て支援を進めます。

こどもの権利を守る

子どもの視点にたち、子どもの権利を最善のものとして、条例に立脚した施策を展開することにより、一人ひとりの権利が確保され尊重される社会体制づくりを進めます。

安心して妊娠・出産できる環境の整備

健やかな妊娠・出産を迎えるための講習会の開催や相談指導體制の整備とともに、不妊治療費助成など、安心して出産や子育てができる環境づくりを進めます。

乳幼児の心と体の健康支援

乳幼児健康診断の実施とともに、孤立化しやすい子育て中の保護者に対する早期の専門的な相談体制の強化など、支援体制の充実を進めます。

多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化に伴う多様な保育サービスに対応するため、延長保育といった特別保育や病児デイサービスなど支援事業の充実を図るとともに、保育ニーズに配慮した施設の設置・改善を進めます。

子育て家庭への支援

児童手当や医療費の助成・補助など経済的な支援とともに、地域保健福祉センターでの子育て支援事業や自主的な地域活動の支援に取り組みます。また、子育てに関する必要な情報の提供・発信の充実を図ります。

一部の公営住宅で設けている子育て世帯向け専用枠の拡充を図ります。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、児童扶養手当、貸付金制度、医療費助成など経済的な支援とともに、抱えているさまざまな問題の把握と解決に向けた総合的な支援を進めます。

こどもの健全育成

放課後や休日の子どもの居場所づくりの促進のため、児童館・児童センターなどの整備を図ります。また、保護者の就労支援や家庭に代わる子どもの健全育成の場として、放課後児童健全育成（ひまわりクラブ）など、地域の特性や地域住民のニーズに合った質の高いサービスを積極的に進めます。

障害のあるこどもの健全育成

心身に障害のある児童・生徒に対し、放課後支援活動の場を設け、その健全な育成を図るとともに、保護者の就労支援や介護の疲労回復を支援します。

発達障害については早期発見・早期療育が大切であり、理解の促進とともに、相談及び指導・訓練等の支援を進めます。

こどもに関する相談体制の拡充

児童虐待やひきこもりなど，子どもに関する初期相談から児童相談所における専門的な相談・判定・指導等の措置に至る一貫した対応が可能な体制の拡充を図ります。

児童虐待防止への取組み

児童の心身や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の予防から早期発見，適切な保護や自立支援を行うため，関係機関の連携を強化し，地域をはじめとした社会全体での虐待への対応や啓発を進めます。

地域社会で支える子育ての推進

親子がともに，地域の人々とのふれあいや支えあいの中で成長していくことができるよう，市民の自主的な活動の支援や，地域の住民や団体等と行政との協働により，地域の特性や地域住民のニーズに合った子育て支援を進めます。

家庭生活と社会生活の両立支援（再掲：1章1(4)人権尊重・男女共同参画の社会づくり）

男女の性別にかかわらず育児や介護をはじめとした家庭生活と仕事や地域活動などの社会生活が両立され，いきいきと豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

5 長寿社会をいきいきすこす

現況と課題

本市の65歳以上の人口は総人口の約21%となっており、市民の5人に1人が65歳以上の高齢者という状況で、さらに増加する見込みです。

急速な高齢化が進み、特に要介護の割合が高くなる後期高齢者（75歳以上）の増加により身体機能が虚弱化して他人の介助や介護を必要とする人や、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とする人の増加に対応した体制の整備が必要となっています。

地域保健福祉センター、地域包括支援センターの相互連携による、高齢者の在宅生活の支援、在宅介護についての相談や各種サービスの紹介など、地域での在宅生活を支える支援体制が必要となっています。

新たな社会問題となっている「高齢者虐待」について、迅速かつ適切な保護及び養護者への支援を行うための体制整備が必要となっています。

介護保険の円滑な運営や地域密着型サービスの普及とともに、介護予防サービスや自立した生活を維持できるような支援サービスの充実が必要となっています。

住宅は在宅での生活を支える基盤であり、新築やリフォーム時のバリアフリー化など高齢者に配慮した質的整備が必要となっています。

高齢者が健康で生きがいを持って社会に参加できるよう、老人福祉センターや公民館、老人憩の家などでの趣味・教養講座や健康講座など各種講座の充実、(社)新潟市シルバー人材センターへの支援や高年齢者の雇用の促進が必要となっています。

施策体系

5 長寿社会をいきいきすごす

(1) 高齢者の生活支援

- 自立した生活への支援
- 在宅介護支援
- 地域における相談・支援体制の充実
- 介護サービス基盤の充実
- 介護保険制度の円滑な運営
- 快適な住まいへの支援
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給

(2) 高齢者の生きがいづくり

- 高齢者の生きがいづくりの推進
- 高齢者の雇用と就労の促進

施策展開

(1) 高齢者の生活支援

高齢者が住みなれた家庭や地域で健康で安心して暮らすことができるよう、各種サービスの提供や在宅介護者などへの負担の軽減、高齢者虐待の防止に取り組むとともに、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

自立した生活への支援

高齢者の自立した生活を確保し、安心した生活が送れるよう、定期的な安否確認や相談など在宅高齢者の生活を支援します。

また、認知症や老人性神経症などに関する相談など健やかな老後の生活を支援します。

在宅介護支援

要介護状態にある高齢者に対し、紙おむつの支給や理美容サービスの助成など、快適な生活の維持と健康管理を図るとともに、介護者の精神的・経済的な負担の軽減を図ります。

地域における相談・支援体制の充実

在宅介護についての相談や各種福祉サービスの紹介並びに調整・実施などを行い、高齢者の在宅生活を支援します。

高齢者虐待について、迅速かつ適切な保護及び養護者への支援を行うため、一時保護する居室の確保や関係機関との連携強化を進めます。

介護サービス基盤の充実

在宅での生活を継続することが難しい高齢者が安心して生活できるよう、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームなど入所する施設整備を支援します。

介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度を円滑に運営していくため、居宅・施設サービスの確保や介護サービスの質の向上に努めるとともに、保険財政の安定運営や市民に対する普及・啓発を進めます。

快適な住まいへの支援

安全で快適な高齢者の在宅生活を支援するため、住宅リフォームの費用を助成します。

高齢者向け優良賃貸住宅の供給

民間の高齢者向け賃貸住宅を活用し、高齢者が安全に自立した生活ができるよう、建設費と家賃の一部を助成し優良な住宅の供給を図ります。

施策展開

(2) 高齢者の生きがいづくり

高齢者が家庭や地域などで豊かな経験と知識、技能を活かしていきいきと活動できるよう、生涯学習の推進や趣味を通じた仲間づくり、社会参加の機会づくりを推進します。

高齢者の生きがいづくりの推進

老人福祉センターや公民館、老人憩の家などにおいて、趣味・教養講座、健康講座など多様なニーズに応じた魅力ある講座の開催により、元気でいきいきとした生活が送れるよう生きがいづくりを推進します。

高齢者の雇用と就労の促進

高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進及び自らの能力を生かした地域社会づくりに寄与できるよう、新潟市シルバー人材センターへの支援を進めます。

また、新潟公共職業安定所などと連携し、就職面接会の開催や求人・求職情報の提供に努めるとともに、事業者に対して、雇用の拡大や就労環境の整備を進めます。

6 障害のある人の自立支援

現況と課題

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、利用するための仕組みを一元化した障害者自立支援法が平成 18 年 4 月に施行されました。

本市における障害者手帳所持者の状況は、平成 18 年度当初で、身体障害者は 25,766 人、知的障害者は 3,813 人、精神障害者 2,284 人となっており、障害のある人が住み慣れた地域や家庭で快適に生活できるよう、多様化するニーズに対応したサービスの充実や支援体制が必要となっています。

障害のある人の社会参加がしやすい環境にするためには、外出への支援や情報の確保、コミュニケーションの支援を充実する必要があります。

障害のある人にとって、スポーツ・レクリエーションは心身の健康づくりや生きがいづくり、また、リハビリテーションの一環にもなる大切なものです。今後も競技スポーツなどの活動を支援するほか、身近にスポーツができる環境を整備していく必要があります。

障害者の雇用率は、依然として低い水準にあり、障害者の自己決定を尊重し、自立と社会参加を進めるためには、一般就労への支援と併せて障害に応じた支援が必要となっています。

一般企業に雇用されることが困難な障害者への福祉的就労の場として、通所授産施設や小規模作業所があり、地域生活に大きな役割を果たしていますが、障害者自立支援法の施行に伴い、作業所が新たなサービス体系へ移行していくための支援が必要となっています。

自閉症等の発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援が必要とされています。

障害の有無に関わらず同じ生活条件の実現を目指す、ノーマライゼーション理念の浸透を図るとともに、市民一人ひとりが安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進める必要があります。

施策体系

6 障害のある人の自立支援

(1) 地域生活の支援体制の充実

- 地域生活の支援
- 保健・医療の充実

(2) 自立支援と教育の充実

- 雇用促進と就労支援
- 療育・教育の充実

(3) ノーマライゼーション社会の実現

- 快適な生活環境の整備
- 啓発・広報活動の推進

施策展開

(1) 地域生活の支援体制の充実

障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、障害の状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、地域で相談できる体制等の充実を図ります。

障害のある人の健康の保持及び増進に努めるとともに、障害のある人とその家族の医療費の軽減を図ります。

地域生活の支援

障害の状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、地域で自立した生活を送り社会参加できるよう、相談や生活の場の確保を図るとともに、情報の提供を進めます。

保健・医療の充実

障害者のさまざまな疾患への早期対応や機能低下の防止のために、車いす身体障害者の健康診査やリハビリ・訪問指導の実施などに努めます。

また、自立支援医療制度や重度心身障害者医療費助成など医療費の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 自立支援と教育の充実

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに、適切な教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

雇用促進と就労支援

障害者が自立した生活を送れるよう、一般就労についての支援のほか、一般就労に向けた生活指導や授産指導などの訓練を行う施設や就労の機会の提供など、障害の状態に合わせた支援を行います。また、障害者の雇用に対する国の助成制度の周知や事業主への雇用の普及・啓発を進めます。

療育・教育の充実

障害のある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

(3) ノーマライゼーション社会の実現

障害の有無に関わらず、一人ひとりが互いに尊重し、共に支えあう社会作りを推進するため、障害に対する正しい理解がなされるように啓発活動を進めるとともに、環境の整備にも努めます。

快適な生活環境の整備

快適な在宅生活を支援するため、住宅リフォーム費用の助成や住宅整備資金融資ほか、居住支援の充実に向けた取組みを進めます。

啓発・広報活動の推進

障害のある人が社会の一員として、地域の中で共に生活できる「ノーマライゼーション社会」の実現のため、地域や学校において啓発を進めます。

7 安心な暮らしの保障

現況と課題

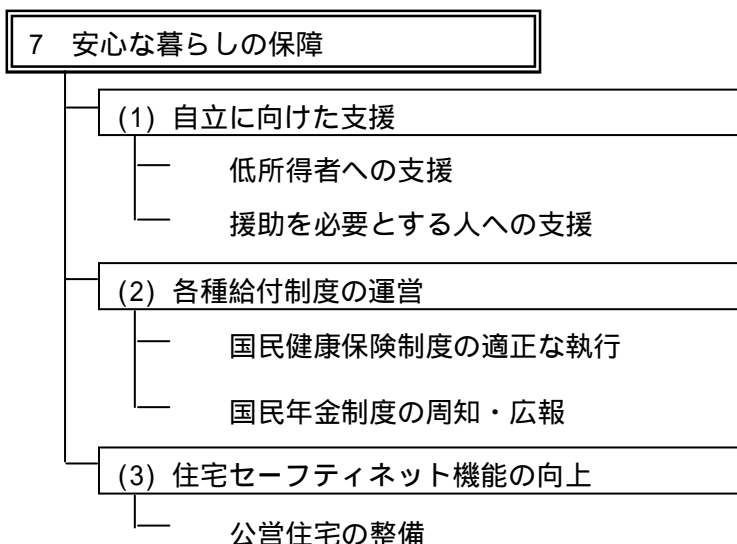
何らかの原因により生活に困窮している人に対し、その程度に応じ、生活保護法による生活扶助など必要な援護を行っていますが、経済的要因に加え高齢化の進行や核家族化の進展などから、生活の援護を必要とする人は増加の傾向にあります。

パートナーからの暴力（DV）、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメントなどは、直接的あるいは間接的にさまざまな形に変え、心身の被害だけでなく個人の存在そのものを脅かす問題として深刻な状況にあります。

国民健康保険事業は、経済不況等の影響による保険料収入が伸び悩む一方、高度医療技術の進歩とあいまって高齢者を中心とした医療費の増加により、保険財政の深刻化が問題となっています。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者が安心して生活を送るための住宅セーフティネットとして機能を備えておりますが、老朽化等により居住水準が低下しているものも多く、改善が必要となっています。

施策体系



(1) 自立に向けた支援

市民の生活の安定を図るため、国や関係機関と連携しながら困窮の程度に応じた必要な保護を行うとともに、積極的な自立助長の促進に努めます。

家庭内暴力やセクシャルハラスメントなど日常生活を送るうえでさまざまな問題を抱え、援助を必要とする人に対する相談・支援に努めます。

低所得者への支援

生活保護法による生活扶助など、必要な援護を行うとともに、被保護世帯の自立助長を図るため、相談体制と生活指導の充実に努めます。

援助を必要とする人への支援

DV、売春、セクシャルハラスメントなど、さまざまな問題を抱え、援助を必要とする女性からの相談に応じ、必要な保護と自立・更生に努めます。

また、ホームレスとなった人に対して自立の支援に努めます。

(2) 各種給付制度の運営

市民に安定した医療保険を保障できるよう、健全で安定した国民健康保険事業の運営に努めるとともに市民の老後の生活安定化のため、国民年金制度の普及・啓発に努めます。

国民健康保険制度の適正な執行

被保険者の健康を守るため、平等で安心できる医療給付を提供します。また、健康に関する意識の高揚に努め医療費の縮減に努めるとともに、保険料の収納確保や医療給付費に応じた保険料の負担の適正化により、健全で安定した国民健康保険事業を進めます。

国民年金制度の周知・広報

市民が老後の所得保障として年金を受けることのできるよう、国民年金制度の周知・広報に努めます。

(3) 住宅セーフティネット機能の向上

高齢化の急速な進行や経済社会構造の大きな変化により増加する社会的弱者のうち、住宅に困窮する低所得者に良好な住宅を供給し、住宅セーフティネット機能の向上を図ります。

公営住宅の整備

建物の老朽化等により居住水準が低下した市営住宅の建替えを推進し、住宅に困窮する低所得者層へ良好な住宅の供給を図ります。

8 地域保健福祉の充実

現況と課題

地域の人びとが支え合っていく地域社会やコミュニティの大切さは理解されているものの、少子高齢化や核家族化、女性の社会進出が進むなかで、家庭や地域での育児・介護に関わる相互扶助機能が低下しており、多様化・高度化する保健福祉ニーズに地域が対応できる体制の整備が求められています。

災害時において市民生活の復興にボランティア活動が大きく貢献したように、ボランティア活動をはじめとする自主的・自発的な市民活動が活発化してきており、今後も市民生活の中にボランティアの心の浸透を図っていく必要があります。

各種保健福祉関連の電算システムや情報のネットワーク化を進め、複雑化・多様化する福祉ニーズに的確に対応する必要があります。

市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のサービスを総合的に調整する地域保健福祉センターを中心とした地域ケア体制の強化が必要となっています。

認知症や知的・精神に障害のある人など、判断能力が十分でない人が、自己の財産管理や保健・医療・福祉の各種サービスを利用できるよう、成年後見制度の周知及び利用促進が必要となっています。

誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」を進めるため、バリアフリー法の精神に基づき、民間施設を含めた建築物等のバリアフリー化や、心のバリアフリーをより一層すすめる必要があります。

施策体系

8 地域保健福祉の充実

(1) 地域で助け合い支え合う保健福祉活動の推進

- 地域保健福祉活動の推進
- 福祉ボランティア活動の推進

(2) 保健福祉サービス体制の充実

- 保健・医療・福祉の連携
- マンパワーの確保
- サービス利用者の権利保障
- 福祉のまちづくりの推進

(1) 地域で助け合い支え合う保健福祉活動の推進

地域の中で助け合い支え合って保健福祉活動を進めていくことが必要であり、地域ボランティアやNPOをはじめとする市民活動を支援して、住民参加型の地域づくりを目指します。

地域保健福祉活動の推進

地域住民やNPO、社会福祉施設等の関係機関の参加や合意形成を図りながら区ごとの地域福祉計画を策定するとともに、市社会福祉協議会との連携を図りながら、地域の実情に応じた地域福祉活動の積極的な展開により、地域で助け合い・支え合う活動が自然な形で行われる成熟した地域社会の形成を進めます。

また、社会福祉サービスが保健医療サービスと密接に関連することから、地域の医療機関や保健師等との連携・ネットワークづくりを推進します。

福祉ボランティア活動の推進

ボランティアをはじめとする市民活動が活発化するなか、市社会福祉協議会ボランティアセンターなどでの活動を支援し、より一層、市民生活の中にボランティアの心の浸透を図り、住民参加型の地域づくりを進めます。

(2) 保健福祉サービス体制の充実

地域の身近なところで保健福祉サービスを一体的・総合的に利用できるよう、提供体制を整備するとともに、保健福祉に関わる人材の育成・確保を促進することにより、サービスの質の向上とサービス利用の援助を図ります。

建築物のバリアフリー化だけでなく、ハード・ソフト両面から誰もが安心して住みやすい福祉のまちづくりを目指します。

保健・医療・福祉の連携

保健所及び地域保健福祉センターの体制整備を図るとともに、区役所と地域保健福祉センターや地域包括支援センター、地域の社会福祉施設や医療機関とで地域情報を共有化し、連携して地域における健康づくりや在宅介護を総合的に支援します。

マンパワーの確保

在宅や施設でのケアサービスを充実させるため、福祉サービス事業者並びに従事者の資質向上に対する自主的な取組みを促進します。

サービス利用者の権利保障

成年後見制度の周知及び利用促進を図り、各種福祉サービスが利用でき、地域で安心して生活が送れるよう支援します。

福祉サービス提供者が自ら第三者評価を受けることを促進し、サービスの質の向上に努めます。

福祉のまちづくりの推進

障害の有無に関わらず、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」を進めるため、バリアフリー建築の促進や、心のバリアフリーを促進し、ハード・ソフト両面での充実を進めます。

9 みどり豊かな居住環境

現況と課題

本市の人口集中地区(DID)の面積は 9,923ha あり,対市街化区域面積比率は約 81%と政令市平均の約 86%をやや下回り,人口集中地区内の人口密度も 58 人/ha と低密度であり,既成市街地においては,事業所跡地等の低・未利用地が存在していることから,今後も市街地内の土地の有効利用や高度利用に向けた取り組みが必要となっています。

核家族化やライフスタイルの多様化に伴う住宅需要が想定できることから,住宅融資の支援などにより,良質な住宅の確認に努める必要があります。

本市で住居表示を実施している地区は平成 17 年度末現在 7,913ha で,住居表示整備計画地域の約 72%となっています。今後も,災害時など緊急時の対応や郵便物等の配達に支障を及ぼすことのないよう表示地区の拡大を進める必要があります。

市民一人当たりの公園面積は,平成 17 年度末で 10.24 m²(全国平均は平成 16 年度末で 8.9 m²)であるが,今後も市民からの多様なニーズに対応したさまざまな公園緑地を創出する必要があります。

平成 17 年度の市政世論調査によると,居住区での今後発展を希望する特徴・特性の第 1 位が「水と緑」であり,緑への関心が高いことが伺えます。このため,引き続き公園の整備や民有地の緑化推進,家庭園芸の普及など,緑あふれるまちの創造に向け取り組む必要があります。

施策体系

9 みどり豊かな居住環境

(1) ゆとりの居住環境

- 宅地の整備
- 良好で安心な住まいづくり
- 田園集落の活性化(再)
- 良好な居住環境づくり
- 住居表示の推進

(2) みどりの街並みづくり

- 公園・緑地等の創出
- 市民協働による緑化の推進
- 緑化意識の醸成

(1) ゆとりの居住環境

快適な住まいは豊かな生活の基本であり、市街地内の低・未利用地などを中心に景観に配慮した計画的な市街地整備を推進し、良好な居住環境づくりに努めます。

老朽化等により災害時に被害が発生する恐れのある住宅のリフォームや建て替えを促進して災害に強いまちを目指します。

宅地の整備

市街地内の低・未利用地などを中心に土地区画整理事業等や開発行為などによる道路・公園・下水道等の公共施設と一体となった居住環境の形成に努めます。

良好で安心な住まいづくり

勤労者への住宅融資を支援することで、良質な住宅供給を図るとともに、マンションや木造住宅の耐震改修工事等を含めたりフォーム資金を支援し、災害に強い住まいづくりを目指します。

③ 田園集落の活性化（再掲：2章2(1)都市と田園のふれあい）

田園集落に調和した田園住宅の整備を促進するなど、農村ならではの魅力を生かした居住環境の整備や、農村地域におけるコミュニティ形成による定住人口の確保を図り、農村地域の活性化を図ります。

良好な居住環境づくり

市民参加のまちづくりのしくみや規制誘導に向けた制度を制定し、住民が主体となったまちづくりのルール化や、狭溢道路の解消、土地の共同利用などを促進し、優れた居住環境づくりを進めます。

住居表示の推進

町名や地番の混乱により市民生活に支障をきたさないよう、住居表示を推進します。

(2) みどりの街並みづくり

街並みの緑化については、公有地はもとより民有地の緑化を促進するとともに、公園の整備を推進し、市民生活に潤いとやすらぎを提供します。

公園・緑地等の創出

公園緑地は、樹木を持つ貴重な環境であるとともに、市民生活に潤いを与え、住民のコミュニティの場として、重要な施設であることから積極的に整備を推進します。

市民協働による緑化の推進

みどり豊かな街並みを形成するため、公有地はもとより民有地の緑化を推進するとともに、市民との協働により、みどりと花があふれる公園や街並みづくりを進めます。

緑化意識の醸成

市民から花や緑の美しさを再発見してもらい、家庭園芸に関する栽培技術などの知識を深めてもらうことにより、まちなかや家庭への花と緑の普及推進を図ります。

10 快適で安全な生活基盤づくり

現況と課題

バス利用者の減少等から、バス路線の廃止が進んでおり、子どもや高齢者を含め自家用車を運転できない人に対する生活交通の確保が必要となっています。

降雪による車両交通等の支障は、市民生活に多大な影響を与えるため、道路の除雪や凍結防止対策の体制を整えておく必要があります。

平成14年度に実施した新潟都市圏域パーソントリップ調査によると、交通手段として自動車の分担率が69.6%と最も高く、昭和63年度の調査と比べて約18ポイント増加した一方で、鉄道・バスなど公共交通は減少しており、自動車への依存が進んでいます。

市内の交通事故は依然として多発しており、近年は特に高齢者が関わっている事故が増加していることから、交通安全教育のより一層の推進により、安全な交通社会の実現が求められています。

市街地における違法駐車は、交通事故や交通渋滞を招く一因となっており、交通安全を進めるうえで対策を推進する必要があります。また、都心の商店街において放置自転車により都市機能が阻害されていることから、駐輪場の整備と合わせた自転車等放置禁止区域の拡大を進める必要があります。

住宅の密集市街地には、災害時に緊急車両の通行できない狭隘な道路が多数存在するため、防災に強く、安全な住環境の形成に向け改善に取り組む必要があります。

下水道の普及率は平成17年度末で67.6%となっており、全国平均の68.1%(平成16年度末)とほぼ同水準にありますが、政令市の平均98.3%(平成16年度末)からは大きく下回っています。

現行の隔月による水道料金等の徴収制度は、毎月徴収する他の公共料金に比べ負担感が大きいとのご意見を頂いています。

市民からの水道への電話による問い合わせに対する総合窓口を設置し、親切でわかりやすいサービスの提供を行います。

10 快適で安全な生活基盤づくり

(1) 身近で快適な交通の確保

- 生活道路の整備
- 道路景観の創出
- 自転車利用環境の整備
- ゆとりと安心のみちづくり
- 生活交通の確保
- 駅・バス停の利用環境の向上（再）
- 除雪体制の充実
- 市民協働による道路維持管理の推進
- 道路維持管理の効率化

(2) 交通安全の推進

- 交通安全意識の普及
- 交通災害救済対策の充実

(3) 上下水道の充実

- 安全でおいしい水の供給
- 水の安定した供給
- お客様サービスの充実
- 水道事業の運営基盤強化
- 下水道処理開始区域の拡大
- 水洗化の普及促進

(1) 身近で快適な交通の確保

市民にもっとも身近な生活道路は、車両だけでなく子どもや高齢者・障害者など誰もが安心して快適に移動できるよう整備を進めるとともに、修繕や除雪など適切な道路の維持管理による交通処理機能の向上に努めます。

区バスなどの整備や駅の利用環境の向上を図り、身近で快適な交通の確保に努めます。

生活道路の整備

市民にとって一番身近であり日常的に利用する生活道路は、地域事情や社会情勢に対応した道路環境整備を行う必要があることから、幹線道路を補完し、また住民生活に密着し、子どもや高齢者・障害者も安全かつ快適に利用できるように、道路改良・道路舗装を進めます。

また門や塀などの撤去費用を助成することで、道路用地の寄付や支障物の撤去を市民から協力してもらい、緊急車両などの通行に支障となる狭隘な道路の拡幅を推進し、安心できる居住環境づくりに努めます。

道路景観の創出

道路景観は、市民の目にふれる機会が最も多い景観であることから、電線類の地中化や街路樹の整備などにより道路空間の質を高めます。

自転車利用環境の整備

河川沿いなどで自転車道のネットワーク化を図り、駅周辺や都心の商店街で駐輪場の整備を行うことにより、自転車利用者の利便性を高めるとともに、自転車利用を促進することにより、環境負荷の軽減を図ります。

ゆとりと安心のみちづくり

駅やバスターミナル、公共施設などの周辺においては、高齢者や障害者だけでなく、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを基本とした歩道のバリアフリー化を進めるとともに、地域事情に対応したコミュニティ道路や歩車共存道などの整備を進めます。

また、都心での放置自転車が歩行者の障害になっていることから、駐輪場の整備を進めます。

生活交通の確保

路線バスの運行確保に取り組むとともに、区バスや地域が主体となって運営する住民バスの活動を支援し、市民に必要な生活交通の確保に努めます。

駅・バス停の利用環境の向上（再掲：3章4(5)安全・便利な公共交通体系の構築）

公共交通の利便性を高めるため、駅の自由通路及び駅前広場やバス停周辺の整備に努めるとともに、交通結節点などにおいてパークアンドライド駐車場の整備を進めます。

除雪体制の充実

降雪時においては、地域により積雪の状況が異なることから、各区役所において、各区の実情に合わせた迅速な除雪を行うことにより道路交通を確保し、市民生活の安定に努めます。

市民協働による道路維持管理の推進

市民との協働により、適切な道路の維持管理を行い、ごみや雑草のないきれいなまちづくりを進めます。

道路維持管理の効率化

道路構造物のうち、特に社会的影響の大きい橋梁について、保有する社会資本ストックの機能を効率的に維持する仕組み（アセットマネジメント）をつくるなど、維持管理コストの削減に努めます。

施策展開

(2) 交通安全の推進

交通量の増加などに伴い厳しさを増す交通情勢を背景に、多発している交通事故から市民の安全を守るため、市民一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりと譲り合い、そしてゆとりの心を持って行動できるよう交通安全意識の普及に努めます。

交通安全意識の普及

交通事故防止に向け、各季交通安全運動や交通安全教室の実施をはじめ、各小学校区で組織する交通安全推進協議会の設立促進及び活動支援などを通じ、自らの安全は自ら守るという市民意識を醸成し、交通安全意識の普及を図ります。

交通災害救済対策の充実

交通災害の被災者救済に資するため、新潟県交通災害共済制度の普及に努め、市民の加入を促進します。

(3) 上下水道の充実

快適な生活環境を創出するため、安全でおいしい水道水を安定的に供給するとともに、水道利用者であるお客様の視点に立ったサービスを提供し、経営の効率化に努めます。また、下水道の効率的な整備を進め、処理開始区域を拡大するとともに、水洗化の普及促進を積極的に図っていきます。

安全でおいしい水の供給

本市独自の「水のおいしさ基準」を定め、より安全でおいしい水を提供します。

貯水槽水道衛生管理の徹底を図るため、保健所と連携して貯水槽水道の設置者に対し、適切な指導・助言を行ないます。

水の安定した供給

経年劣化した管路を更新し、漏水事故防止・赤水発生予防及び耐震性の向上を図ります。

配水幹線(大口径管)を整備し、給水安定性の向上を図ります。

お客様サービスの充実

コールセンターの開設により受付・問い合わせ機能の一元化を図るなど、水道利用者である「お客様」の視点に立ち、高度化・多様化するお客様のニーズ対応した利便性の高いサービスを提供するとともに、業務の効率化を推進します。

水道事業の運営基盤強化

合併による市域の拡大に伴い、浄水場を統廃合し、経営の効率化を図ります。また浄水場の統廃合により配水系統が変更になるため、必要な配水管の整備を行います。

下水道処理開始区域の拡大

誰もが快適で衛生的に暮らせるよう下水道施設の整備を効率的に進め、処理開始区域の拡大に努めます。

水洗化の普及促進

公共下水道が整備され各家庭が下水道に接続可能となった地域では、水洗化による生活環境の向上などを図るため、水洗化のための説明会の開催や普及啓発活動を積極的に行います。

基本計画

2 施策別プラン

市民が共に育つ，教育文化都市

1 地域と家庭がひとを育てる

現況と課題

今の子どもたちは物質的な豊かさや便利さの中で豊富な知識を持ちながら、交友関係の不足や社会性の低下など人間形成にかかる問題点が指摘されています。一方でこうした子どもたちを教育する家庭においては、子育てに悩みをもつ親や、親自身の話し相手や相談相手がいないといった親たちが増え、子育てへの不安を持つ傾向が見られます。また、地域全体で子どもを育てようとする意識や力が減少していることから、地域コミュニティがこうした親子を支えることが難しくなっています。

子どもの実態、地域住民や保護者の考え、地域の特性などを踏まえ、地域に根ざした特色ある教育活動を行っていく必要があります。

学校・地域・家庭・公民館や図書館など教育機関のそれぞれが個々に子育てや教育活動を進めていくだけではなく、地域社会全体で担っていくことが求められています。

学校が地域の生涯学習施設や、スポーツの拠点施設としての役割を積極的に果たせるよう、学校は地域の一部であるとともに、地域全体が学校であるという視点で「開かれた学校づくり」を進めていく必要があります。

施策体系

1 地域と家庭がひとを育てる

(1) 学・社・民の融合の推進

- 地域と共に歩む学校づくりの推進
- 市民の生涯学習施設運営への参画
- 保護者や地域と連携した安全対策の推進
- 地域における生涯学習活動への支援（再）
- 非行等への対応（再）
- 青少年の居場所づくり（再）
- 青少年の健全育成の推進（再）
- 防犯ボランティア活動等の支援（再）

(2) 家庭教育の充実

- 家庭教育充実の支援

(1) 学・社・民の融合の推進

ますます複雑化する学校や地域の問題へ対応するには、地域社会全体で教育活動を支え、担っていく必要があります。そのため、学校教育や社会教育と地域住民、地域課題に取り組む団体などの民間とが融合する「学・社・民の融合」を進めます。また、地域特有の教育資源や人材を活用し、保護者や地域住民等が学校・生涯学習施設運営や教育活動に参画しやすい環境づくりを推進します。

地域と共に歩む学校づくりの推進

学校が、今まで以上に地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域とのさまざまな活動を結ぶ地域教育コーディネーターを核としたネットワークづくりやふれあいスクール等の協働事業等を進めます。

市民の生涯学習施設運営への参画

市民の生涯学習に対する意見を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、生涯学習施設運営への参画を進めます。

保護者や地域と連携した安全対策の推進

校内や通学路における子どもの安全対策や防犯対策を、セーフティ・スタッフをはじめとした保護者や地域住民との連携、警察など関係機関との連携を強化して進めます。

地域における生涯学習活動への支援（再掲：5章3(1)学習機会の充実）

地域学など地域の特性を生かした学習活動の促進や、市民が地域活動等に参画していくための主体的な学習活動ができる研修や組織づくりを支援します。

非行等への対応（再掲：5章2(2)豊かな心と健やかな体の育成）

暴力行為や性の逸脱行動等の子どもの問題行動の解決のために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割りを果たし、一体となった取組みや支援を行います。

青少年の居場所づくり（再掲：5章2(2)豊かな心と健やかな体の育成）

公民館などに、青少年が地域で気軽に立ち寄り、自由に集まることができる場を提供し、地域の人との語らいや交流などにより、自立心や社会規範を身に付け、自ら地域社会の構成員であることを自覚できる取組みを進めます。

青少年の健全育成の推進（再掲：5章2(2)豊かな心と健やかな体の育成）

青少年が健やかに成長していくことができるよう、青少年育成団体の活動を支援するなど、地域の中での健全育成活動への取組みを推進します。

防犯ボランティア活動等の支援（再掲：4章1(1)犯罪の防止）

地域住民等により自主的に行われている防犯活動への支援を充実することにより，活動団体の活動を活性化するとともに，防犯活動の市内全域への波及・浸透を進めます。

施策展開

(2) 家庭教育の充実

子どもの基本的な生活習慣やモラル形成には家庭や地域の果たす役割が大きいことから，子育て家庭への支援や子育てについての学習機会の提供とともに，相談体制を充実させます。

家庭教育充実の支援

家庭の教育力の向上に向け，学校と家庭の連携推進，家庭教育に関する不安や疑問等に対応する相談体制の強化などの支援に取り組みます。

2 自分の力に自信をもつ心豊かな子ども

現況と課題

平成 15 年 12 月に学習指導要領が一部改正され、「確かな学力」の育成が一層重視されています。また、子どもたち一人ひとりの個性や能力に応じた教育の充実や児童生徒の自ら学ぼうとする意欲の向上を図ることが求められています。

本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、いじめが原因で不登校に陥るケースも発生していますが、支援のための施設・スタッフともに十分な対応ができない状況といえます。支援・相談体制を整備し、いじめ・不登校の未然防止につなげる必要があります。

平成 16 年度の体力テストでは、本市の児童生徒の平均数値が全国平均数値を下回っている項目が多いという結果が出ておりますが、学力に比べ体力に対する関心は低い現状にあります。指導者の確保や体力向上の必要性のアピールが必要であり、大学と連携しつつ学校・家庭・地域が一体となった取り組みを行う必要があります。

朝食の欠食や食べ物の好き嫌い、生活習慣病の若年化が問題になっていることから、子どもや保護者に正しい食習慣について指導・啓発していくとともに、食に関する指導の充実など食育について一層の取り組みを図っていく必要があります。

一人ひとりの子どもが、本市の歴史や文化に対する理解を深め、広い視野をもって異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人びととともに生きるための資質や能力を育成することが重要になります。

養護学校や特別支援学級に在籍または通級指導教室に通級する児童生徒数は年々増加し、障害の状態も多様化する傾向にあるため、特別支援学級等の適正配置と生徒の実情に合わせた適切な指導を行うことが求められています。

発達障害の子どもへの対応において、医療機関や相談機関等各支援機関のネットワークが構築されていないために、相談や連絡調整に支障が出ていることから、特別支援教育サポートセンターを中心とした支援体制の確立が必要です。

多様化する学校教育のニーズに対応するため、特色ある学校づくりや一貫教育・一貫校など新たな取り組みも含めた学校づくりを推進していく必要があります。

少子化・核家族化等社会環境の変化により、子どもたちの体験活動等が困難になっています。公民館・学校・地域が連携して子どもたちに体験活動やボランティア活動等を支援していく必要があります。

青少年の健全育成や、安心して過ごすことのできる居場所を地域の中に提供する必要があります。

2 自分の力に自信をもつ心豊かな子ども

(1) 確かな学力の向上

- 学ぶ目的意識をもち、将来の生き方を考える教育の推進
- 基礎・基本を身に付ける教育の推進
- 学習習慣の定着と読書活動の推進

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- 体験活動・ボランティア活動の支援
- いじめ・不登校への対応
- 体力づくりの推進
- 健康づくりの推進（再）
- 子どもの健全な成長を図る食育の推進（再）
- 非行等への対応
- 青少年の居場所づくり
- 青少年の健全育成の推進

(3) 世界と共に生きる力の育成

- 国際理解教育の充実
- コミュニケーション能力の育成

(4) 特別支援教育の充実

- 自立を目指す特別支援教育の推進
- 特別支援教育のサポート体制の推進

(5) 校種間・学校間連携を活かした特色ある学校・園づくり

- 校種間連携の推進

(1) 確かな学力の向上

知識や技能の習得に加え、身の回りや社会に対する問題意識をもって自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力などの確かな学力を身に付けていくことが求められることから、学ぶ楽しさや学ぶ意義を伝えるための施策を総合的に推進するとともに、基礎・基本を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力などを培う教育を推進し、一人ひとりの確かな学力の向上を図ります。

学ぶ目的意識をもち、将来の生き方を考える教育の推進

子どもが自分で学びの目的を設定し、学び続けることができるよう、キャリア教育などの将来の生き方や職業について考える教育を推進します。

基礎・基本を身に付ける教育の推進

一人ひとりの子どもが、基礎・基本を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を培うことができるよう、子どもの実態を的確に把握し、個に応じたきめ細かな指導体制や支援体制を充実します。

学習習慣の定着と読書活動の推進

学校や家庭での学習習慣の定着や読書活動推進のため、家庭との連携を進めながら、支援体制の充実を図ります。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

他者を思いやる心や感動する心など豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力を身に付けるため、精神的な自立や社会性を育み、生涯にわたって健やかに生き抜く力をはぐくむ施策を展開します。

体験活動・ボランティア活動の支援

豊かな心をはぐくむために、各種の体験活動やボランティア活動に取り組むことができるよう支援します。

いじめ・不登校への対応

いじめの根絶や不登校の減少に向けて、早期発見・早期対応のための体制と相談・支援体制を充実させます。

体力づくりの推進

大学と連携しつつ学校・家庭・地域が一体となって、運動の大切さを知り、楽しさを味わうことのできる環境を整え、子どもの健やかな体をはぐくみます。

健康づくりの推進（再掲：4章2(2)市民とともにすすめる健康づくり）

子どもが自らの健康に関心をもち、健康の増進、病気の予防等と健やかに生きるための主体的な健康づくりができるよう支援します。

子どもの健全な成長を図る食育の推進（再掲：4章2(3)食育の推進）

バランスの良い食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるよう家庭と連携した食に関する指導を推進するとともに、地産地消の推進など学校給食を一層充実させます。

非行等への対応

暴力行為や性の逸脱行動等の子どもの問題行動の解決のために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となった取組みや支援を行います。

青少年の居場所づくり

公民館などに、青少年が地域で気軽に立ち寄り、自由に集まることができる場を提供し、地域の人との語りや交流などにより、自立心や社会規範を身に付け、自ら地域社会の構成員であることを自覚できる取組みを進めます。

青少年の健全育成の推進

青少年が健やかに成長していくことができるよう、青少年育成団体の活動を支援するなど、地域の中での健全育成活動への取組みを推進します。

施策展開

(3) 世界と共に生きる力の育成

国際化の中で、自らの意思を表現できる資質を備えて外国人とのコミュニケーションを図る能力を培うことや、世界を身近に感じ、諸外国の伝統・文化を尊重することができるような取組みを進めます。

国際理解教育の充実

わが国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深めるとともに、広い視野をもって異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人と共に生きていく資質や能力を育成する教育を充実させます。

コミュニケーション能力の育成

諸外国の人々と互いの文化，習慣，価値観などを理解し合い，信頼関係を築いていくことができるよう，相手の考えにも充分耳を傾け，自分の考えをもち，相手に伝えていくことができる教育を充実させます。

施策展開

(4) 特別支援教育の充実

従来特殊教育が対象としてきた障害だけでなく，学習障害（LD），注意欠陥/多動性障害（ADHD），高機能自閉症の子どもも含めた適切な支援を進めます。

自立を目指す特別支援教育の推進

子ども一人ひとりのもつ可能性を最大限に伸ばし，自立し社会参加するための基礎となる力をはぐくむ教育を進めます。

特別支援教育のサポート体制の推進

特別支援教育推進のため，特別支援教育コーディネーターを養成したり，関係諸機関等と連携した巡回相談を実施するなど，学校や教職員をサポートする支援体制を充実させます。

施策展開

(5) 校種間・学校間連携を活かした特色ある学校・園づくり

子どもたちの育ちを長期的な視点でとらえた教育を進めることにより，教育課程や学習環境，学校生活に連続性をもたせ，子どもの成長に合わせた学びと育ちをつなぐ教育を推進します。

校種間連携の推進

教育課程や学習環境，学校生活に連続性をもたせる一貫教育を中学校区単位を基本として行うとともに，教員の学校種間の人事交流を進めます。

3 生涯を通じて学び育つ新潟市民

現況と課題

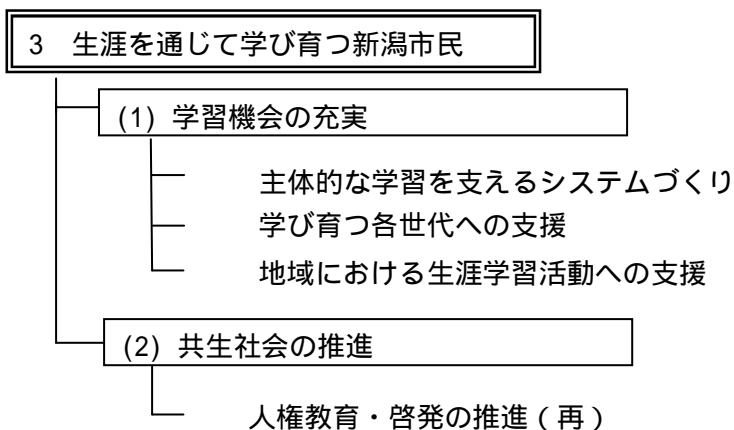
社会情勢とともに様々に変化する各世代が抱える課題に対応した学習情報や学習機会の提供が求められています。

平成19年から21年までに60歳になる市民は42,544人と見込まれています。いわゆる団塊の世代を中心とした自分なりの価値観を大切にする「アクティブシニア世代」は、フルタイムではない仕事やボランティア活動など社会活動への意欲が旺盛であり、地域活動やボランティア、NPO・NGO活動での活躍が期待されます。

地域の生活課題は多種多様であり、これらを解決するために地域住民が主体的に学習することが求められています。

だれもが人間として等しく尊重され、共に生きる喜びを実感できるように、性別、世代、障害の有無、国籍、習慣、文化、考え方などのさまざまな違いを認め合い、互いを尊重し、共生する社会をつくっていく努力が必要です。

施策体系



(1) 学習機会の充実

市民のニーズや課題に応えられる学習情報や学習機会を提供するとともに、学習で得た知識や経験などの成果を還元する場を拡充し、生涯を通じて学び育つ活動を支援します。

主体的な学習を支えるシステムづくり

市民が、いつでも手軽に参加できる学習の場の確保をはじめ、主体的に学習活動ができる環境づくり、大学との連携による学習機会の提供、さまざまな学習情報の提供などを行います。

学び育つ各世代への支援

市民のニーズや課題に応えられる学習機会の提供、学習で得た知識や経験等の成果を還元する場の拡充などの支援を行います。

地域における生涯学習活動への支援

地域学など地域の特性を生かした学習活動の促進や、市民が地域活動等に参画していくための主体的な学習活動ができる研修や組織づくりを支援します。

(2) 共生社会の推進

お互いを尊重し、共生する社会の実現を目指すため、人権問題に関する理解を深める教育を推進します。

人権教育・啓発の推進（再掲：1章1(4)人権尊重・男女共同参画の社会づくり）

職場、地域、学校、家庭など社会のあらゆる場面における人権尊重意識の高揚を図り、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しあえる平和で豊かな社会」の実現を目指します。

4 学びを支援する学習環境

現況と課題

近年、地震や風水害などの自然災害をはじめ、学校への外部侵入者による殺傷事件や登下校中における不審者の出没や児童・生徒に対する誘拐など、学校現場を取り巻く事故や事件が多発しています。体育館をはじめとする学校施設は、災害時の地域住民の避難場所や地域コミュニティ活動の拠点としての役割も大きいことから、子どもの安全確保に加え地域環境にも配慮した学校施設の整備が必要です。

学校教育における学習内容や指導方法の変化や、生涯学習における学習内容や活動に対するニーズの多様化など、社会の変化に対応できる学校施設や市民の学習活動を支援する場の整備・充実が求められています。

学校教育に対する保護者や地域住民のニーズは多様化し、学力向上や安全な学校など多岐にわたり、教職員に対し優れた指導力が求められていますが、指導力不足や精神疾患の教職員も増加しています。複雑かつ多岐にわたる教育課題を解決し、学校教育の充実を図るためには、指導力に優れた教職員が不可欠です。地域住民や保護者、子どもから信頼される教職員が求められています。

教育行政を取り巻く社会情勢や教育現場で抱えている課題などを行政と学校、地域、家庭が共通認識、課題解決に向けてそれぞれの役割を明確にするとともに、お互いが連携しながら対応していくことが大切であり、そのためにはさまざまな情報を収集すると同時に発信し、情報を共有化していかなければなりません。

施策体系

4 学びを支援する学習環境

(1) 学習環境の整備

- 安全な学校施設
- 効果的な指導を支援する施設設備の整備
- 学校施設の整備
- 公民館・図書館を核としたネットワークづくり

(2) 信頼される教育関係職員の育成

- 教育関係職員の研修プログラムの充実
- 教職員への支援体制の充実
- 信頼される教職員の採用・登用
- 教育関係職員の人事管理の適正化

(3) 開かれた教育行政の推進

- 教育情報の収集と発信
- 学校を支援する新たなシステムづくり
- 多様な教育の機会・支援体制の整備
- 学校の適正配置
- 教育施策に対する評価の充実

施策展開

(1) 学習環境の整備

子どもたちや市民にとって快適に利用できる施設の整備を行い、学習環境の向上を図ります。

安全な学校施設

子どもの安全を守るため、自然災害や、地域住民で子どもを見守ることができる環境にも配慮した学校施設をつくります。

効果的な指導を支援する施設設備の整備

少人数指導，I Tや図書館を活用した指導など効果的な指導を実施するための学校施設設備の整備を進めます。

学校施設の整備

より安全で快適な学校環境を目指し，長期的な視野に立った計画的な改築・耐震補強・老朽改造を行い，学校施設の整備を進めます。

公民館・図書館を核としたネットワークづくり

中央図書館を核とした図書館ネットワークを構築するとともに，地域特性を生かした公民館，図書館の再編整備を進めます。

施策展開

(2) 信頼される教育関係職員の育成

教育関係職員が効果的に学ぶことのできる環境の整備や支援体制を整えるとともに，能力を十分に発揮できる施策を展開します。

教育関係職員の研修プログラムの充実

研修プログラムの再編成や新設，自発的な研修に対する支援，研修に取り組める環境の整備などを行い，教育関係職員の研修を充実させ，力量形成を進めます。

教職員への支援体制の充実

教職員の資質向上に対するニーズや課題に応えるための研修や相談等に対する支援を，高等教育機関や専門機関等と連携して充実させます。

信頼される教職員の採用・登用

子どもの健やかな成長を支え，地域住民や保護者，子どもから信頼される教職員の採用，管理職の登用を進めます。

教育関係職員の人事管理の適正化

優秀で多様な能力をもった教育関係職員を確保・育成していくために，教育関係職員の人事管理の適正化を進めます。

(3) 開かれた教育行政の推進

教育情報の受発信など多様化する教育課題に対応する施策を展開するとともに、適切な事業評価等を実施し、教育行政の推進体制の整備・充実に努めます。

教育情報の収集と発信

教育情報や特色ある取り組みを実践している学校・園等の教育活動の様子などを地域や市立学校・園へ積極的に発信したり、教育委員会の意見聴取機能を充実させたりします。

学校を支援する新たなシステムづくり

保護者や地域の信頼に応え、学校が主体的に教育活動を展開できるよう、学校の機能を高める新たなシステムづくりを進めます。

多様な教育の機会・支援体制の整備

さまざまな理由により支援が必要な子どもに、家庭環境や学習能力などに応じた教育・支援を受けることができる体制や相談機能を整備します。

学校の適正配置

教育効果の向上と教育環境の整備を図る目的で適正な学校規模等について検討し、小・中学校等の適正な配置を進めます。

教育施策に対する評価の充実

教育に対するニーズや課題に必要なとされる資源を確保し、有効に活用しながら最大の効果が得られるよう、優先順位や施策の効果等を随時見極め、さまざまな角度から評価・検証を実施して教育ビジョンの進行管理を行います。

5 文化の振興

現況と課題

本市には歴史と風格のある「まち」に育まれてきた魅力ある文化が息づいています。その素晴らしさに対する理解を深め、誇るべきものとして市内外に浸透させる必要があります。

市民の間では多様な芸術文化活動が活発に行われています。こうした芸術文化活動を一つひとつ大切にはぐくむ土壌を作り、にいがた文化の個性や魅力を開花させていくことが重要です。

本市は開港五港のひとつという歴史があり、また 313 件の国県市指定文化財や約 700 か所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）など数多くの歴史的な財産があります。

施策体系

5 文化の振興

(1) 個性ある文化の創造と発信

- 優れた芸術文化に触れる機会の提供
- 芸術文化の拠点機能充実
- 文化施設の整備

(2) 市民の文化活動の振興

- 文化活動の活性化
- 文化を担う人材・団体の育成
- 文化交流の促進

(3) 歴史・文化遺産の継承と発信

- 文化財の保護と活用
- 史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用
- 歴史的資料の保存と活用
- 新潟市の歴史を発信・紹介
- 歴史民俗資料館などの再整備

(1) 個性ある文化の創造と発信

本市の文化を全国・世界に発信し、本市の良好なイメージを浸透させるとともに、本市の文化をさらに発展させるための取組みを進めます。

優れた芸術文化に触れる機会の提供

質の高い芸術鑑賞の機会を提供し、市民の芸術文化への理解を深めてもらいます。また、にいがた文化の紹介やゆかりの文人の顕彰を行います。

芸術文化の拠点機能充実

市民芸術文化会館や美術館などを芸術文化の拠点とし、全国に発信できる芸術文化事業を企画実施するとともに、情報の収集・発信や人材育成などを行い、本市の芸術文化の輪を広げ、より優れたものとしめます。

文化施設の整備

市民の文化活動の振興や支援するための拠点となる文化施設の整備を進めます。

(2) 市民の文化活動の振興

市民の文化活動への支援や人材育成を進め、市民文化の活性化とレベルアップを図ります。

文化活動の活性化

市民の文化活動への支援・助成や創作活動に意欲をもたらす公募事業の開催などを通じ、にいがた文化の活性化とレベルアップを図ります。

文化を担う人材・団体の育成

高度な芸術文化の開花及び市民文化の創造に向けて、その担い手となる人づくりを進めます。

文化交流の促進

本市の伝統文化などの優れた文化を広く発信し、国内外との文化交流を進め、相互理解を深めるとともに新潟のイメージアップを図ります。

(3) 歴史・文化遺産の継承と発信

数多くの本市の歴史・文化遺産の保存・活用を図るとともに、個性豊かな歴史・文化を育んできた本市の歴史を明らかにし、情報を発信していきます。

文化財の保護と活用

市内にある有形・無形の文化財等は先人が残した貴重な宝物であり、新潟らしさを守り伝えてきたものであることから、これを良好な状態で後世に引き継ぐとともに、その魅力を市内外に発信し新潟のイメージアップを図ります。

史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用

市内にある史跡・歴史的建造物等は本市が発展してきた歴史を知るうえで貴重な遺産であり、これを良好な状態で保存し後世に引き継ぐとともに、その活用により本市の歴史と魅力を市内外に発信しイメージアップを図ります。

歴史的資料の保存と活用

本市が所蔵する歴史的な公文書や行政刊行物、さらには個人で所蔵されている歴史文書などは、本市の歴史や地域の伝統文化を支えていくうえで重要かつ貴重な財産であることから、その整理保存と活用を図ります。

新潟市の歴史を発信・紹介

みなとまち新潟の歴史や地主文化など個性豊かで多様な地域性を持つ歴史・文化を明らかにし、市民や国内外に広く発信します。

歴史民俗資料館などの再整備

本市の歴史や地域の持つ伝統文化などを市民に分かりやすく紹介するために、市内に数多く設置されている多種多様な歴史文化施設や今後も設置が計画されている複数の施設について、テーマ性を持たせるなどにより再編整備をします。

6 まちづくりに生かす生涯スポーツ

現況と課題

市民のスポーツ実施割合は全国平均を下回っていますが、生活習慣病の増加や体力の低下が大きくクローズアップされ、健康維持・増進のためのスポーツ活動に対する市民のニーズが高まっています。また、ストレスの多い現代社会において、心の健康、リフレッシュのためのスポーツ活動も重視されています。

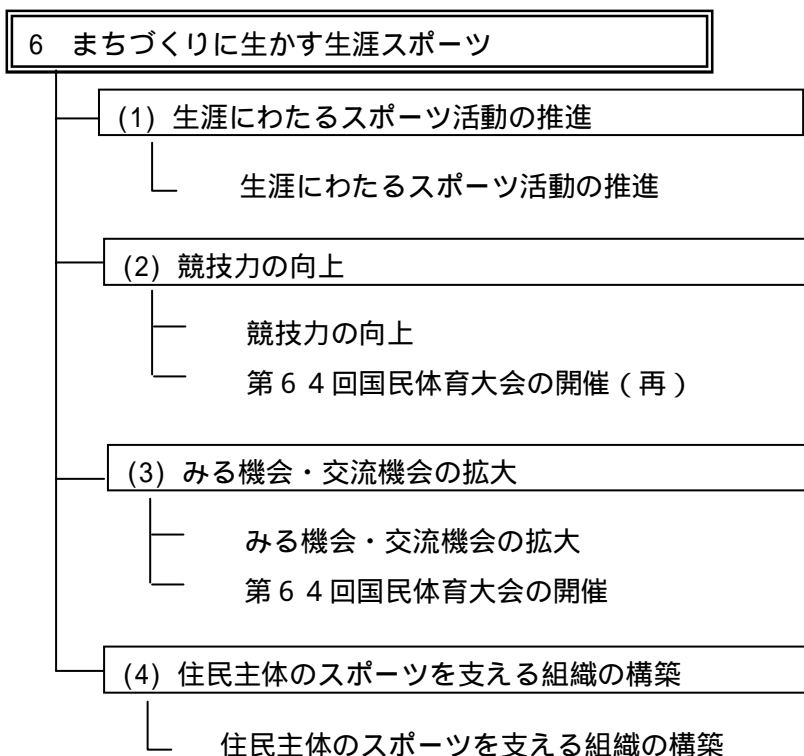
競技スポーツの分野では、全国トップや世界に通じる選手の育成が求められています。

市民にトップアスリートのプレイに接する機会を提供するなど、サッカーをはじめとする本市のプロスポーツチームや国際大会を活用した地域スポーツ文化の醸成やスポーツを通じての交流が求められています。

平成21年に国民体育大会の開催が予定されていることから、政令指定都市としての新しい本市の魅力を全国にアピールする絶好の機会と捉え、全市的な取組みを推し進めていく必要があります。

地域に密着したスポーツ活動を地域住民の手で行うため、地域のスポーツの核となる組織の構築が必要です。

施策体系



(1) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

市民の誰もが、いつでも、どこでも、誰とでもスポーツに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツを推進し、多様化するニーズに対応した取組みを展開していきます。

生涯にわたるスポーツ活動の推進

幼児から高齢者まで幅広い市民のスポーツニーズに対応し、市民が主体的に日常生活の中にスポーツを取り込んでいけるようなスポーツ環境の整備を進めます。

(2) 競技力の向上

競技力向上のための将来展望に立ったスポーツ環境の整備を促進します。

競技力の向上

競技力向上のため、関係団体と連携しながら小・中・高校生を主体にした一貫指導体制を構築するとともに、将来的展望に立ったスポーツ環境の整備を促進します。

第64回国民体育大会の開催（再掲：5章6(3)みる機会・交流機会の拡大）

国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会を開催し、トップアスリートの競技を見る機会や他県選手団との交流の場などを提供することにより、市民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らせるよう、スポーツの普及啓発を図ります。

(3) みる機会・交流機会の拡大

スポーツのみる機会・交流機会を拡大し、感動・夢・希望を与え、地域スポーツ文化の醸成を図るとともに、スポーツによる国内・国際交流を推進します。

みる機会・交流機会の拡大

国際大会を積極的に開催するとともに、地元プロスポーツに接する機会の提供を行うなど、人と人とのふれあいや地域の交流を通して、健康で豊かな生活を生み出す取組みを行います。

第64回国民体育大会の開催

国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会を開催し、トップアスリートの競技を見る機会や他県選手団との交流の場などを提供することにより、市民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らせるよう、スポーツの普及啓発を図ります。

(4) 住民主体のスポーツを支える組織の構築

市民が自立して主体的に活動できる環境の整備を促進します。また、スポーツがより身近に快適に利用できる情報の提供と、スポーツに関わらない方でも興味や関心をもってもらえるシステムの構築を目指します。さらに、市民スポーツ活動を広く健康対策の一環ととらえ、スポーツ医科学支援体制の充実を図ります。

住民主体のスポーツを支える組織の構築

市民の健康維持・増進と地域のつながり・連携を図るため、地域住民で構成されたスポーツ振興会の充実を図るとともに、スポーツ情報のネットワーク化を進めます。